



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 病院事業局事項

- 沖縄県病院事業局組織規程等の一部を改正する規程…………… 1
- 沖縄県病院事業局職員就業規程の一部を改正する規程…………… 3
- 沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程…………… 4
- 令和2年4月1日における沖縄県病院事業企業職員の昇給の号級数の特例に関する規程……………92
- 沖縄県病院事業局財務規程の一部を改正する規程……………93
- 沖縄県病院事業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程……………93
- 沖縄県病院事業局職員の人事評価実施規程及び沖縄県病院事業局職員の時間外勤務に関する事務  
処理要綱の一部を改正する訓令…………… 126

## 病院事業局事項

### 沖縄県病院事業局管理規程第3号

沖縄県病院事業局組織規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我那覇 仁

### 沖縄県病院事業局組織規程等の一部を改正する規程

(沖縄県病院事業局組織規程の一部改正)

**第1条** 沖縄県病院事業局組織規程(平成18年沖縄県病院事業局管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

(課及び内部組織の設置)

**第4条** 本庁機関に置く課の名称及び当該課の内部組織は、次の表に掲げるとおりとする。

名称	内部組織	
	室	班
病院事業総務課		総務班 企画班 人材確保班
	人事労務管理室	人事班 給与班
病院事業経営課		総務班 予算経理班 経営改善班 施設整備・ICT推進班

第5条に次の1項を加える。

2 人事労務管理室の所掌事務は、前項第6号に掲げる事務(人材の確保に関するものを除く。)、同項第7号から第9号までに掲げる事務及び同項第10号に掲げる事務(人事及び給与に関することに限る。)とする。

第8条第1項の表中

科局又は課室

を

課、局、室又は課

に改める。

第10条第1項の表中

「	労務管理監	病院事業総務課	労務管理に関する事務並びに人事班及び給与班の事務を総括する。	を	
「	室	長	室	室の事務を総括する。	に

改め、同条第2項の表中「課長」を「上司」に改める。

第12条第2項の表中「薬局に関する特定業務」を「薬局長の職務を補佐し、薬局に関する特定業務」に、「専門的技術に関する業務を」を「技師長の職務を補佐し、専門的技術に関する特定業務を」に改める。

(沖縄県病院事業局事務決裁規程の一部改正)

**第2条** 沖縄県病院事業局事務決裁規程(平成18年沖縄県病院事業局管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「本庁課長、労務管理監」を「本庁の課長、本庁の室長」に改め、同条第8号中「第10条」を「第10条第1項」に改め、同条第9号中「本庁課長」を「本庁の課長」に、「第10条」を「第10条第1項」に改め、同条第10号を次のように改める。

(10) 本庁の室長 組織規程第10条第1項に規定する室長をいう。

第2条第11号及び第12号中「第10条」を「第10条第1項」に改め、同条第13号及び第14号中「第10条」を「第10条第2項」に改め、同条第15号から第18号までの規定中「第12条」を「第12条第1項」に改め、同条第19号中「第12条」を「第12条第1項」に、「、薬局長及び技師長」を「並びに同条第2項に規定する薬局長及び技師長」に改め、同条第20号中「第12条」を「第12条第2項」に改める。

第6条の見出しを「(本庁の課長の専決事項)」に改め、同条第1項中「本庁課長」を「本庁の課長」に改め、同条第2項中「本庁課長」を「本庁の課長」に改め、同項第16号中「開催すること」の次に「(別表第5の1の項に掲げるものを除く。)」を加え、同項第17号中「軽易な事項」を「重要なもの及び軽易な事項に関するもの」に改め、「行うこと」の次に「(別表第5の2の項に掲げるものを除く。)」を加え、同項第18号中「行うこと」の次に「(別表第5の3の項に掲げるものを除く。)」を加える。

第7条の見出しを「(本庁の室長の専決事項)」に改め、同条中「労務管理監」を「本庁の室長」に改める。

第15条(見出しを含む。)中「本庁課長」を「本庁の課長」に改める。

第16条第1項中「本庁課長」を「本庁の課長」に改め、同条第2項中「労務管理監が総括する」を「室の所掌に係る」に、「労務管理監が代理決裁」を「本庁の室長が代理決裁」に改める。

第19条ただし書、第20条(見出しを含む。)及び第23条(見出しを含む。)中「本庁課長」を「本庁の課長」に改める。

別表第2の3の項中「本庁課長」を「本庁の課長」に改める。

別表第3中1の項及び2の項を削り、3の項を1の項とし、4の項から6の項までを2項ずつ繰り上げる。

別表第5を次のように改める。

**別表第5** (第7条関係)

本庁の室長の専決事項

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1 室の所掌に係る講習会、展示会等を開催すること。</li> <li>2 室の所掌に係る申請、依頼、通知、催告、報告、届出、進達、照会及び回答(重要なもの及び軽易な事項に関するものを除く。)を行うこと。</li> <li>3 室の所掌に係る広報及び公聴を行うこと。</li> <li>4 病院事業局職員(各県立病院の職員を含む。以下この表において同じ。)の昇格、昇給等の発令に関すること。</li> <li>5 病院事業局職員の退職手当の裁定に関すること。</li> </ol> |
|--|

別表第6の1の項から6の項までの規定中「(労務管理監が行うものを除く。)」を削り、同表7の項中「(労務管理監が支出負担行為及び支出を決定し、命令するものを除く。)」を削る。

(沖縄県病院事業局職員服務規程の一部改正)

**第3条** 沖縄県病院事業局職員服務規程(平成18年沖縄県病院事業局管理規程第12号)の一部を次のように

改正する。

第36号様式中 「労務管理監」 を 「室 長」 に改める。

(沖縄県病院事業局標準的な職を定める規程の一部改正)

**第4条** 沖縄県病院事業局標準的な職を定める規程（平成28年沖縄県病院事業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第1条の表中「労務管理監」を「室長」に、「技師長、副技師長、室長」を「技師長（臨床工学科の技師長を除く。）、副技師長、室長（リハビリテーション室の室長に限る。）」に、「室長の」を「室長（リハビリテーション室の室長を除く。）及び技師長（臨床工学科の技師長に限る。）の」に改める。

**附 則**

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

**沖縄県病院事業局管理規程第4号**

沖縄県病院事業局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我那覇 仁

**沖縄県病院事業局職員就業規程の一部を改正する規程**

沖縄県病院事業局職員就業規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中「企業職員」の次に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第3条第3項中「地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）」を「地公法」に、「地公法第28条の6第1項」を「第28条の6第1項」に改める。

第4条第3項中「場合」の次に「において」を加える。

第7条中「及び第4条」を「から第4条まで」に改める。

第13条第10項ただし書中「1時間」を「半日又は1時間」に改め、同条に次の5項を加える。

- 11 半日を単位とする年次休暇は、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について与えることができる。
- 12 半日を単位として使用した年次休暇を日に換算する場合は、2回をもって1日とする。
- 13 半日を単位とする年次休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間（割り振られた勤務時間に1時間未満の端数があるときは、これを時間単位に切り上げた時間）の2分の1に相当する時間（交替制勤務者で当該2分の1に相当する時間が4時間を超える場合にあつては、4時間）の年次休暇とする。
- 14 再任用短時間勤務職員の半日を単位とする年次休暇については、再任用短時間勤務職員の1週間当たりの正規の勤務時間の時間数をその者の1週間当たりの勤務日の日数で除して得た時間を前項の1回の勤務に割り振られた勤務時間として、同項の規定を適用する。
- 15 不斉一型育児短時間勤務職員等の半日を単位とする年次休暇については、不斉一型育児短時間勤務職員等の別表第3の左欄に掲げる1週間の勤務日数及び同表の中欄に掲げる1週間当たりの正規の勤務時間に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる1日に換算する時間数を第13項の1回の勤務に割り振られた勤務時間として、同項の規定を適用する。

別表に次の1表を加える。

**別表第3（第13条関係）**

1週間の勤務日数	1週間当たりの正規の勤務時間	1日に換算する時間数
5日	19時間25分	4時間
	19時間35分	4時間
	23時間15分	5時間

	24時間35分	5 時間
4 日	19時間25分	5 時間
	19時間35分	5 時間
	23時間15分	6 時間
	24時間35分	6 時間
3 日	19時間25分	7 時間
	19時間35分	7 時間
	23時間15分	8 時間
	24時間35分	8 時間
2 日	19時間25分	8 時間
	19時間35分	8 時間
	23時間15分	8 時間
	24時間35分	8 時間
1 日	19時間25分	8 時間
	19時間35分	8 時間
	23時間15分	8 時間
	24時間35分	8 時間

**附 則**

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

**沖縄県病院事業局管理規程第5号**

沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我那覇 仁

**沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程**

**第1条** 沖縄県病院事業企業職員給与規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第6までを次のように改める。

**別表第1（第4条関係）**

病 院 事 業 行 政 職 給 料 表

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100	458,400
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500	461,500
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000	464,500
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400	467,500
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300	470,500

6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600	473,500
7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700	476,500
8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600
9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300
10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400
11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400
12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500
13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200
14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500
15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800
16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100
17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200
18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600
19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100
20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500
21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700
22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100
23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600
24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100
25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200
26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300
27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500
28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700
29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700
30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600
31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500
32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400
33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200
34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100
35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800
36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300
37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400		
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100		
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600		
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000		
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400		
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800		
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200		
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600		
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000		
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300		
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600		
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000		

再任用職員以外の職員	59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
	60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
	61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
	62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
	63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
	64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
	65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
	66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
	67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
	68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
	69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
	70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
	71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
	72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
	73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
	74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
	75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
	76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
	77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
	78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
	79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
	80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
	81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
	82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
	83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
	84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	
	85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
	86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300		
	87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600		
	88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800		
	89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000		
	90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300		
	91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600		
	92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800		
	93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000		
	94		294,900	342,600				
	95		295,200	343,100				
	96		295,600	343,500				
	97		295,800	343,700				
	98		296,100	344,100				
	99		296,500	344,500				
	100		296,900	344,800				
	101		297,100	345,100				
	102		297,400	345,500				
	103		297,800	345,900				
	104		298,100	346,300				
	105		298,300	346,800				
	106		298,600	347,200				
	107		299,000	347,600				
	108		299,300	348,000				
	109		299,500	348,500				
	110		299,900	348,900				
	111		300,300	349,200				

	112		300,600	349,500						
	113		300,800	350,000						
	114		301,000							
	115		301,300							
	116		301,700							
	117		301,900							
	118		302,100							
	119		302,400							
	120		302,700							
	121		303,100							
	122		303,300							
	123		303,600							
	124		303,900							
	125		304,200							
再任用 職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 (第4条関係)

病院事業医療職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	249,800	335,000	399,000	471,700
	2	252,300	338,000	401,900	474,000
	3	254,800	340,900	404,500	476,200
	4	257,300	343,800	407,200	478,500
	5	259,500	346,500	409,800	480,700
	6	263,300	349,700	412,200	482,900
	7	267,100	352,800	414,900	485,100
	8	270,900	355,900	417,300	487,300
	9	274,500	358,700	419,500	489,300
	10	278,500	361,400	422,200	491,400
	11	282,500	364,500	424,800	493,500
	12	286,500	367,700	427,500	495,600
	13	290,300	370,600	429,900	497,700
	14	294,300	374,100	432,400	499,800
	15	298,200	377,100	434,800	501,900
	16	302,100	380,700	437,300	504,000
	17	305,800	384,300	439,300	506,100
	18	309,400	387,000	441,700	508,100
	19	312,900	389,500	444,000	510,100
	20	316,500	392,100	446,400	512,100
	21	320,100	394,900	447,900	513,900
	22	323,800	397,200	450,300	515,700
	23	327,300	399,700	452,600	517,600
	24	330,600	401,800	454,900	519,500
	25	334,100	403,800	456,900	521,200
	26	336,800	406,100	459,200	523,000
	27	339,400	408,300	461,400	524,800
	28	342,000	410,600	463,700	526,600

	29	344,800	412,900	465,800	528,200
	30	346,700	415,000	468,100	530,000
	31	348,900	417,000	470,400	531,800
	32	351,300	419,100	472,600	533,600
	33	353,500	421,000	474,600	535,200
	34	355,800	422,800	476,700	537,000
	35	357,900	424,600	478,800	538,700
	36	360,200	426,600	480,900	540,500
	37	362,400	428,500	483,000	542,100
	38	364,800	430,500	484,800	543,700
	39	367,000	432,400	486,600	545,100
	40	369,000	434,400	488,400	546,700
	41	371,300	436,200	490,100	548,200
	42	372,500	438,000	491,900	549,600
	43	373,900	439,700	493,700	551,000
	44	375,000	441,500	495,500	552,300
再任 用職 員以 外の 職員	45	376,200	443,300	497,100	553,500
	46	377,600	445,100	498,800	554,500
	47	379,100	446,900	500,600	555,500
	48	380,600	448,600	502,400	556,500
	49	381,700	450,400	504,000	557,500
	50	382,700	452,100	505,300	558,400
	51	383,700	453,900	506,600	559,300
	52	384,500	455,700	507,900	560,200
	53	385,400	457,600	508,900	561,000
	54	386,300	458,800	510,200	561,900
	55	387,000	460,000	511,500	562,800
	56	387,900	461,200	512,800	563,700
	57	388,600	462,400	513,800	564,600
	58	389,500	463,400	514,600	565,500
	59	390,300	464,400	515,400	566,400
	60	391,100	465,400	516,200	567,100
	61	391,600	466,200	517,100	568,000
	62	392,100	466,900	517,900	568,900
	63	392,500	467,600	518,800	569,800
	64	393,000	468,300	519,600	570,700
	65	393,300	469,000	520,500	571,600
	66		469,700	521,400	
	67		470,400	522,100	
	68		471,000	523,000	
	69		471,300	523,900	
	70		472,000	524,700	
	71		472,700	525,600	
	72		473,400	526,500	
	73		473,800	527,300	
	74		474,400	528,200	
	75		475,100	529,100	
	76		475,800	529,800	
	77		476,200	530,600	
	78		476,800	531,500	
	79		477,400	532,400	
	80		477,900	533,300	
	81		478,500	534,100	



	82			479,000	535,000	
	83			479,500	535,900	
	84			480,000	536,800	
	85			480,400	537,600	
	86			481,000	538,500	
	87			481,400	539,400	
	88			481,900	540,300	
	89			482,400	541,100	
	90			483,000		
	91			483,600		
	92			484,000		
	93			484,500		
	94			485,100		
	95			485,700		
	96			486,300		
	97			486,800		
再任用 職員		296,200		338,600	393,000	466,000

備考 この表は、医師及び歯科医師に適用する。

病院事業医療職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	151,000	188,400	223,600	249,600	281,000	327,000
	2	152,400	190,000	225,200	250,800	282,900	329,000
	3	153,800	191,600	226,800	252,000	285,000	331,200
	4	155,200	193,200	228,400	253,400	287,000	333,400
	5	156,400	194,700	229,800	254,600	289,100	335,200
	6	158,200	196,200	231,400	255,800	291,200	337,400
	7	159,900	197,800	232,900	257,000	293,100	339,400
	8	161,500	199,300	234,500	258,000	295,100	341,600
	9	163,100	200,900	235,600	259,300	297,100	343,400
	10	164,800	202,600	237,100	260,100	299,100	345,500
	11	166,400	204,200	238,500	261,100	301,100	347,600
	12	168,200	205,900	239,700	262,100	303,100	349,700
	13	169,700	207,300	241,300	263,400	305,100	351,200
	14	171,600	208,900	242,700	264,600	307,000	353,200
	15	173,600	210,500	243,900	266,200	309,100	355,100
	16	175,500	212,100	245,300	267,600	311,100	357,100
	17	177,400	213,500	246,100	269,100	313,100	358,900
	18	179,200	215,100	247,300	270,800	315,100	360,900
	19	181,000	216,800	248,500	272,500	317,200	362,900
	20	182,900	218,500	249,600	274,200	319,300	364,900
	21	184,700	219,800	251,000	276,000	321,100	366,700
	22	186,200	221,300	251,900	277,700	323,100	368,700
	23	187,700	222,700	252,900	279,400	324,900	370,800
	24	189,200	224,200	254,000	281,000	326,900	372,900
	25	190,800	225,600	255,200	282,800	328,600	374,300
	26	192,100	227,000	256,400	284,500	330,500	376,100
	27	193,600	228,300	257,800	286,300	332,500	377,900

	28	195,000	229,600	259,300	287,900	334,500	379,600
	29	196,500	230,900	260,700	289,600	335,800	381,400
	30	197,700	232,300	262,300	291,400	337,600	382,900
	31	199,000	233,800	263,900	293,200	339,300	384,500
	32	200,300	235,200	265,400	295,100	341,100	386,200
	33	201,700	236,200	266,800	296,800	342,800	387,500
	34	203,100	237,500	268,500	298,500	344,600	388,800
	35	204,400	238,500	270,100	300,300	346,500	390,100
	36	205,800	239,700	271,700	302,100	348,300	391,300
	37	206,900	241,000	273,200	303,400	350,100	392,400
	38	208,200	242,300	274,700	305,100	351,800	393,600
	39	209,500	243,400	276,300	306,600	353,400	394,700
	40	210,800	244,700	277,700	308,200	355,100	395,800
	41	211,900	246,000	279,200	309,900	356,300	396,600
	42	213,100	247,000	280,800	311,600	357,400	397,400
	43	214,300	248,200	282,500	313,200	358,600	398,200
	44	215,500	249,300	284,200	314,900	359,800	399,000
	45	216,700	250,400	285,700	315,800	361,000	399,400
	46	217,800	251,700	287,400	317,200	361,800	400,000
	47	218,800	253,000	289,100	318,700	363,000	400,500
	48	219,900	254,200	290,700	320,300	364,100	400,900
	49	220,900	255,800	291,900	321,700	365,100	401,300
	50	221,900	257,200	293,500	323,000	366,100	401,600
	51	222,800	258,400	294,800	324,200	367,100	401,900
	52	223,800	259,600	296,400	325,500	368,100	402,200
	53	224,100	260,700	297,700	326,600	368,900	402,500
再任用職員以外の職員	54	224,900	262,000	299,200	327,600	369,700	402,800
	55	225,600	263,300	300,600	328,700	370,600	403,100
	56	226,400	264,400	302,100	329,700	371,500	403,400
	57	227,100	265,200	303,100	330,200	372,000	403,700
	58	228,000	266,500	304,300	331,100	372,800	404,000
	59	228,700	267,800	305,500	331,900	373,600	404,300
	60	229,400	269,100	306,900	332,800	374,400	404,700
	61	230,300	270,000	308,200	333,600	374,800	404,900
	62	231,000	271,200	309,400	333,900	375,500	405,200
	63	231,900	272,500	310,700	334,500	376,200	405,500
	64	232,900	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800
	65	233,500	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000
	66	234,200	275,700	314,100	336,500	377,900	
	67	234,900	276,600	314,900	337,200	378,600	
	68	235,600	277,700	315,700	337,900	379,200	
	69	236,300	278,700	316,300	338,600	379,600	
	70	236,900	279,700	317,000	339,100	380,100	
	71	237,500	280,800	317,700	339,700	380,600	
	72	238,000	281,900	318,300	340,300	381,100	
	73	238,700	282,500	319,000	340,600	381,700	
	74	239,400	283,200	319,200	341,200	382,200	
	75	240,100	283,700	319,800	341,700	382,800	
	76	240,600	284,500	320,400	342,300	383,400	
	77	241,000	285,300	321,000	342,800	383,900	
	78	241,600	285,900	321,500	343,300	384,400	
	79	242,200	286,500	322,000	343,800	384,900	
	80	242,800	287,100	322,500	344,200	385,400	

81	243,100	287,800	323,100	344,500	385,700	
82	243,500	288,300	323,600	344,800	386,200	
83	243,900	288,700	324,000	345,200	386,600	
84	244,200	289,100	324,500	345,500	387,000	
85	244,500	289,300	325,000	346,000	387,400	
86		289,500	325,400	346,300		
87		289,700	325,600	346,600		
88		289,900	326,000	346,900		
89		290,300	326,400	347,300		
90		290,500	326,800	347,600		
91		290,700	327,200	348,000		
92		290,900	327,600	348,300		
93		291,300	327,900	348,700		
94		291,500	328,100	349,000		
95		291,700	328,500	349,300		
96		292,000	328,800	349,600		
97		292,400	329,000	349,900		
98		292,700	329,300	350,300		
99		292,900	329,600	350,700		
100		293,200	329,900	351,100		
101		293,500	330,100	351,600		
102		293,700	330,400	352,000		
103		293,900	330,800	352,400		
104		294,200	331,000	352,800		
105		294,500	331,200	353,300		
106			331,400			
107			331,800			
108			332,000			
109			332,200			
110			332,600			
111			333,000			
112			333,400			
113			333,600			
再任用 職員	188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800

備考 この表は、次に掲げる職員に適用する。

- (1) 調剤又は投薬指導に従事する薬剤師
- (2) 栄養管理、改善に従事する栄養士
- (3) 診療放射線技師及び診療エックス線技師
- (4) 臨床検査技師
- (5) 衛生検査技師その他の病理細菌技術職員
- (6) 臨床工学技士
- (7) 理学療法士その他の理学療法技術職員及び作業療法士その他の作業療法技術職員
- (8) 視能訓練士その他の視能技術職員
- (9) 言語聴覚士
- (10) 歯科衛生士及び歯科技工士
- (11) 前各号に類する医療技術者

病院事業医療職給料表(3)

職員の	職務 の級	職級の別						
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級

区分	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	165,300	192,400	240,200	262,700	287,100	330,100	374,100
	2	166,700	194,500	242,000	263,700	288,800	332,200	376,700
	3	168,200	196,600	243,800	264,600	290,400	334,200	379,400
	4	169,600	198,600	245,600	265,700	292,200	336,400	382,000
	5	171,000	200,700	247,000	266,200	293,900	338,400	384,200
	6	172,500	203,000	248,300	267,200	295,700	340,500	386,600
	7	174,000	205,300	249,400	268,000	297,400	342,600	388,900
	8	175,500	207,500	250,700	268,900	299,100	344,700	391,200
	9	176,700	209,800	251,700	270,000	301,000	346,200	393,200
	10	178,400	211,200	252,700	270,700	302,700	348,200	395,300
	11	180,000	212,600	253,600	271,800	304,400	350,100	397,500
	12	181,500	213,800	254,500	273,000	306,100	352,100	399,800
	13	182,900	215,200	255,700	274,300	307,600	354,000	401,700
	14	184,900	216,600	256,800	275,400	309,200	356,100	403,700
	15	186,900	218,100	257,600	276,600	311,000	358,200	405,900
	16	188,900	219,300	258,600	278,000	312,800	360,200	408,100
	17	191,000	220,700	259,100	279,300	314,500	362,200	410,100
	18	193,100	222,200	260,000	280,600	316,100	364,200	412,300
	19	195,200	223,700	261,000	281,600	317,800	366,300	414,500
	20	197,300	225,200	261,800	282,800	319,500	368,400	416,600
	21	199,300	226,300	262,700	284,400	320,900	370,100	418,500
	22	201,500	228,000	263,600	286,000	322,400	372,200	420,400
	23	203,700	229,700	264,500	287,300	323,900	374,300	422,200
	24	205,900	231,400	265,500	288,600	325,400	376,300	424,100
	25	207,800	232,700	266,700	289,900	326,800	378,300	425,800
	26	209,100	234,400	267,600	291,500	328,200	379,900	427,400
	27	210,300	236,100	268,800	293,200	329,700	381,800	429,100
	28	211,600	237,800	270,000	294,700	331,300	383,700	430,700
	29	212,800	239,400	271,200	296,000	332,400	385,500	432,000
	30	213,900	240,800	272,600	297,600	333,900	387,200	433,300
	31	215,200	242,100	274,100	299,200	335,300	389,100	434,900
	32	216,400	243,200	275,400	300,900	336,800	390,900	436,400
	33	217,700	244,400	277,000	302,300	338,400	392,600	438,100
	34	219,000	245,500	278,400	303,800	339,900	394,300	439,700
	35	220,300	246,400	279,600	305,400	341,500	396,100	441,100
	36	221,600	247,500	280,800	307,000	343,000	397,800	442,500
	37	222,700	248,400	282,400	308,300	344,700	399,400	443,600
	38	224,100	249,500	283,600	309,700	346,300	401,100	444,900
	39	225,400	250,400	285,000	311,100	347,800	402,900	446,200
	40	226,800	251,500	286,200	312,700	349,400	404,700	447,600
	41	227,700	251,900	287,500	314,200	350,600	406,200	448,600
	42	229,100	252,800	289,000	315,600	352,100	407,700	449,300
	43	230,500	253,700	290,500	317,000	353,600	409,200	450,100
	44	231,900	254,400	292,100	318,500	355,000	410,500	450,700
	45	233,100	255,200	293,400	319,300	356,600	411,600	451,600
	46	234,500	256,100	294,800	320,700	357,600	412,700	452,300
	47	235,800	257,000	296,300	322,100	359,100	413,800	453,100
	48	237,100	258,000	297,800	323,600	360,400	415,000	453,900
	49	238,100	259,000	298,900	324,700	361,800	416,300	454,600
	50	239,200	260,000	300,200	326,100	363,200	417,400	455,300

	51	240,200	261,200	301,400	327,400	364,500	418,600	456,000
	52	241,300	262,400	302,800	328,700	365,900	419,700	456,800
	53	242,200	263,500	304,200	330,100	367,400	420,900	457,600
	54	243,300	264,900	305,500	331,500	368,600	421,900	458,400
	55	244,200	266,200	306,900	332,900	369,700	423,000	459,100
	56	245,200	267,500	308,300	334,200	370,900	424,100	459,800
	57	245,900	269,000	309,100	335,100	372,000	425,200	460,600
	58	246,900	270,500	310,300	336,400	372,900	425,700	
	59	247,600	271,900	311,500	337,600	373,900	426,300	
	60	248,400	273,300	312,900	338,900	374,900	426,700	
	61	249,200	274,700	314,000	340,000	375,500	427,300	
	62	250,200	276,000	315,300	340,900	376,300	427,800	
	63	251,000	277,400	316,600	342,100	377,100	428,200	
	64	252,000	278,500	317,800	343,400	377,900	428,700	
	65	252,900	279,900	319,100	344,500	378,600	429,300	
	66	253,700	281,400	320,400	345,700	379,300	429,700	
	67	254,800	282,900	321,700	346,900	380,100	430,000	
	68	255,700	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300	
	69	256,500	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700	
	70	257,500	287,000	324,800	350,000	382,000		
	71	258,400	288,500	325,900	351,100	382,700		
	72	259,400	289,900	326,800	352,200	383,300		
	73	260,800	290,900	328,100	353,000	384,000		
	74	262,100	292,300	328,800	354,100	384,500		
	75	263,200	293,500	329,900	355,200	385,100		
	76	264,300	294,800	331,100	356,300	385,600		
	77	265,300	296,200	332,200	357,000	386,000		
	78	266,300	297,500	333,400	357,800	386,600		
	79	267,500	298,700	334,500	358,600	387,100		
	80	268,500	300,000	335,700	359,300	387,400		
	81	269,400	300,500	336,800	359,900	387,700		
	82	270,400	301,700	337,900	360,400	388,200		
	83	271,500	302,800	338,900	361,000	388,600		
	84	272,600	304,000	340,000	361,500	388,900		
	85	273,400	305,100	340,900	362,100	389,200		
	86	274,300	306,300	341,900	362,600	389,700		
	87	275,400	307,500	342,800	363,200	390,200		
	88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600		
	89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900		
	90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300		
	91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800		
	92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200		
	93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600		
	94	281,900	315,000	348,400	366,400			
	95	282,800	315,700	349,100	366,800			
	96	283,800	316,300	349,700	367,100			
	97	284,400	317,000	350,100	367,700			
	98	285,200	317,300	350,500	368,200			
	99	285,800	317,900	351,000	368,700			
	100	286,700	318,600	351,400	369,200			
	101	287,500	319,000	351,900	369,800			
	102	288,300	319,600	352,300	370,300			
	103	289,100	320,200	352,800	370,800			

再任職員以外の職員

104	289,900	320,800	353,200	371,200
105	290,600	321,200	353,500	371,800
106	291,100	321,700	354,000	372,300
107	291,600	322,200	354,400	372,800
108	292,100	322,700	354,700	373,300
109	292,300	323,100	355,200	373,900
110	292,600	323,500	355,700	374,300
111	292,800	323,800	356,200	374,800
112	293,200	324,100	356,700	375,300
113	293,500	324,500	357,200	375,900
114	293,700	324,900	357,700	
115	294,100	325,300	358,200	
116	294,400	325,600	358,600	
117	294,700	325,800	359,000	
118	295,000	326,100	359,400	
119	295,300	326,500	359,900	
120	295,700	326,700	360,400	
121	296,000	326,900	360,800	
122	296,400	327,200	361,300	
123	296,700	327,500	361,800	
124	297,100	327,800	362,300	
125	297,300	328,000	362,600	
126	297,500	328,300		
127	297,800	328,700		
128	298,200	328,900		
129	298,400	329,100		
130	298,700	329,300		
131	299,100	329,700		
132	299,500	329,900		
133	299,700	330,200		
134	300,000	330,600		
135	300,400	331,000		
136	300,700	331,400		
137	300,900	331,700		
138	301,200	332,100		
139	301,600	332,500		
140	301,900	332,900		
141	302,100	333,200		
142	302,500	333,600		
143	302,900	333,900		
144	303,200	334,300		
145	303,400	334,600		
146	303,600	335,000		
147	303,900	335,400		
148	304,300	335,800		
149	304,500	336,100		
150	304,700	336,500		
151	305,000	336,900		
152	305,300	337,300		
153	305,700	337,600		
154	305,900			
155	306,100			
156	306,400			

	157	306,700						
	158	307,000						
	159	307,300						
	160	307,600						
	161	308,000						
	162	308,300						
	163	308,600						
	164	308,900						
	165	309,300						
	166	309,600						
	167	309,900						
	168	310,200						
	169	310,600						
再任用職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600

備考 この表は、病院及び診療所に勤務する助産師、看護師及び准看護師に適用する。

別表第3 (第4条関係)

病院事業現業業務従事職給料表

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	132,300	183,600	205,200	251,500	280,000
	2	133,200	185,100	206,400	252,700	281,900
	3	134,200	186,600	207,800	253,800	283,500
	4	135,100	188,000	209,100	254,900	285,200
	5	136,100	189,200	210,400	255,800	287,000
	6	137,100	190,700	211,800	257,000	288,600
	7	138,100	192,100	213,200	258,100	290,200
	8	139,100	193,400	214,600	259,300	291,800
	9	139,900	194,800	215,900	260,400	293,300
	10	140,900	195,800	217,500	261,200	295,100
	11	141,900	197,100	219,100	262,400	296,800
	12	143,000	198,200	220,500	263,600	298,600
	13	143,800	199,400	221,700	264,600	300,000
	14	144,800	200,500	223,200	265,600	301,700
	15	145,800	201,600	224,700	266,500	303,300
	16	146,800	202,700	226,000	267,400	304,800
	17	147,900	203,600	226,900	268,400	306,300
	18	149,200	204,700	227,600	269,500	307,900
	19	150,400	205,700	228,500	270,500	309,500
	20	151,600	206,700	229,500	271,300	311,200
	21	152,700	207,600	230,300	272,300	312,200
	22	153,900	208,700	231,800	273,200	313,600
	23	155,100	209,800	233,100	274,200	315,000
	24	156,300	210,800	234,200	275,000	316,500
	25	157,400	211,700	235,600	275,800	317,600
	26	158,900	212,600	236,900	276,900	319,100
	27	160,400	213,300	238,200	278,000	320,500
	28	161,900	214,200	239,500	279,100	321,900

	29	163,300	215,100	240,300	280,000	323,500
	30	164,700	216,300	241,500	281,100	324,700
	31	166,200	217,300	242,800	282,100	326,000
	32	167,700	218,200	243,900	283,100	327,200
	33	169,100	218,800	245,000	283,800	328,300
	34	170,900	220,000	246,200	284,700	329,200
	35	172,700	221,100	247,300	285,600	330,300
	36	174,500	222,300	248,500	286,700	331,400
	37	176,200	222,800	249,800	287,300	332,500
	38	177,900	223,900	250,800	288,200	333,600
	39	179,600	225,100	252,100	289,100	334,600
	40	181,300	226,100	253,400	290,000	335,600
	41	182,800	226,900	254,400	290,600	336,600
	42	184,200	228,100	255,600	291,600	337,600
	43	185,500	229,100	256,500	292,600	338,600
	44	186,900	230,200	257,800	293,500	339,600
	45	188,400	231,300	258,600	294,200	340,500
	46	189,700	232,200	259,600	295,100	341,500
	47	191,100	233,300	260,700	296,000	342,500
	48	192,500	234,300	261,600	296,900	343,500
	49	193,800	235,300	262,800	297,600	344,400
	50	194,900	236,300	263,800	298,200	345,300
	51	196,000	237,300	264,900	298,900	346,200
	52	197,200	238,300	265,600	299,700	347,000
	53	198,300	239,400	266,500	300,300	347,800
	54	199,400	240,400	267,600	301,100	348,600
	55	200,300	241,100	268,800	301,800	349,400
	56	201,400	241,800	270,000	302,500	350,100
	57	202,500	242,700	270,800	303,200	350,800
	58	203,500	243,600	271,800	303,900	351,600
	59	204,500	244,500	272,900	304,700	352,400
	60	205,500	245,200	273,900	305,400	353,100
	61	206,600	246,000	274,900	306,000	353,800
	62	207,500	246,900	276,000	306,700	354,500
	63	208,400	247,800	276,800	307,400	355,200
	64	209,300	248,700	277,900	308,100	355,900
	65	210,000	249,500	278,700	308,600	356,500
再任用職員以外の職員	66	210,800	250,300	279,500	309,100	357,000
	67	211,500	251,100	280,300	309,700	357,500
	68	212,300	251,800	281,100	310,300	358,000
	69	212,700	252,500	281,700	310,900	358,400
	70	213,300	253,100	282,500	311,300	358,900
	71	213,600	253,500	283,300	311,800	359,400
	72	214,000	253,900	284,000	312,300	359,900
	73	214,200	254,100	284,800	312,600	360,300
	74	214,600	254,500	285,500	313,100	360,800
	75	215,100	255,000	286,300	313,600	361,300
	76	215,700	255,500	287,100	314,000	361,800
	77	215,900	255,800	287,700	314,200	362,200
	78	216,600	256,200	288,200	314,500	362,700
	79	217,100	256,700	288,700	314,800	363,200
	80	217,600	257,200	289,100	315,100	363,700
	81	218,300	257,500	289,500	315,400	364,100



82	218,600	257,800	289,900	315,700	364,600
83	219,200	258,100	290,400	316,000	365,100
84	219,900	258,400	290,900	316,300	365,600
85	220,500	258,600	291,300	316,500	366,000
86	220,900	258,800	291,900	316,900	
87	221,300	259,100	292,500	317,200	
88	222,000	259,400	293,100	317,400	
89	222,500	259,600	293,400	317,600	
90	223,000	259,800	293,900	317,900	
91	223,500	260,200	294,400	318,200	
92	223,900	260,400	294,800	318,500	
93	224,300	260,700	295,200	318,700	
94	224,700	261,100	295,700	319,000	
95	225,100	261,400	296,200	319,300	
96	225,400	261,700	296,700	319,500	
97	225,700	261,900	297,000	319,700	
98	226,200	262,200	297,400	320,000	
99	226,700	262,400	297,900	320,300	
100	227,200	262,700	298,400	320,500	
101	227,600	263,000	298,800	320,700	
102	228,100	263,200	299,200		
103	228,700	263,500	299,500		
104	229,300	263,800	299,800		
105	229,700	264,000	300,100		
106	230,200	264,200	300,500		
107	230,500	264,500	300,900		
108	230,900	264,700	301,300		
109	231,100	265,000	301,600		
110	231,500	265,300	302,000		
111	232,000	265,600	302,400		
112	232,400	265,800	302,700		
113	232,600	266,000	302,900		
114	233,100	266,300	303,200		
115	233,600	266,500	303,500		
116	234,100	266,700	303,700		
117	234,400	267,000	303,900		
118	234,800	267,300	304,200		
119	235,200	267,600	304,500		
120	235,600	267,900	304,700		
121	236,000	268,100	304,900		
122		268,300	305,200		
123		268,600	305,500		
124		268,900	305,700		
125		269,100	305,900		
126		269,300	306,200		
127		269,600	306,500		
128		269,900	306,700		
129		270,100	306,900		
130		270,300	307,200		
131		270,600	307,500		
132		270,900	307,700		
133		271,100	307,900		
134		271,300			

	135		271,600			
	136		271,900			
	137		272,100			
再任用 職員		193,600	204,700	223,200	244,000	274,700

備考 この表は、電話交換士、調理士、運転士、施設管理技士、用務員及び看護補助員に適用する。

別表第4 (第4条関係)

病院事業特定任期付職員給料表

号給	給料月額
	円
1	375,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

別表第5 (第4条関係)

病院事業特定業務等従事任期付職員行政職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
給料月額	円 146,100	円 195,500	円 231,500	円 264,200	円 289,700	円 319,200	円 362,900	円 408,100	円 458,400

備考1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての病院事業特定業務等従事任期付職員に適用する。

2 この表の適用を受ける病院事業特定業務等従事任期付職員のうち、その職務の級が1級である病院事業特定業務等従事任期付職員で管理者が定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、163,100円とする。

別表第6 (第4条関係)

病院事業特定業務等従事任期付職員医療職給料表

1 病院事業特定業務等従事任期付職員医療職給料表(1)

職務の級	1級	2級	3級	4級
給料月額	円 249,800	円 335,000	円 399,000	円 471,700

備考 この表は、医師及び歯科医師である病院事業特定業務等従事任期付職員に適用する。

2 病院事業特定業務等従事任期付職員医療職給料表(2)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
給料月額	円 151,000	円 188,400	円 223,600	円 249,600	円 281,000	円 327,000

備考 この表は、次に掲げる病院事業特定業務等従事任期付職員に適用する。

- (1) 調剤又は投薬指導に従事する薬剤師
- (2) 栄養管理、改善に従事する栄養士
- (3) 診療放射線技師及び診療エックス線技師
- (4) 臨床検査技師

- (5) 衛生検査技師その他の病理細菌技術職員
- (6) 臨床工学技士
- (7) 理学療法士その他の理学療法技術職員及び作業療法士その他の作業療法技術職員
- (8) 視能訓練士その他の視能技術職員
- (9) 言語聴覚士
- (10) 歯科衛生士及び歯科技工士
- (11) 前各号に類する医療技術者

3 病院事業特定業務等従事任期付職員医療職給料表(3)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
給料月額	165,300	192,400	240,200	262,700	287,100	330,100	374,100

備考1 この表は、病院及び診療所に勤務する助産師、看護師及び准看護師である病院事業特定業務等従事任期付職員に適用する。

2 この表の適用を受ける病院事業特定業務等従事任期付職員のうち、その職務の級が2級で職種が助産師であるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、209,800円とする。

**第2条** 沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 広域異動職員の給与（第5条—第34条）
- 第3章 地域異動職員の給与（第35条—第44条）
- 第4章 病院事業任期付職員の給与（第45条—第57条）
- 第5章 その他職員に適用される基準（第58条—第66条）
- 第6章 雑則（第67条）

附則

**第1章 総則**

第1条中「及び地方公務員の育児休業等に関する法律」を「、地方公務員の育児休業等に関する法律」に改め、「第18条第1項」の次に「の規定により採用された職員（以下「任期付育児短時間勤務職員」という。）」を加え、「任期付短時間勤務職員」を「特定業務等従事任期付短時間勤務職員」に改める。

第29条の見出し及び同条中「知事部局の」を削り、同条を第67条とし、第28条を第66条とし、同条の次に次の章名を付する。

**第6章 雑則**

第27条第1項中「前条」を「第60条」に改め、同条を第65条とし、第26条を第60条とし、同条の次に次の4条を加える。

（勤勉手当の額）

**第61条** 管理者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 給与条例第20条の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5（広域異動特定幹部職員及び病院事業任期付特定幹部職員にあっては、100分の112.5）を乗じて得た額の総額

(2) 同条に掲げる職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45（広域異動特定幹部職員及び病院事業任期付特定幹部職員にあっては、100分の55）を乗じて得た額の総額

2 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（広域異動育児短時間勤務職員等及び地域異動育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

3 第33条第5項の規定は、前項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、「病院事業広

域異動職員行政職給料表」とあるのは「第5条第1項第1号、第35条第1項第1号及び第45条第1項の規定に基づき第5条第1項第1号又は第35条第1項第1号の規定」と、「広域異動職員」とあるのは「職員」と、「第5条第1項に規定する各給料表」とあるのは「第5条第1項、第35条第1項及び第45条に規定する各給料表」と、「広域異動育児短時間勤務職員等」とあるのは「広域異動育児短時間勤務職員等及び地域異動育児短時間勤務職員等」と、「別表第18」とあるのは「別表第18、別表第31及び第54条第4項の規定に基づく別表第18又は別表第34」と読み替えるものとする。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

**第62条** 職員が育児休業法第2条第1項の規定による育児休業をした後に職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として第6条の規定により県職員給与条例、現業職員給与条例又は任期付職員採用条例の規定の適用を受ける職員の例によることとされる日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

2 前項に定めるもののほか、育児休業をした職員が職務に復帰した場合の給与並びに育児休業をした職員及び育児短時間勤務職員等が退職した場合の退職手当の取扱いについては、県職員給与条例又は退職手当条例の規定の適用を受ける職員の例による。

(自己啓発等休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

**第63条** 沖縄県職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年沖縄県条例第56号）第2条（同条例第7条第3項において準用する場合を含む。）の規定による承認を受け自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該自己啓発等休業の期間を大学等課程の履修又は国際貢献活動のためのもののうち、職員としての職務に特に有用であると認められるものにあつては100分の100以下、それ以外のものにあつては100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として第6条の規定により県職員給与条例、現業職員給与条例又は任期付職員採用条例の規定の適用を受ける職員の例によることとされる日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

2 前項に定めるもののほか、自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合の給与及び退職した場合の退職手当の取扱いについては、県職員給与条例又は退職手当条例の規定の適用を受ける職員の例による。

(配偶者同行休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

**第64条** 沖縄県職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年沖縄県条例第42号）第2条（同条例第6条第2項において準用する場合を含む。）の規定による承認を受け配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として第6条の規定により県職員給与条例、現業職員給与条例又は任期付職員採用条例の規定の適用を受ける職員の例によることとされる日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

2 前項に定めるもののほか、配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合の給与及び退職した場合の退職手当の取扱いについては、県職員給与条例又は退職手当条例の規定の適用を受ける職員の例による。

第25条第1項中「第27条第3項」を「第65条第3項」に改め、同条第5項中「午後10時から翌日の午前5時までの間」を「深夜」に改め、同条第6項中「育児短時間勤務職員等」を「広域異動育児短時間勤務職員等、地域異動育児短時間勤務職員等」に改め、同条第9項中「第26条」を「次条」に改め、同条第10項及び第11項中「第26条」を「次条」に、「午後10時から翌日の午前5時までの間」を「深夜」に改め、同条を第59条とする。

第24条第5項中「退職手当条例」を「沖縄県職員の退職手当に関する条例（昭和47年沖縄県条例第40号。以下「退職手当条例」という。）」に改め、「知事部局の」及び後段を削り、同条を第58条とする。

第23条を削る。

第22条第1項中「給与条例」を「広域異動職員のうち給与条例」に、「掲げる職員」を「掲げる広域異動職員」に、「職員には」を「広域異動職員には」に改め、同条第2項中「、その者に所属する次の各号

に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める」を「総額は、第61条第1項に規定する」に改め、各号を削り、同条第3項中「職員が」を「広域異動職員が」に、「育児短時間勤務職員等」を「広域異動育児短時間勤務職員等」に改め、同条第4項中「第22条第3項」を「第34条第3項」に改め、同条を第34条とし、同条の次に次の2章及び章名を加える。

**第3章 地域異動職員の給与**

(地域異動職員の給料表等)

**第35条** 地域異動職員に適用する給料表は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

(1) 病院事業地域異動職員行政職給料表(別表第19)

(2) 病院事業地域異動職員医療職給料表(別表第20)

ア 病院事業地域異動職員医療職給料表(1)

イ 病院事業地域異動職員医療職給料表(2)

ウ 病院事業地域異動職員医療職給料表(3)

(3) 病院事業地域異動職員現業業務従事職給料表(別表第21)

2 別表第19から別表第21までに定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、それぞれ別表第22から別表第24までに定めるとおりとする。

3 地域異動職員のうち再任用職員の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

4 地域異動職員のうち育児休業法第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「地域異動育児短時間勤務職員等」という。)の給料月額は、第1項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、算出率を乗じて得た額とする。

5 地域異動職員のうち再任用短時間勤務職員及び任期付育児短時間勤務職員(以下「地域異動再任用短時間勤務職員等」という。)の給料月額は、第1項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤務割合を乗じて得た額とする。

(地域異動職員の初任給、昇格、昇給等の基準等)

**第36条** 第6条、第7条(第2項第2号アを除く。)、第8条から第12条まで及び第13条(第5項第2号を除く。)の規定は、地域異動職員の初任給、昇格、昇給等の基準及びそれらの決定について準用する。この場合において、これらの規定中「広域異動職員」とあるのは「地域異動職員」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第7条第4項及び第6項	別表第7	別表第25
第7条第4項、第5項、第6項及び第8条	広域異動職員在級期間表	地域異動職員在級期間表
第9条第1項	初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和47年沖縄県人事委員会規則第10号。以下「初任給等規則」という。)別表第7に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。ただし、病院事業広域異動職員医療職給料表(3)の適用を受ける広域異動職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第8に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給	別表第26に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給
第11条第1項	対応する初任給等規則別表第7の2に定める降格時号給対応表の降格後の号給欄に定める号給とする。ただし、病院事業広域異動職員医療職給料表(3)の適用を受ける	別表第27に定める降格時号給対応表の降格後の号給欄に定める号給

	広域異動職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第9に定める降格時号給対応表の降格後の号給欄に定める号給	
--	---	--

(給料の調整額)

**第37条** 第14条の規定は、地域異動職員の給料の調整額について準用する。この場合において、同条第2項中「広域異動職員」とあるのは「地域異動職員」と、「別表第12」とあるのは「別表第28」と、「広域異動育児短時間勤務職員等」とあるのは「地域異動育児短時間勤務職員等」と、「広域異動再任用短時間勤務職員等」とあるのは「地域異動再任用短時間勤務職員等」と読み替えるものとする。

(初任給調整手当)

**第38条** 地域異動職員であって給与条例第6条に規定する職は、次に掲げる職員の職とする。

- (1) 病院事業地域異動職員医療職給料表(1)の適用を受けるもの
  - (2) 病院事業地域異動職員医療職給料表(2)及び病院事業地域異動職員医療職給料表(3)の適用を受けるもの
- 2 初任給調整手当を支給される地域異動職員は、次に掲げる地域異動職員とする。
- (1) 前項第1号に規定する職に採用された地域異動職員であって、その採用が、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学を除く。第48条において「大学」という。）卒業の日から37年（医師法（昭和23年法律第201号）に規定する臨床研修（第4項及び第48条において「臨床研修」という。）を経た場合にあつては39年、医師法の一部を改正する法律（昭和43年法律第47号）による改正前の医師法に規定する実地修練（第4項及び第48条において「実地修練」という。）を経た場合にあつては38年）、学校教育法に規定する大学院（以下「大学院」という。）の修士課程修了の日から37年、大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から36年及び管理者が指定するこれらに準ずる期間（以下「経過期間」という。）内に行われたものとする。
  - (2) 前項第2号に規定する職に採用された地域異動職員であって、当該職員に適用される学歴区分（管理者の定めるものを含む。）を卒業した日から採用の日までの15年内に行われたものとする。
- 3 初任給調整手当を支給されていた期間が通算して35年（第1項第2号の職員にあつては、15年）を超えることとなる地域異動職員には、初任給調整手当は支給しない。
- 4 地域異動職員に支給する初任給調整手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
- (1) 第1項第1号の規定の適用を受ける地域異動職員 別表第14の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（地域異動育児短時間勤務職員等にあつてはその額に算出率を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）。この場合において、大学（旧専門学校令による専門学校等で管理者の定めるものを含む。）卒業の日からそれぞれ採用の日又は第1項第1号に規定する職員となった日までの期間が4年（臨床研修を経た場合にあつては6年、実地修練を経た場合にあつては5年）を超えることとなるもの（大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年以内のものを除く。）に対する同表の適用については、採用の日又は第1項第1号に規定する職員となった日からその超えることとなる期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間）に相当する期間、初任給調整手当が支給されていたものとする。
  - (2) 第1項第2号の規定の適用を受ける地域異動職員 給料表及び学歴免許等の区分並びに期間の区分に応じ別表第29に掲げる額（地域異動育児短時間勤務職員等にあつては、その額に算出率を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）。この場合において、当該地域異動職員に適用される学歴区分（管理者の定めるものを含む。）を卒業の日から採用の日までの期間が1年を超えることとなるものに対する同表の適用については、採用の日からその超えることとなる期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間）に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。
- 5 前項の規定の適用を受ける地域異動職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものについては、院長があらかじめ管理者の承認を得た場合の当該

職員に支給する初任給調整手当の支給期間及び月額、同項の規定にかかわらず、管理者が別に定めるところによる。

6 前各項に定めるもののほか、初任給調整手当を支給される地域異動職員の範囲及び初任給調整手当の支給期間等については、県職員給与条例の規定の適用を受ける職員の例による。

(地域手当)

**第39条** 第17条の規定は、地域異動職員について準用する。この場合において、同条第1項中「広域異動職員」とあるのは「地域異動職員」と、同条第2項中「病院事業広域異動職員医療職給料表(1)の適用を受ける職員（以下「広域異動職員医師等」という。）」とあるのは「病院事業地域異動職員医療職給料表(1)の適用を受ける職員（以下「地域異動職員医師等」という。）」と読み替えるものとする。

(特殊勤務手当)

**第40条** 第18条から第29条までの規定は、地域異動職員の特殊勤務手当の種類、額、支給方法等について準用する。この場合において、これらの規定中「広域異動職員」とあるのは「地域異動職員」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第19条第1項、第23条第1項、第3項、第4項、第26条第3項及び第28条第1項	広域異動職員医師等	地域異動職員医師等
第19条第1項及び第24条第1項	病院事業広域異動職員現業業務従事職給料表	病院事業地域異動職員現業業務従事職給料表
第19条第1項及び第25条第1項	広域異動職員運転士	地域異動職員運転士
第20条第1項	病院事業広域異動職員医療職給料表	病院事業地域異動職員医療職給料表
第23条第2項、第3項及び第4項	広域異動育児短時間勤務職員等	地域異動育児短時間勤務職員等
第23条第2項、第3項及び第4項	広域異動再任用短時間勤務職員等	地域異動再任用短時間勤務職員等
第26条第1項及び第3項	広域異動支援職員	地域異動支援職員

(特地勤務手当等)

**第41条** 給与条例第13条第1項に規定する特地事業所は、別表第30に掲げる事業所とし、当該事業所に勤務する地域異動職員に支給する特地勤務手当の月額は、当該地域異動職員の特地勤務手当基礎額にそれぞれ同表の左欄に掲げる勤務箇所の区分に応じ、同表の右欄に定める支給割合を乗じて得た額（その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額合計額に100分の25を乗じて得た額を超えるときは、当該額）とする。

2 前項の特地勤務手当基礎額の定め方については、県職員給与条例の規定の適用を受ける職員の例による。

3 給与条例第13条第2項及び第3項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、これらの規定に規定する異動又は事業所移転の日（地域異動職員が当該異動によりその日前1年以内に在勤していた事業所に勤務することとなった場合（管理者が定める場合に限る。）には、その日前の管理者が定める日。）に受けていた給料及び扶養手当の月額合計額に、次の表の左欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる支給割合を乗じて得た額（その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額合計額に100分の2を乗じて得た額を超えるときは、当該額）とする。

期間等の区分	支給割合
異動等の日から起算して4年に達するまでの間	2 / 100
異動等の日から起算して4年に達した後から6年に達するまでの間	1 / 100

4 給与条例第13条第2項及び第3項の規定による特勤手当に準ずる手当の支給方法は、県職員給与条例の規定の適用を受ける職員の例による。

(宿日直手当)

**第42条** 第31条の規定は、地域異動職員について準用する。この場合において、同条第1項中「病院事業広域異動職員医療職給料表(2)」とあるのは、「病院事業地域異動職員医療職給料表(2)」と読み替えるものとする。

(期末手当)

**第43条** 地域異動職員のうち給与条例第19条の管理者が定める職員は、次に掲げる地域異動職員とし、これらの地域異動職員には、期末手当を支給しない。

(1) その退職し、若しくは失職し、又は死亡した日において次のいずれかに該当する職員であった者

- ア 無給退職者
- イ 刑事退職者
- ウ 停職者
- エ 非常勤職員
- オ 専従退職者
- カ 無給派遣職員

キ 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（管理者が定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員以外の職員

(2) その退職又は失職の後基準日までの間において次に掲げる者（非常勤である者にあつては、再任用短時間勤務職員等その他管理者の定める者に限る。）となったもの

- ア 県職員給与条例の規定の適用を受ける職員
- イ 企業職員
- ウ 現業職員
- エ 特別職に属する職員
- オ 教育長

(3) その退職に引き続き次に掲げる者（非常勤である者にあつては、再任用短時間勤務職員等その他管理者の定める者に限る。）となったもので管理者の定めるもの

- ア 国家公務員
- イ 独立行政法人の職員
- ウ 公社職員
- エ 他の地方公共団体の職員
- オ 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第10条第2項に規定する退職派遣者

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 地域異動職員のうち再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは、「100分の72.5」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した地域異動職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において地域異動職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 病院事業地域異動職員行政職給料表の適用を受ける地域異動職員でその職務の級が2級以上であるもの（職務の級が2級及び3級である地域異動職員にあつては、管理者が定めるもの）並びに同表以外の第35条に規定する各給料表の適用を受ける地域異動職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する地域異動職員として当該各給料表につき管理者が定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額（地域異動育児短時間勤務職員等にあつては、給料



の月額を算出率で除して得た額)及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して別表第31の中欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる加算割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

- 6 第2項から第4項までの規定にかかわらず、病院事業地域異動職員現業業務従事職給料表の適用を受ける地域異動職員の期末手当の支給等については、現業職員給与条例の規定の適用を受ける現業職員の例による。

(勤勉手当)

**第44条** 地域異動職員のうち給与条例第20条の管理者が定める職員は、次に掲げる地域異動職員とし、これらの地域異動職員には勤勉手当を支給しない。

- (1) その退職し、若しくは失職し、又は死亡した日において次のいずれかに該当する職員であった者

ア 休職者。ただし、公務傷病等による休職者を除く。

イ 前条第1項第1号ウからオまでのいずれかに該当する者

ウ 派遣職員等

エ 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員

- (2) 前条第1項第2号及び第3号に掲げる者

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が支給する勤勉手当の額の総額は、第61条第1項に規定する額を超えてはならない。

- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において地域異動職員が受けるべき給料の月額(地域異動育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

- 4 前条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは、「第44条第3項」と読み替えるものとする。

#### 第4章 病院事業任期付職員の給与

(病院事業任期付職員の給料表等)

**第45条** 任期付職員採用条例第2条第1項の規定により採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)に適用する給料表は、別表第32のとおりとする。

- 2 特定任期付職員について、特別の事情により別表第32に掲げる号給により難いときは、前項の規定にかかわらず、その給料月額を任期付職員採用条例第7条第3項に定める方法により決定した額とすることができる。

- 3 任期付職員採用条例第3条及び第4条の規定により採用された職員(以下「特定業務等従事任期付職員」という。)に適用する給料表は、広域異動職員又は地域異動職員の採用の別に応じて、第5条又は第35条に規定する給料表を適用する。

- 4 特定業務等従事任期付職員のそれぞれの給料表に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、広域異動職員又は地域異動職員の採用の別に応じて、それぞれ別表第4から別表第6まで、又は別表第22から別表第24までの表を適用する。

- 5 特定業務等従事任期付短時間勤務職員の給料月額は、前2項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤務割合を乗じて得た額とする。

(給料の調整額)

**第46条** 第14条の規定は、病院事業任期付職員について準用する。この場合において、同条第2項中「広域異動職員」とあるのは「病院事業任期付職員」と、「応じて別表第12」とあるのは「応じて、広域異動職員に採用された者にあつては別表第12、地域異動職員に採用された者にあつては別表第28」と、「得た額(広域異動育児短時間勤務職員等にあつては当該額に算出率を、広域異動再任用短時間勤務職員等にあつては当該額に勤務割合をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」とあるのは「得た額」と、「相当する額(広域異動育児短時間勤務職員等及び広域異動再任用短時間勤務職員等にあつては、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」とあるのは「相当する額」と読み替えるものとする。

(管理職手当)

**第47条** 第15条の規定は、病院事業任期付職員について準用する。この場合において、同条中「広域異動

職員」とあるのは「病院事業任期付職員」と、「掲げる額（広域異動育児短時間勤務職員等にあつては当該額に算出率を、広域異動再任用短時間勤務職員等にあつては当該額に勤務割合をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」とあるのは「掲げる額」と読み替えるものとする。

（初任給調整手当）

**第48条** 第16条の規定は、病院事業任期付職員のうち広域異動職員に採用された者について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「広域異動職員」とあるのは、「病院事業任期付職員のうち広域異動職員に採用された者」と読み替えるものとする。

2 病院事業任期付職員のうち地域異動職員に採用された者であつて給与条例第6条に規定する職は、次に掲げる職員の職とする。

(1) 医師又は歯科医師の職に採用されたもの

(2) 次のアからサまでの職に採用されたもの（以下「特定業務等従事任期付医療技術職員」という。）

ア 調剤又は投薬指導に従事する薬剤師

イ 栄養管理、改善に従事する栄養士

ウ 診療放射線技師及び診療エックス線技師

エ 臨床検査技師

オ 衛生検査技師その他の病理細菌技術職員

カ 臨床工学技士

キ 理学療法士その他の理学療法技術職員及び作業療法士その他の作業療法技術職員

ク 視能訓練士その他の視能技術職員

ケ 言語聴覚士

コ 歯科衛生士及び歯科技工士

サ 前各号に類する医療技術者

(3) 助産師、看護師及び准看護師の職に採用されたもの（以下「特定業務等従事任期付看護師等職員」という。）

3 前項で初任給調整手当を支給される病院事業任期付職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 前項第1号に規定する職に採用された職員であつて、その採用が、経過期間内に行われたもの。

(2) 前項第2号及び第3号に規定する職に採用された職員であつて、その採用が、当該職員に適用される学歴区分（管理者の定めるものを含む。）を卒業した日から採用の日までの15年内に行われたもの。

4 初任給調整手当を支給されていた期間が通算して35年（第2項第2号及び第3号の職員にあつては、15年）を超えることとなる病院事業任期付職員には、初任給調整手当は支給しない。

5 第2項に規定する病院事業任期付職員に支給する初任給調整手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 第2項第1号の規定の適用を受ける病院事業任期付職員 別表第14の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額。この場合において、大学（旧専門学校令による専門学校等で管理者の定めるものを含む。）卒業の日からそれぞれ採用の日又は第2項第1号に規定する職員となった日までの期間が4年（臨床研修を経た場合にあつては6年、実地修練を経た場合にあつては5年）を超えることとなるもの（大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年以内のものを除く。）に対する同表の適用については、採用の日又は第2項第1号に規定する職員となった日からその超えることとなる期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間）に相当する期間、初任給調整手当が支給されていたものとする。

(2) 第2項第2号又は第3号の規定の適用を受ける病院事業任期付職員 職及び学歴免許等の区分並びに期間の区分に応じ別表第33に掲げる額。この場合において、当該職員に適用される学歴区分（管理者の定めるものを含む。）を卒業の日から採用の日までの期間が1年を超えることとなるものに対する同表の適用については、採用の日からその超えることとなる期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間）に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

6 前項の規定の適用を受ける病院事業任期付職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものについては、院長があらかじめ管理者の承認を得た場合

の当該職員に支給する初任給調整手当の支給期間及び月額、同項の規定にかかわらず、管理者が別に定めるところによる。

7 前各項に定めるもののほか、初任給調整手当を支給される病院事業任期付職員の範囲及び初任給調整手当の支給期間等については、県職員給与条例の規定の適用を受ける職員の例による。

(地域手当)

**第49条** 第17条の規定は、病院事業任期付職員について準用する。この場合において、同条第1項中「広域異動職員」とあるのは「病院事業任期付職員」と、同条第2項中「病院事業広域異動職員医療職給料表(1)の適用を受ける職員（以下「広域異動職員医師等」という。）」とあるのは「病院事業任期付職員のうち、医師、又は歯科医師の職にある者（以下「病院事業任期付職員医師等」という。）」と読み替えるものとする。

(特殊勤務手当)

**第50条** 第18条から第29条までの規定は、病院事業任期付職員の特殊勤務手当の種類、額、支給方法等について準用する。この場合において、これらの規定中「広域異動職員」とあるのは「病院事業任期付職員」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第19条第1項、第23条第1項、第3項、第4項、第26条第3項及び第28条第1項	広域異動職員医師等	病院事業任期付職員医師等
第19条第1項	病院事業広域異動職員現業業務従事職給料表の適用を受ける運転士（以下「広域異動職員運転士」という。）	病院事業任期付職員のうち、運転士の職にある者（以下「病院事業任期付職員運転士」という。）
第20条第1項	病院事業広域異動職員医療職給料表の適用を受ける職員	病院事業任期付職員
第23条第2項	掲げる額（広域異動育児短時間勤務職員等にあつては当該額に算出率を、広域異動再任用短時間勤務職員等にあつては当該額に勤務割合をそれぞれ乗じて得た額	掲げる額（特定業務等従事任期付短時間勤務職員にあつては当該額に勤務割合を乗じて得た額
第23条第3項	、100,000円（広域異動育児短時間勤務職員等にあつては100,000円に算出率を、広域異動再任用短時間勤務職員等にあつては100,000円に勤務割合をそれぞれ乗じて得た額）	、100,000円（特定業務等従事任期付短時間勤務職員にあつては100,000円に勤務割合を乗じて得た額）
第23条第4項	、50,000円（広域異動育児短時間勤務職員等にあつては50,000円に算出率を、広域異動再任用短時間勤務職員等にあつては50,000円に勤務割合をそれぞれ乗じて得た額）	、50,000円（特定業務等従事任期付短時間勤務職員にあつては50,000円に勤務割合を乗じて得た額）
第24条第1項	、病院事業広域異動職員現業業務従事職給料表の適用を受ける施設管理技士	、病院事業任期付職員のうち、施設管理技士の職にある者
第25条第1項	広域異動職員運転士	病院事業任期付職員運転士
第26条第1項及び第3項	広域異動支援職員	病院事業任期付支援職員
第29条第3項	広域異動育児短時間勤務職員等及び広域異動職員のうち任期付育児短時間勤務職員	特定業務等従事任期付短時間勤務職員

(特地勤務手当等)

**第51条** 第30条の規定は、病院事業任期付職員のうち広域異動職員に採用された職員について準用する。この場合において、同条第1項中「広域異動職員」とあるのは、「病院事業任期付職員」と読み替えるものとする。

2 第41条の規定は、病院事業任期付職員のうち地域異動職員に採用された職員について準用する。この場合において、同条第1項中「地域異動職員」とあるのは、「病院事業任期付職員」と読み替えるものとする。

(宿日直手当)

**第52条** 第31条の規定は、病院事業任期付職員について準用する。この場合において、同条第1項中「病院事業広域異動職員医療職給料表(2)の適用を受ける臨床工学技士」とあるのは、「病院事業任期付職員のうち、臨床工学技士の職にある者」と読み替えるものとする。

(管理職員特別勤務手当の額)

**第53条** 第32条の規定は、特定業務等従事任期付職員のうち広域異動職員に採用された職員について準用する。

2 特定任期付職員に給与条例第18条第1項の規定により支給する管理職員特別勤務手当の額は、次に掲げる当該職員が受ける給料表の号給又は給料月額に応じ、それぞれ次に定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事した時間が6時間を超える場合は、それぞれ次に定める額に100分の150を乗じて得た額とする。

(1) 6号給及び7号給並びに第45条第2項の規定による給料月額 12,000円

(2) 5号給 10,000円

(3) 2号給から4号給まで 8,000円

(4) 1号給 6,000円

3 特定任期付職員に給与条例第18条第2項の規定により支給する管理職員特別勤務手当の額は、次に掲げる当該職員が受ける給料表の号給又は給料月額に応じ、それぞれ次に定める額とする。

(1) 6号給及び7号給並びに第45条第2項の規定による給料月額 6,000円

(2) 5号給 5,000円

(3) 2号給から4号給まで 4,000円

(4) 1号給 3,000円

(期末手当)

**第54条** 病院事業任期付職員のうち給与条例第19条の管理者が定める職員は、次に掲げる病院事業任期付職員とし、これらの病院事業任期付職員には、期末手当を支給しない。

(1) その退職し、若しくは失職し、又は死亡した日において次のいずれかに該当する職員であった者

ア 無給休職者

イ 刑事休職者

ウ 停職者

エ 非常勤職員

オ 専従休職者

カ 無給派遣職員

キ 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（管理者が定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員以外の職員

(2) その退職又は失職の後基準日までの間において次に掲げる者（非常勤である者にあつては、再任用短時間勤務職員等その他管理者の定める者に限る。）となったもの

ア 県職員給与条例の規定の適用を受ける職員

イ 企業職員

ウ 現業職員

エ 特別職に属する職員

オ 教育長

(3) その退職に引き続き次に掲げる者（非常勤である者にあつては、再任用短時間勤務職員等その他管理者の定める者に限る。）となったもので管理者の定めるもの

ア 国家公務員

イ 独立行政法人の職員

ウ 公社職員

エ 他の地方公共団体の職員

オ 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第10条第2項に規定する退職派遣者

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130を乗じて得た額（第45条の規定で定める給料表の適用を受ける病院事業任期付職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等が、病院事業広域異動職員行政職給料表の適用を受ける広域異動職員でその職務の級が7級以上であるものに相当するもの（これらの病院事業任期付職員のうち、管理者が定める病院事業任期付職員を除く。第61条において「病院事業任期付特定幹部職員」という。）にあっては100分の110を乗じて得た額とする。）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

3 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した病院事業任期付職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において病院事業任期付職員が受けるべき給料及びこれらに対する地域手当の月額合計額とする。

4 病院事業任期付職員で職務の複雑、困難及び責任の度等が、病院事業広域異動職員行政職給料表の適用を受ける広域異動職員でその職務の級が2級以上であるもの（職務の級が2級から4級までである病院事業任期付職員にあっては、管理者が定めるもの）に相当する病院事業任期付職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、特定任期付職員にあっては別表第34の中欄に掲げる区分、特定業務任期付職員のうち広域異動職員に採用された者にあっては別表第18の中欄に掲げる区分又は特定業務任期付職員のうち地域異動職員に採用された者にあっては別表第31の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる加算割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

（勤勉手当）

**第55条** 第34条の規定は、病院事業任期付職員について準用する。この場合において、同条第1項及び第3項中「広域異動職員」とあるのは「病院事業任期付職員」と、同条第3項中「月額（広域異動育児短時間勤務職員等）にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額」とあるのは「月額」と読み替えるものとする。

（特定任期付職員業績手当）

**第56条** 給与条例第21条に規定する特定任期付職員業績手当の支給に関しては、知事部局の特定任期付職員の例による。

（特定の病院事業任期付職員の適用除外）

**第57条** 第46条から第48条まで、第61条、給与条例第7条及び第9条、県職員給与条例第5条から第7条までの規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2 県職員給与条例第5条から第7条までの規定は、特定業務等従事任期付職員には、適用しない。

3 第48条、第51条及び第61条、給与条例第7条、第9条及び第11条の規定は、特定業務等従事任期付短時間勤務職員には、適用しない。

#### 第5章 その他職員に適用される基準

第21条第1項中「給与条例第19条」を「広域異動職員のうち給与条例第19条」に、「掲げる職員」を「掲げる広域異動職員」に、「職員には」を「広域異動職員には」に改め、同項第1号アからカまでの規定中「をいう」の次に「。第43条及び第54条において同じ」を加え、同条第2項中「病院事業行政職給料表」を「病院事業広域異動職員行政職給料表」に、「職員で」を「広域異動職員で」に、「各給料表」を「第5条第1項に規定する給料表」に、「職員の」を「広域異動職員の」に、「職員を」を「広域異動職員を」に、「第22条第2項」を「第61条第1項」に、「特定幹部職員」を「広域異動特定幹部職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「広域異動職員のうち再任用職員」に改め、同条第4項中「職員に」を「広域異動職員に」に、「職員が」を「広域異動職員が」に改め、同条第5項中「病院事業行政職給料表」を「病院事業広域異動職員行政職給料表」に、「職員で」を「広域異動職員で」に、「職員に」を「広域異動職員に」に、「各給料表」を「第5条第1項に規定する給料表」に、「職員として」を「広域

異動職員として」に、「育児短時間勤務職員等」を「広域異動育児短時間勤務職員等」に、「別表第16」を「別表第18」に改め、同条第6項中「病院事業現業業務従事職給料表の適用を受ける職員」を「病院事業広域異動職員現業業務従事職給料表の適用を受ける広域異動職員」に改め、同条を第33条とする。

第20条第1項中「別表第15」を「別表第17」に改め、同条第2項及び第3項を削り、同条を第32条とする。

第19条の2第1項中「臨床工学技士」を「病院事業広域異動職員医療職給料表(2)の適用を受ける臨床工学技士」に改め、同条第2項中「職員」を「広域異動職員」に改め、同条を第31条とする。

第19条第1項中「別表第14」を「別表第16」に、「職員」を「広域異動職員」に改め、同条を第30条とする。

第18条第1項中「第11条、第17条及び第17条の3」を「第19条、第25条及び第27条」に改め、同条第2項中「第15条」を「第23条」に改め、同条第3項中「育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員等」を「広域異動育児短時間勤務職員等及び広域異動職員のうち任期付育児短時間勤務職員」に、「採用された職員」を「採用された広域異動職員」に、「定める職員」を「定める広域異動職員」に、「職員の」を「広域異動職員の」に改め、同条を第29条とする。

第17条の4第1項中「医師である職員」を「広域異動職員医師等」に改め、同条を第28条とする。

第17条の3第1項中「職員」を「広域異動職員」に改め、同条を第27条とする。

第17条の2第1項中「職員（以下「支援職員」を「広域異動職員（以下「広域異動支援職員」に改め、同条第3項中「支援職員」を「広域異動支援職員」に、「医師に」を「広域異動職員医師等に」に改め、同条を第26条とする。

第17条第1項中「運転士」を「広域異動職員運転士」に改め、同条を第25条とする。

第16条第1項中「施設管理技士」を「病院事業広域異動職員現業業務従事職給料表の適用を受ける施設管理技士」に改め、同条を第24条とする。

第15条第1項中「医師又は歯科医師（以下「医師」という。）である職員」を「広域異動職員医師等」に改め、同条第2項中「別表第13」を「別表第15」に、「育児短時間勤務職員等」を「広域異動育児短時間勤務職員等」に、「再任用短時間勤務職員等」を「広域異動再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第3項及び第4項中「医師」を「広域異動職員医師等」に、「育児短時間勤務職員等」を「広域異動育児短時間勤務職員等」に、「再任用短時間勤務職員等」を「広域異動再任用短時間勤務職員等」に改め、同条を第23条とする。

第14条第1項中「職員」を「広域異動職員」に改め、「業務又は事務」の次に「（以下この条において「業務等」という。）」を加え、「業務に」を「業務等に」に改め、同条第2項中「業務」を「業務等」に改め、同条を第22条とする。

第13条第1項中「職員」を「広域異動職員」に改め、同条を第21条とする。

第12条第1項第1号中「助産師」を「広域異動職員のうち助産師」に、「職員」を「広域異動職員」に改め、同項第2号中「病院事業医療職給料表の適用を受ける職員」を「病院事業広域異動職員医療職給料表の適用を受ける広域異動職員」に改め、同条を第20条とする。

第11条第1項中「病院事業医療職給料表(1)の適用を受ける職員以外の職員」を「広域異動職員医師等以外の広域異動職員」に改め、同項第1号中「病院事業の管理者（以下「管理者」という。）」を「管理者」に改め、同項第2号中「運転士」を「病院事業広域異動職員現業業務従事職給料表の適用を受ける運転士（以下「広域異動職員運転士」という。）」に改め、同条を第19条とする。

第10条中「職員」を「広域異動職員」に改め、同条を第18条とする。

第9条第1項中「職員」を「広域異動職員」に改め、同条第2項中「医師及び歯科医師に適用される給料表の適用を受ける職員」を「病院事業広域異動職員医療職給料表(1)の適用を受ける職員（以下「広域異動職員医師等」という。）」に改め、同条を第17条とする。

第8条の2第1項中「職員」を「広域異動職員」に、「別表第12の2」を「別表第14」に改め、同条第2項中「職員の」を「広域異動職員の」に改め、同条を第16条とする。

第8条中「別表第12」を「別表第13」に、「職員に」を「広域異動職員に」に、「育児短時間勤務職員等」を「広域異動育児短時間勤務職員等」に、「再任用短時間勤務職員等」を「広域異動再任用短時間勤務職員等」に改め、同条を第15条とする。

第7条第1項中「別表第11の2」を「別表第11」に、「職員の」を「広域異動職員の」に改め、同条第2項中「職員の」を「広域異動職員の」に、「職員に」を「広域異動職員に」に、「別表第11の3」を

「別表第12」に、「別表第11の2」を「別表第11」に、「育児短時間勤務職員等」を「広域異動育児短時間勤務職員等」に、「再任用短時間勤務職員等」を「広域異動再任用短時間勤務職員等」に改め、同条を第14条とする。

第5条の2から第6条の3までを削る。

第5条の見出しを「(広域異動職員の初任給、昇格及び昇給等の基準)」に改め、同条中「初任給」を「広域異動職員の初任給」に改め、「又は任期付職員採用条例」及び「知事部局の」を削り、同条を第6条とし、同条の次に次の7条を加える。

(昇格)

**第7条** 広域異動職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、その者の勤務成績に従い、その者の属する職務の級を決定するものとする。

2 前項の規定により広域異動職員を昇格させる場合には、次の各号のいずれかに掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 広域異動職員を昇格させようとする日に当該職員が昇任したこと。

(2) 前号に掲げる要件に準ずるものとして、次のいずれかに掲げる要件を満たすこと。

ア 昇格させようとする日に転任(別表第13に掲げる職を占める広域異動職員(以下「広域異動管理職員」という。))への転任に限る。次号において同じ。)をしたこと。

イ 次に掲げる要件を満たすこと。

(イ) 昇格させようとする日前1年以内に昇任又は転任をしたこと。

(ロ) 次号ア及びウに掲げる要件を満たすこと。

(3) 昇格させようとする日以前2年間において同日の前日に属する職務の級に分類されている職務に従事していた広域異動職員が次に掲げる要件を満たし、かつ、昇格させようとする日以前2年間における法第23条の2の規定に基づき病院事業の管理者(以下「管理者」という。)が定める人事評価(以下「人事評価」という。)の結果及び勤務成績を判定するに足りると認められる事実に基づき、昇格させようとする職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められること。

ア 広域異動職員を昇格させようとする日以前における直近の人事評価において職務を遂行するに当たり発揮した能力(以下「行動評価」という。))及び挙げた業績(以下「業績評価」という。)(行動評価及び業績評価の評価期間の全期間において職務に従事しているものに限る。)の全体評語(当該行動評価又は当該業績評価の結果をそれぞれ総括的に表示する記号をいう。以下同じ。)が上位又は中位の段階であること。

イ 広域異動職員を昇格させようとする日以前における行動評価及び業績評価の全体評語のうち、直近の連続した2回の行動評価及び業績評価の全体評語を総合的に勘案して能力の程度及び第4項の役割を果たした程度が通常のものを超えるものとして次の要件を超えるもの。

(イ) 広域異動職員を昇格させようとする日以前における直近の行動評価及び業績評価の全体評語が上位又は中位の段階であること。

(ロ) 広域異動職員を昇格させようとする日以前における直近の連続した2回の行動評価及び業績評価の全体評語について、一の全体評語が上位の段階であり、かつ、他の全体評語が中位の段階であること又はこれと同等以上と認められるものであること。

ウ 広域異動職員を昇格させようとする日以前1年以内に、法第29条の規定による懲戒処分又はこれに相当する処分を受けていないこと及び同日において広域異動職員から聴取した事項又は調査により判明した事実に基づきこれらの処分を受けることが相当とされる行為をしていないこと。

3 広域異動職員が民間企業に派遣されていたこと等の事情により前項第3号に規定する全体評語の全部若しくは一部がない場合又は昇格させようとする日以前2年内において同日の前日に属する職務の級に分類されている職務に従事していた広域異動職員について昇格させようとする日以前2年内における人事評価の結果及び勤務成績を判定するに足りると認められる事実に基づき昇格させようとする職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合には、同号の規定にかかわらず、同項に掲げる要件を満たす広域異動職員とみなして同項の規定を適用し、昇格させることができる。

4 前3項の規定により広域異動職員を昇格させる場合において、その者の職務の級を1級上位の職務の級に決定しようとするときは、別表第7に定める広域異動職員在級期間表(以下「広域異動職員在級期間表」という。)に定める在級期間(広域異動職員を昇格させる場合に必要な1級下位の職務の級に在級した年数をいう。以下同じ。)に従い、その者の属する職務の級を決定するものとする。この場合に

において、昇格させようとする日以前における直近の行動評価の全体評語が最上位の段階であり、かつ、同日以前における直近の業績評価の全体評語が上位の段階であるときその他勤務成績が特に良好であるときは、広域異動職員在級期間表に定める在級期間に100分の50以上100分の100未満の割合を乗じて得た期間をもって、広域異動職員在級期間表の在級期間とすることができる。

- 5 第1項から第3項までの規定により広域異動職員を昇格させる場合において、広域異動職員在級期間表を満たすとき又は広域異動職員を2級以上上位の職務の級に決定する特別の事情があると認められる場合として管理者の定める場合に該当するときは、その者の属する職務の級を2級以上上位の職務の級に決定するものとする。
- 6 第4項の場合において、広域異動職員在級期間表に定める在級期間によることとしたときに部内の他の広域異動職員との均衡を失すると認められる広域異動職員に対する同項の規定の適用については、同項中「別表第7」とあるのは「管理者の定める要件及び別表第7」と、「定める在級期間（広域異動職員を昇格させる場合に必要な1級下位の職務の級に在級した年数をいう。以下同じ。）に従い」とあるのは「従い」とする。
- 7 第4項の規定による昇格は、現に属する職務の級に1年以上在級していない広域異動職員については行うことができない。ただし、職務の特殊性等によりその在級する期間が1年に満たない者を特に昇格させる必要があると認められる場合であって、管理者の定めるところによるときは、この限りでない。

（広域異動職員在級期間表の適用方法）

**第8条** 広域異動職員在級期間表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、職種欄の区分の定めがあるものにあつては、その区分に応じて適用する。

- 2 広域異動職員在級期間表の職務の級欄に定める数字は、当該職務の級に昇格させるための在級期間を示す。

（昇格の場合の号給）

**第9条** 広域異動職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第10号。以下「初任給等規則」という。）別表第7に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。ただし、病院事業広域異動職員医療職給料表(3)の適用を受ける広域異動職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第8に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

- 2 第7条の規定により広域異動職員を昇格させた場合で当該昇格が2級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。
- 3 降格した広域異動職員を当該降格後最初に昇格させる場合において、前2項の規定により決定される号給が部内の他の広域異動職員との均衡を著しく失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、管理者の定めるところにより、その者の号給を決定することができる。

（降格）

**第10条** 広域異動職員を降格させる場合には、その職務に応じ、その者の属する職務の級を下位の職務の級に決定するものとする。

- 2 前項の規定により広域異動職員を降格させる場合には、当該広域異動職員の人事評価の結果又は勤務成績を判定するに足りると認められる事実に基づきその職務の級より下位の職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められなければならない。
- 3 広域異動職員から書面による同意を得た場合には、第1項の規定により当該広域異動職員を降格させることができる。

（降格の場合の号給）

**第11条** 広域異動職員を降格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、降格した日の前日に受けていた号給に対応する初任給等規則別表第7の2に定める降格時号給対応表の降格後の号給欄に定める号給とする。ただし、病院事業広域異動職員医療職給料表(3)の適用を受ける広域異動職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第9に定める降格時号給対応表の降格後の号給欄に定める号給とする。

- 2 広域異動職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱う



ものとする。

- 3 前2項の規定により広域異動職員の号給を決定することが著しく不相当であると認められる場合には、これらの規定にかかわらず、その者の号給を決定することができる。この場合において、当該号給は、当該広域異動職員が降格した日の前日に受けていた給料月額に達しない額の号給でなければならない。

(昇給に係る勤務成績の証明)

**第12条** 昇給は、当該広域異動職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない広域異動職員は、昇給しない。

(昇給区分及び昇給の号給数)

**第13条** 評価終了日以前における直近の行動評価及び業績評価の全体評語（以下この条において「昇給評語」という。）がある広域異動職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下この条において「昇給区分」という。）は、当該広域異動職員が次の各号に掲げる広域異動職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

- (1) 勤務成績が極めて良好である広域異動職員 A
- (2) 勤務成績が特に良好な広域異動職員 B
- (3) 勤務成績が良好である広域異動職員 C
- (4) 勤務成績がやや良好でない広域異動職員 D
- (5) 勤務成績が良好でない広域異動職員 E

- 2 前項第1号又は第2号に掲げる広域異動職員に該当するか否かの判断は、次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 前項第1号又は第2号に掲げる広域異動職員に該当するか否かの判断は、次に掲げる順序に従い、第5項に規定する割合におおむね合致するよう行うものとする。この場合においては、次に掲げる広域異動職員について同項第1号又は第2号に掲げる広域異動職員のいずれに該当するかを判断するときは、人事評価の個別評語及び全体評語を付した理由その他参考となるべき事項を考慮するものとする。

ア 直近の行動評価の全体評語が最上位の段階であり、かつ、直近の業績評価の全体評語が最上位の段階である広域異動職員

イ 直近の行動評価の全体評語が最上位の段階であり、かつ、直近の業績評価の全体評語が上位の段階又は中位の段階である広域異動職員、直近の行動評価の全体評語が上位の段階であり、かつ、直近の業績評価の全体評語が最上位の段階又は上位の段階である広域異動職員並びに直近の行動評価の全体評語が中位の段階であり、かつ、直近の業績評価の全体評語が最上位の段階である広域異動職員

ウ 直近の行動評価の全体評語が上位の段階であり、かつ、直近の業績評価の全体評語が中位の段階である広域異動職員又は直近の行動評価の全体評語が中位の段階であり、かつ、直近の業績評価の全体評語が上位の段階である広域異動職員

- (2) 次に掲げる広域異動職員（次号に掲げる広域異動職員を除く。）は、前項第4号に掲げる広域異動職員に該当するものとして取り扱うものとする。ただし、イからエまでに掲げる広域異動職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に同項第4号に掲げる広域異動職員に該当するものとして取り扱うことが著しく不相当であると認められるときは、あらかじめ管理者と協議して、同項第3号に掲げる広域異動職員に該当するものとして取り扱うことができる。

ア 昇給評語のいずれかが下位の段階（最下位の段階を除く。）である広域異動職員

イ 昇給日前1年間における3月31日又は管理者が定める日以前1年間（当該期間の途中において新たに広域異動職員となった者にあつては、新たに広域異動職員となった日から昇給日の前日までの期間。以下この項及び次項において「基準期間」という。）において、減給の処分（その対象となった事実の勤務成績に及ぼす影響の程度が軽微であると認められるものに限る。）又は戒告の処分（次項第2号に規定するものを除く。）を受けた広域異動職員

ウ 基準期間において、訓告その他の矯正措置の対象となる事実（勤務成績に及ぼす影響の程度が著しいと認められるものに限る。）があつた広域異動職員

エ 基準期間において、3日以上の日数を正当な理由なく勤務を欠いた広域異動職員（勤務を欠いた

- 時間が1日の勤務時間の一部である場合であっても、その回数が3回に達するごとに1日として取り扱うものとする。次号ウにおいて同じ。)
- オ 基準期間において、その者の職務について監督する地位にある者から注意、指導等を受けたにもかかわらず、勤務成績が良好でないことを示す明白な事実が見られた広域異動職員
- (3) 次に掲げる広域異動職員は、前項第5号に掲げる広域異動職員に該当するものとして取り扱うものとする。ただし、イ又はウに掲げる広域異動職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に同項第5号に掲げる広域異動職員に該当するものとして取り扱うことが著しく不相当であると認められるときは、あらかじめ管理者と協議して、同項第3号に掲げる広域異動職員に該当するものとして取り扱うことができる。
- ア 昇給評語のいずれも下位の段階である広域異動職員
- イ 基準期間において停職の処分、減給の処分（前号イに規定するものを除く。）又は戒告の処分（その対象となった事実の勤務成績に及ぼす影響の程度が著しいと認められるものに限る。）を受けた広域異動職員
- ウ 基準期間において、5日以上の日数を正当な理由なく勤務を欠いた広域異動職員
- エ 前号オに掲げる広域異動職員でその態様が著しいもの
- 3 次の各号に掲げる広域異動職員の昇給区分は、前2項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。
- (1) 管理者の定める事由以外の事由によって基準期間の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない広域異動職員（第1項第5号に該当する広域異動職員及び次号に掲げる広域異動職員を除く。） D
- (2) 管理者の定める事由以外の事由によって基準期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない広域異動職員 E
- 4 前項の規定により昇給区分を決定することとなる広域異動職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不相当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、当該昇給区分より上位の昇給区分（A及びBの昇給区分を除く。）に決定することができる。
- 5 前各項の規定により昇給区分を決定する広域異動職員の総数に占めるA又はBの昇給区分に決定する広域異動職員の数の割合は、次の各号に掲げる広域異動職員の区分に応じ、おおむね次号に定める割合とする。
- (1) 次号に掲げる広域異動職員以外の広域異動職員 Aの昇給区分に係る割合については100分の5、Bの昇給区分に係る割合については100分の20
- (2) 広域異動管理職員 Aの昇給区分に係る割合については100分の10、Bの昇給区分に係る割合については100分の30
- 6 昇給の号給数は、昇給区分に応じて別表第10に定める昇給号給数表に定める号給数とする。
- 7 前年の昇給日後に昇格した広域異動職員の昇給の号給数は、前項の規定にかかわらず、部内の他の広域異動職員との均衡を考慮して昇給号給数表のC欄に定める号給数以下の号給数とする。ただし、その者の昇給について、当該号給数とすることが不相当であると認められる特別の事情がある場合は、この限りでない。
- 8 前年の昇給日後に新たに広域異動職員となった者又は同日後に初任給等規則第22条第3項、第25条第2項（第27条において準用する場合を含む。）若しくは第41条の規定により号給を決定された者の昇給の号給数は、前2項の規定にかかわらず、これらの規定による号給数に相当する数に、その者の新たに広域異動職員となった日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数（管理者の定める広域異動職員にあつては、前各項の規定を適用したものとした場合に得られる号給数を超えない範囲内で管理者の定める号給数）とする。
- 9 前3項の規定による号給数が零となる広域異動職員は、昇給しない。
- 10 第6項から第8項までの規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給（当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第24条に規定する異動をした広域異動職員にあつては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる広域異動職員の昇給の号給数は、第6項から第8項までの規定に

かわらず、当該相当する号給数とする。

第4条の見出しを「(広域異動職員の給料表等)」に改め、同条第1項中「職員に」を「広域異動職員に」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 病院事業広域異動職員行政職給料表(別表第1)
- (2) 病院事業広域異動職員医療職給料表(別表第2)
  - ア 病院事業広域異動職員医療職給料表(1)
  - イ 病院事業広域異動職員医療職給料表(2)
  - ウ 病院事業広域異動職員医療職給料表(3)
- (3) 病院事業広域異動職員現業業務従事職給料表(別表第3)

第4条第2項中「別表第7から別表第9まで」を「別表第4から別表第6まで」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「再任用職員の給料月額」を「広域異動職員のうち再任用職員の給料月額」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「育児休業法第11条第1項」を「広域異動職員のうち育児休業法第11条第1項」に、「育児短時間勤務職員等」を「広域異動育児短時間勤務職員等」に「第4項」を「前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員(以下「再任用短時間勤務職員等」を「広域異動職員のうち再任用短時間勤務職員及び任期付育児短時間勤務職員(以下「広域異動再任用短時間勤務職員等」に、「及び第4項」を「及び第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条を第5条とする。

第3条を第4条とし、同条の次に次の章名を付する。

## 第2章 広域異動職員の給与

第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(定義)

**第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広域異動職員 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員
- (2) 地域異動職員 沖縄県病院事業局標準的な職を定める規程(平成28年沖縄県病院事業局管理規程第3号)第2条に規定する職員
- (3) 病院事業任期付職員 任期付職員採用条例第2条から第4条までに規定する職員

附則第7項を次のように改める。

(令和5年3月31日までの間における住居手当に関する特例)

7 第58条第5項の規定による住居手当の支給については、沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和2年沖縄県条例第1号。以下「改正条例」という。)附則第5項から第8項までの規定の適用を受ける職員の例による。

附則第8項中「職員」を「別表第13に掲げる職を占める職員以外の職員」に改める。

別表第1中「(第4条関係)」を「(第5条関係)」に、「病院事業行政職給料表」を「病院事業広域異動職員行政職給料表」に改め、同表備考中「他の給料表」を「広域異動職員のうち他の広域異動職員給料表」に改める。

別表第2中「(第4条関係)」を「(第5条関係)」に改め、別表第2病院事業医療職給料表(1)中「病院事業医療職給料表(1)」を「病院事業広域異動職員医療職給料表(1)」に改め、同表備考中「医師及び」を「広域異動職員のうち医師及び」に改め、別表第2病院事業医療職給料表(2)中「病院事業医療職給料表(2)」を「病院事業広域異動職員医療職給料表(2)」に改め、同表備考中「職員に」を「広域異動職員に」に改め、別表第2病院事業医療職給料表(3)中「病院事業医療職給料表(3)」を「病院事業広域異動職員医療職給料表(3)」に改め、同表備考中「病院及び」を「広域異動職員のうち病院及び」に改める。

別表第3中「(第4条関係)」を「(第5条関係)」に、「病院事業現業業務従事職給料表」を「病院事業広域異動職員現業業務従事職給料表」に改め、同表備考中「電話交換士」を「広域異動職員のうち電話交換士」に改める。

別表第4から別表第6までを削る。

別表第7中「(第4条関係)」を「(第5条関係)」に、「病院事業行政職給料表級別標準職務表」を「病院事業広域異動職員行政職給料表級別標準職務表」に、「労務管理監」を「室長」に改め、同表を別表第4とする。

別表第8中「(第4条関係)」を「(第5条関係)」に改め、別表第8第1項の表中「病院事業医療職給料表(1)級別標準職務表」を「病院事業広域異動職員医療職給料表(1)級別標準職務表」に改め、別表第8

第2項の表中「病院事業医療職給料表(2)級別標準職務表」を「病院事業広域異動職員医療職給料表(2)級別標準職務表」に、

3級	1 主任技師又は室長の職務 2 相当困難な業務を行う主任の職務
4級	相当困難な業務を行う主任技師又は室長の職務
5級	1 病院の薬局長、技師長、室長（リハビリテーション室の室長に限る。）又は主幹の職務 2 困難な業務を行う主任技師の職務
6級	困難な業務を行う病院の薬局長、技師長、室長（リハビリテーション室の室長に限る。）又は主幹の職務

を

3級	1 技師長（臨床工学科の技師長に限る。）、主任技師又は室長の職務 2 相当困難な業務を行う主任の職務
4級	相当困難な業務を行う技師長（臨床工学科の技師長に限る。）、主任技師又は室長の職務
5級	1 病院の薬局長、技師長（臨床工学科の技師長を除く。）、室長（リハビリテーション室の室長に限る。）、副薬局長、副技師長又は主幹の職務 2 困難な業務を行う主任技師の職務
6級	困難な業務を行う病院の薬局長、技師長（臨床工学科の技師長を除く。）、室長（リハビリテーション室の室長に限る。）、副薬局長、副技師長又は主幹の職務

に

改め、別表第8第3項の表中「病院事業医療職給料表(3)級別標準職務表」を「病院事業広域異動職員医療職給料表(3)級別標準職務表」に、「看護師長」を「看護師長、副看護師長」に改め、別表第8を別表第5とする。

別表第9中「(第4条関係)」を「(第5条関係)」に、「病院事業現業業務従事職給料表級別標準職務表」を「病院事業広域異動職員現業業務従事職給料表級別標準職務表」に、「定期的」を「定型的」に改め、同表を別表第6とし、同表の次に次の1表を加える。

**別表第7（第7条関係）**

1 病院事業広域異動職員行政職給料表在級期間表

職務の級							
2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
3	4	4	2	2	4	3	3

備考1 中級若しくは初級の結果に基づいて広域異動職員となった者又は選考採用者（正規の試験の結果に基づいて職員となった者以外の者をいう。以下同じ。）に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「3」とあるのは、中級の結果に基づいて職員となった者にあつては「5.5」と、初級の結果に基づいて職員となった者にあつては「8」と、選考採用者にあつては「9」とする。

2 6級から9級までのいずれかの職務の級に昇格させる場合には、当該職務の級に係る在級期間のほか、広域異動職員を昇格させようとする日以前における直近の行動評価及び業績評価の全体評語が上位又は中位であることとし、この場合においては、広域異動職員を昇格させようとする日において昇任したときには、当該広域異動職員が現に属する職務の級に1年以上在級していない場合であっても昇格させることができる。

2 病院事業広域異動職員医療職給料表(1)在級期間表

職種	職務の級
	2級

医 師 歯科医師	6
-------------	---

備考 病院事業広域異動職員医療職給料表(1)の適用を受ける職員のうち、次の表の職種欄に掲げる広域異動職員の職務の級を、同表の職務の級に決定しようとする場合において、その者の経験年数（新たに広域異動職員となった者以外の者にあつては、その決定しようとする日に新たに広域異動職員となった場合の経験年数をいう。以下同じ。）が同表の必要経験年数欄に掲げる年数に達しているときは、初任給規則第19条第1項又は第26条第1項の規定によりその者を当該職務の級に決定することができる。この場合における職員の経験年数は、それぞれの免許を取得した時以後のものとする。ただし、管理者が別段の定めをした場合には、その定めるところによる。

職種	職務の級	必要経験年数
医療技監 院副院長 母子センター長 医療部長 医療企画監 部 長	4 級	16
	3 級	9
医 長	2 級	6

3 病院事業広域異動職員医療職給料表(2)在級期間表

職 種	職務の級				
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
薬 剤 師	0	2	3	4	4
栄 養 士 診療エックス線技師 衛生検査技師	2.5	5	3	4	4
診療放射線技師 臨床検査技師 臨床工学技士 理学療法士 作業療法士 視能訓練士 言語聴覚士 歯科衛生士 歯科技工士	1	5	3	4	4

備考1 職種欄の「薬剤師」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表（初任給等規則別表第2初任給基準表をいう。以下同じ。）の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「大学卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級3級の欄中「2」とあるのは、「5」とする。

2 職種欄の「栄養士」、「衛生検査技師」、「診療放射線技師」、「臨床検査技師」、「臨床工学技士」、「理学療法士」、「作業療法士」、「視能訓練士」又は「言語聴覚士」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「大学卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「2.5」とあり、及び「1」とあるのは、「0」とする。

3 職種欄の「歯科衛生士」又は「歯科技工士」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「短大卒」又は「短大2卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「1」とあるのは、「2.5」とする。

- 4 職種欄の「歯科衛生士」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「高校専攻科卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「1」とあるのは、「4」とする。
- 5 職種欄の「歯科技工士」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「高校卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「1」とあり、及び「2.5」とあるのは、「5」とする。

4 病院事業広域異動職員医療職給料表(3)在級期間表

職 種	職務の級				
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
助 産 師 看 護 師	0	7	3	4	4
准 看 護 師	4				

備考1 職種欄の「助産師」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「大学卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級3級の欄中「7」とあるのは、「5」とする。

- 2 病院事業広域異動職員医療職給料表(3)の適用を受ける職員のうち、次の表の職種欄に掲げる広域異動職員の職務の級を、同表の職務の級に決定しようとする場合において、その者の経験年数（新たに広域異動職員となった者以外の者にあつては、その決定しようとする日に新たに広域異動職員となった場合の経験年数をいう。以下同じ。）が同表の必要経験年数欄に掲げる年数に達しているときは、初任給等規則第19条第1項又は第26条第1項の規定によりその者を当該職務の級に決定することができる。この場合における職員の経験年数は、それぞれの免許を取得した時（助産師にあつては、看護師免許を取得した時）以後のものとする。ただし、管理者が別段の定めをした場合には、その定めるところによる。

職種	職務の級	必要経験年数
副 院 長	7 級	23

5 病院事業広域異動職員現業業務従事職給料表在級期間表

職 務 の 級			
2 級	3 級	4 級	5 級
6	3	7	4

備考 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則別表第4現業職給料表初任給基準表の職名欄の「運転士」以外の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等に掲げる学歴免許等の区分が「中学卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「6」とあるのは「9」とする。

別表第10及び別表第10の2を削る。

別表第11中「（第5条関係）」を「（第9条関係）」に、「病院事業医療職給料表(3)昇格時号給対応表」を「病院事業広域異動職員医療給料表(3)昇格時号給対応表」に改め、同表を別表第8とし、同表の次に次の2表を加える。

**別表第9**（第11条関係）

病院事業広域異動職員医療職給料表(3)降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給					
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	17	25	13	17	21	17

2	17	26	14	18	22	18
3	17	27	15	19	23	19
4	18	28	16	20	24	20
5	19	29	17	21	25	21
6	20	30	18	22	26	22
7	21	31	19	23	27	23
8	22	32	20	24	28	24
9	23	33	21	25	29	25
10	24	34	22	26	30	26
11	26	35	23	27	31	27
12	27	36	24	28	32	28
13	28	37	25	29	33	29
14	29	38	26	30	34	30
15	30	39	27	31	35	31
16	32	40	28	32	36	32
17	33	41	29	33	37	33
18	34	42	30	34	38	34
19	35	43	31	35	39	35
20	36	44	32	36	40	36
21	37	45	33	37	41	37
22	38	46	34	38	42	38
23	39	47	35	39	43	39
24	40	48	36	40	44	40
25	41	49	37	41	45	41
26	42	50	38	42	46	42
27	43	51	39	43	47	43
28	44	52	40	44	48	44
29	45	53	41	45	50	45
30	46	54	42	46	52	46
31	47	55	43	47	54	47
32	48	56	44	48	56	48
33	49	57	45	49	58	49
34	50	58	46	50	60	50
35	51	59	47	51	62	51
36	52	60	48	52	64	56
37	53	61	49	53	66	61
38	54	62	50	54	68	66
39	55	63	51	55	70	69
40	56	64	52	56	72	69
41	57	65	53	57	78	69
42	58	66	54	58	84	69
43	59	67	55	59	90	69
44	60	68	56	60	93	69
45	61	69	57	61	93	69
46	62	70	58	62	93	69
47	63	71	59	63	93	69
48	64	72	60	64	93	69
49	65	73	61	65	93	69
50	66	74	62	66	93	69
51	67	75	63	67	93	69

52	68	76	64	68	93	69
53	69	77	65	70	93	69
54	70	78	66	72	93	69
55	71	79	67	74	93	69
56	72	80	68	76	93	69
57	73	81	69	77	93	69
58	74	82	70	78	93	69
59	75	83	71	79	93	
60	76	84	72	80	93	
61	77	85	73	82	93	
62	78	86	74	84	93	
63	79	87	75	86	93	
64	80	88	76	88	93	
65	82	89	77	90	93	
66	84	90	78	92	93	
67	86	91	79	94	93	
68	88	92	80	98	93	
69	89	93	81	102	93	
70	90	94	82	106		
71	91	95	83	110		
72	92	96	84	112		
73	94	97	85	113		
74	96	98	86	113		
75	98	99	87	113		
76	100	100	88	113		
77	101	101	89	113		
78	102	102	90	113		
79	103	103	91	113		
80	104	104	92	113		
81	109	107	93	113		
82	114	110	94	113		
83	119	113	95	113		
84	124	116	96	113		
85	127	120	98	113		
86	130	124	100	113		
87	133	128	102	113		
88	136	132	104	113		
89	140	135	105	113		
90	144	140	106	113		
91	148	145	107	113		
92	152	150	110	113		
93	156	153	113	113		
94	160	153	116			
95	164	153	119			
96	168	153	122			
97	169	153	125			
98	169	153	125			
99	169	153	125			
100	169	153	125			



101	169	153	125			
102	169	153	125			
103	169	153	125			
104	169	153	125			
105	169	153	125			
106	169	153	125			
107	169	153	125			
108	169	153	125			
109	169	153	125			
110	169	153	125			
111	169	153	125			
112	169	153	125			
113	169	153	125			
114	169	153				
115	169	153				
116	169	153				
117	169	153				
118	169	153				
119	169	153				
120	169	153				
121	169	153				
122	169	153				
123	169	153				
124	169	153				
125	169	153				
126	169					
127	169					
128	169					
129	169					
130	169					
131	169					
132	169					
133	169					
134	169					
135	169					
136	169					
137	169					
138	169					
139	169					
140	169					
141	169					
142	169					
143	169					
144	169					
145	169					
146	169					
147	169					
148	169					
149	169					
150	169					

151	169					
152	169					
153	169					

別表第10 (第13条関係)

昇給号給数対応表

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の	8	6	4 (広域異動管理職員にあつては、3)	2	0
号給数	2	1	0	0	0

備考 この表に定める上段の号給数は55歳(病院事業広域異動職員医療職給料表(1)の適用を受ける広域異動職員にあつては、57歳)を超える広域異動職員(以下「昇給抑制広域異動職員」という。)以外の広域異動職員に、下段の号給数は昇給抑制広域異動職員に適用する。

別表第11の2中「(第7条関係)」を「(第14条関係)」に、「臨床工学士」を「臨床工学技士」に改め、同表を別表第11とする。

別表第16中「(第21条関係)」を「(第33条関係)」に改め、同表病院事業行政職給料表の項中

病院事業行政職給料表	病院事業統括監の職にある職員	100分の20	を
	本庁課長の職にある職員	100分の15	

病院事業広域異動職員行政職給料表	参事監の職にある職員	100分の20	に、
	病院事業統括監の職にある職員		
	本庁課長の職にある職員	100分の15	

「第5条」を「第6条」に、「初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和47年沖縄県人事委員会規則第10号。以下「初任給規則」という。)」を「初任給等規則」に改め、同表病院事業医療職給料表(1)の項中

病院事業医療職給料表(1)	院長の職にある職員及び規模の大きい病院の副院長の職にある職員 参事の職にある職員	100分の20	を
	副院長の職にある職員 医療部長の職にある職員	100分の15	

病院事業広域異動職員医療職給料表(1)	院長の職にある職員及び規模の大きい病院の副院長の職にある職員	100分の20	に改
	副院長の職にある職員 医療部長の職にある職員	100分の15	

め、同表病院事業医療職給料表(2)の項中「病院事業医療職給料表(2)」を「病院事業広域異動職員医療職給料表(2)」に改め、同表病院事業医療職給料表(3)の項中

病院事業医療職給料表(3)	規模の大きい病院の副院長の職にある職員 参事の職にある職員	100分の20	を
	副院長の職にある職員 看護部長の職にある職員	100分の15	

病院事業広域異動職員医療職給料表(3)	規模の大きい病院の副院長の職にある職員	100分の20	に改
	副院長の職にある職員	100分の15	

看護部長の職にある職員			
<p>め、同表備考2中「初任給規則の規定」を「初任給等規則の規定」に、「この項において同じ」を「この項及び別表第31備考2において同じ」に、「初任給規則別表第5修学年数調整表の学歴区分欄」を「初任給等規則第13条第1項の表の左欄」に、「修学年数欄の年数」を「右欄の数」に、「年数（以下この項において）」を「数に相当する年数（以下この項及び別表第31備考2において）」に改め、同表を別表第18とする。</p> <p>別表第15中「（第20条関係）」を「（第32条関係）」に、</p>			
本庁	医療技監 病院事業統括監	10,000円	5,000円
を			
本庁	医療技監 参事監 病院事業統括監	10,000円	5,000円
に、			
「労務管理監」を「室長」に改め、「（南部医療センター・こども医療センター）」を削り、			
	参事 副院長（精和病院に限る。） 医療部長 事務部長 看護部長	8,000円	4,000円
を			
	副院長（精和病院に限る。） 医療部長 事務部長 看護部長	8,000円	4,000円
に改			
め、同表を別表第17とする。			
別表第14中「（第19条関係）」を「（第30条関係）」に改め、同表を別表第16とする。			
別表第13中「（第15条関係）」を「（第23条関係）」に改め、同表を別表第15とする。			
別表第12の2中「（第8条の2関係）」を「（第16条関係）」に改め、同表を別表第14とする。			
別表第12中「（第8条関係）」を「（第15条関係）」に、			
本庁	医療技監		93,800円
を			
本庁	医療技監 参事監		93,800円
に、			
「労務管理監」を「室長」に、			
	院長（精和病院に限る。）（病院事業医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が4級である院長に限る。） 副院長（精和病院を除く。）（病院事業医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が4級である副院長に限る。） 母子センター長（南部医療センター・こども医療センター）（病院事業医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が4級である母子センター長に限る。）		99,100円
	院長（精和病院に限る。）（病院事業医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が3級である院長に限る。） 副院長（精和病院を除く。）（病院事業医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が3級である副院長又は病院事業医療職給料表(3)の適用を受ける職員で副院長に限る。） 母子センター長（南部医療センター・こども医療センター）（病院事		92,500円

業医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が3級である母子センター長に限る。)		を
参事	84,400円	
副院長(精和病院に限る。)(病院事業医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が4級である副院長に限る。) 医療部長(病院事業医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が4級である医療部長に限る。)	82,600円	
副院長(精和病院に限る。)(病院事業医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が3級である副院長又は病院事業医療職給料表(3)の適用を受ける職員で副院長に限る。) 医療部長(病院事業医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が3級である医療部長に限る。)	77,100円	

院長(精和病院に限る。)(病院事業広域異動職員医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が4級である院長に限る。) 副院長(精和病院を除く。)(病院事業広域異動職員医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が4級である副院長に限る。) 母子センター長(病院事業広域異動職員医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が4級である母子センター長に限る。)	99,100円	に改
院長(精和病院に限る。)(病院事業広域異動職員医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が3級である院長に限る。) 副院長(精和病院を除く。)(病院事業広域異動職員医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が3級である副院長又は病院事業広域異動職員医療職給料表(3)の適用を受ける職員で副院長に限る。) 母子センター長(病院事業広域異動職員医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が3級である母子センター長に限る。)	92,500円	
副院長(精和病院に限る。)(病院事業広域異動職員医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が4級である副院長に限る。) 医療部長(病院事業広域異動職員医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が4級である医療部長に限る。)	82,600円	
副院長(精和病院に限る。)(病院事業広域異動職員医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が3級である副院長又は病院事業広域異動職員医療職給料表(3)の適用を受ける職員で副院長に限る。) 医療部長(病院事業広域異動職員医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が3級である医療部長に限る。)	77,100円	

め、同表を別表第13とする。

別表第11の3中「(第7条関係)」を「(第14条関係)」に改め、同表アの項の表中「病院事業行政職給料表」を「病院事業広域異動職員行政職給料表の適用を受ける職員の調整基本額表」に改め、別表第11の3イの項の表中「病院事業医療職給料表(2)」を「病院事業広域異動職員医療職給料表(2)の適用を受ける職員の調整基本額表」に改め、別表第11の3ウの項の表中「病院事業医療職給料表(3)」を「病院事業広域異動職員医療職給料表(3)の適用を受ける職員の調整基本額表」に改め、別表第11の3エの項の表中「病院事業現業業務従事職給料表」を「病院事業広域異動職員現業業務従事職給料表の適用を受ける職員の調整基本額表」に改め、別表第11の3を別表第12とする。

別表に次の16表を加える。

**別表第19 (第35条関係)**

病院事業地域異動職員行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級
		給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円

1	129,700	160,300	189,800
2	129,800	161,700	191,100
3	129,900	163,200	192,300
4	130,100	164,700	193,600
5	130,200	165,900	194,800
6	130,300	167,400	196,200
7	130,400	168,900	197,400
8	130,600	170,300	198,700
9	130,700	171,700	199,600
10	130,800	173,100	200,900
11	130,900	174,600	202,200
12	131,100	176,100	203,200
13	131,200	177,200	204,500
14	132,500	178,700	205,600
15	133,700	180,100	206,700
16	135,000	181,600	207,800
17	136,000	183,000	209,100
18	137,200	184,400	210,300
19	138,400	185,700	211,700
20	139,700	187,000	213,200
21	140,700	188,100	214,500
22	143,000	189,500	215,900
23	145,100	190,800	217,200
24	147,200	192,200	218,500
25	149,400	193,000	220,000
26	150,700	194,200	221,500
27	152,100	195,400	222,900
28	153,500	196,300	224,300
29	154,700	197,300	225,700
30	156,100	198,300	227,100
31	157,600	199,100	228,600
32	158,900	200,100	229,800
33	160,300	201,200	231,000
34	161,400	202,000	232,600
35	162,600	203,000	234,100
36	163,900	204,000	235,600
37	164,900	204,800	236,900
38	166,000	205,900	238,300
39	167,000	206,800	239,800
40	168,100	207,900	241,300
41	169,100	209,100	242,500
42	170,200	210,200	243,900
43	171,200	211,200	245,100
44	172,300	212,200	246,400
45	173,200	213,200	247,800
46	174,300	214,100	249,100
47	175,300	215,200	250,500
48	176,400	216,100	251,900
49	177,300	217,000	252,600
50	178,200	217,900	253,800
51	179,000	219,000	255,100
52	179,900	220,000	256,400
53	180,800	220,900	257,700

	54	181,700	221,800	259,000
	55	182,400	222,800	260,300
	56	183,200	223,900	261,500
	57	183,500	224,600	262,800
	58	184,100	225,500	263,700
	59	184,800	226,200	264,700
	60	185,400	227,100	265,700
再任 用職 員以 外の 職員	61	185,900	228,000	266,300
	62	186,700	228,800	267,000
	63	187,400	229,600	267,700
	64	188,100	230,400	268,300
	65	188,600	230,800	269,100
	66	189,200	231,500	269,400
	67	189,900	232,100	270,000
	68	190,800	232,800	270,600
	69	191,300	233,700	271,300
	70	191,800	234,300	271,900
	71	192,200	235,000	272,400
	72	192,800	235,600	273,000
	73	193,500	236,300	273,400
	74	194,000	236,700	273,900
75	194,500	237,000	274,300	
76	194,900	237,400	274,800	
77	195,400	237,600	275,100	
78	196,000	237,800	275,500	
79	196,600	238,000	275,800	
80	197,000	238,300	276,200	
81	197,400	238,500	276,500	
82	198,000	238,700	276,900	
83	198,600	239,000	277,400	
84	199,100	239,200	277,800	
85	199,600	239,500	278,000	
86	200,200	239,700	278,300	
87	200,800	240,000	278,800	
88	201,300	240,300	279,100	
89	201,800	240,500	279,300	
90	202,200	240,900	279,700	
91	202,400	241,100	280,100	
92	202,700	241,400	280,400	
93	203,000	241,600	280,600	
94		241,800	280,900	
95		242,000	281,300	
96		242,300	281,600	
97		242,500	281,800	
98		242,800	282,100	
99		243,100	282,400	
100		243,400	282,700	
101		243,600	282,900	
102		243,800	283,300	
103		244,100	283,600	
104		244,400	283,900	
105		244,600	284,300	
106		244,800	284,700	

	107		245,100	285,000
	108		245,400	285,300
	109		245,500	285,700
	110		245,900	286,000
	111		246,200	286,300
	112		246,400	286,500
	113		246,600	287,000
	114		246,800	
	115		247,000	
	116		247,300	
	117		247,500	
	118		247,700	
	119		247,900	
	120		248,200	
	121		248,500	
	122		248,700	
	123		248,900	
	124		249,100	
	125		249,400	
再任用 職員		153,900	176,400	209,200

備考 この表は、地域異動職員のうち他の地域異動職員給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第20（第35条関係）

病院事業地域異動職員医療職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級		2 級	
		給料月額		給料月額	
			円		円
	1		204,800		274,700
	2		206,800		277,100
	3		208,900		279,500
	4		210,900		281,900
	5		212,700		284,100
	6		215,900		286,700
	7		219,000		289,200
	8		222,100		291,800
	9		225,000		294,100
	10		228,300		296,300
	11		231,600		298,800
	12		234,900		301,500
	13		238,000		303,800
	14		241,300		306,700
	15		244,500		309,200
	16		247,700		312,100
	17		250,700		315,100
	18		253,700		317,300
	19		256,500		319,300
	20		259,500		321,500
	21		262,400		323,800

	22	265,500	325,700
	23	268,300	327,700
	24	271,000	329,400
	25	273,900	331,100
	26	276,100	333,000
	27	278,300	334,800
	28	280,400	336,600
	29	282,700	338,500
	30	284,200	340,300
	31	286,000	341,900
	32	288,000	343,600
	33	289,800	345,200
	34	291,700	346,600
	35	293,400	348,100
	36	295,300	349,800
	37	297,100	351,300
	38	299,100	353,000
	39	300,900	354,500
	40	302,500	356,200
	41	304,400	357,600
	42	305,400	359,100
	43	306,500	360,500
	44	307,500	362,000
再任 用職 員以 外の 職員	45	308,400	363,500
	46	309,600	364,900
	47	310,800	366,400
	48	312,000	367,800
	49	312,900	369,300
	50	313,800	370,700
	51	314,600	372,100
	52	315,200	373,600
	53	316,000	375,200
	54	316,700	376,200
	55	317,300	377,200
	56	318,000	378,100
	57	318,600	379,100
	58	319,300	379,900
	59	320,000	380,800
	60	320,700	381,600
	61	321,100	382,200
	62	321,500	382,800
	63	321,800	383,400
	64	322,200	384,000
	65	322,500	384,500
	66		385,100
	67		385,700
	68		386,200
	69		386,400
	70		387,000
	71		387,600
	72		388,100
	73		388,500
	74		389,000



	75		389,500
	76		390,100
	77		390,400
	78		390,900
	79		391,400
	80		391,800
	81		392,300
	82		392,700
	83		393,100
	84		393,600
	85		393,900
	86		394,400
	87		394,700
	88		395,100
	89		395,500
	90		396,000
	91		396,500
	92		396,800
	93		397,200
	94		397,700
	95		398,200
	96		398,700
	97		399,100
再任用 職員		242,800	277,600

備考 この表は、地域異動職員のうち医師及び歯科医師に適用する。  
 病院事業地域異動職員医療職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級
		給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
	1	129,700	154,400	183,300
	2	130,200	155,800	184,600
	3	130,700	157,100	185,900
	4	131,200	158,400	187,200
	5	131,700	159,600	188,400
	6	132,200	160,800	189,700
	7	132,700	162,100	190,900
	8	133,200	163,400	192,200
	9	133,700	164,700	193,100
	10	135,100	166,100	194,400
	11	136,400	167,400	195,500
	12	137,900	168,800	196,500
	13	139,100	169,900	197,800
	14	140,700	171,200	199,000
	15	142,300	172,600	199,900
	16	143,900	173,900	201,100
	17	145,400	175,000	201,800
	18	146,900	176,300	202,700
	19	148,400	177,700	203,700
	20	149,900	179,100	204,600

	21	151,400	180,200	205,800
	22	152,600	181,400	206,500
	23	153,900	182,600	207,300
	24	155,100	183,800	208,200
	25	156,400	184,900	209,200
	26	157,500	186,100	210,200
	27	158,700	187,200	211,300
	28	159,900	188,200	212,600
	29	161,100	189,300	213,700
	30	162,100	190,400	215,000
	31	163,100	191,700	216,300
	32	164,200	192,800	217,600
	33	165,300	193,600	218,700
	34	166,500	194,700	220,100
	35	167,600	195,500	221,400
	36	168,700	196,500	222,700
	37	169,600	197,600	224,000
	38	170,700	198,600	225,200
	39	171,700	199,500	226,500
	40	172,800	200,600	227,700
	41	173,700	201,700	228,900
	42	174,700	202,500	230,200
	43	175,700	203,500	231,600
	44	176,700	204,400	233,000
	45	177,600	205,300	234,200
	46	178,500	206,300	235,600
	47	179,400	207,400	237,000
	48	180,300	208,400	238,300
	49	181,100	209,700	239,300
	50	181,900	210,900	240,600
	51	182,600	211,800	241,700
	52	183,500	212,800	243,000
	53	183,700	213,700	244,100
再任	54	184,400	214,800	245,300
用職	55	184,900	215,900	246,400
員以	56	185,600	216,800	247,700
外の	57	186,200	217,400	248,500
職員	58	186,900	218,500	249,500
	59	187,500	219,500	250,500
	60	188,100	220,600	251,600
	61	188,800	221,400	252,700
	62	189,400	222,300	253,700
	63	190,100	223,400	254,700
	64	190,900	224,500	255,700
	65	191,400	225,100	256,900
	66	192,000	226,000	257,500
	67	192,600	226,800	258,200
	68	193,100	227,700	258,800
	69	193,700	228,500	259,300
	70	194,200	229,300	259,900
	71	194,700	230,200	260,500
	72	195,100	231,100	261,000

	73	195,700	231,600	261,500
	74	196,300	232,200	261,700
	75	196,800	232,600	262,200
	76	197,200	233,200	262,700
	77	197,600	233,900	263,200
	78	198,100	234,400	263,600
	79	198,600	234,900	264,000
	80	199,000	235,400	264,400
	81	199,300	235,900	264,900
	82	199,600	236,400	265,300
	83	199,900	236,700	265,600
	84	200,200	237,000	266,000
	85	200,400	237,200	266,500
	86		237,300	266,800
	87		237,500	266,900
	88		237,700	267,300
	89		238,000	267,600
	90		238,200	267,900
	91		238,300	268,300
	92		238,500	268,600
	93		238,800	268,800
	94		239,000	269,000
	95		239,100	269,300
	96		239,400	269,600
	97		239,700	269,700
	98		240,000	270,000
	99		240,100	270,200
	100		240,400	270,500
	101		240,600	270,600
	102		240,800	270,900
	103		240,900	271,200
	104		241,200	271,400
	105		241,400	271,500
	106			271,700
	107			272,000
	108			272,200
	109			272,400
	110			272,700
	111			273,000
	112			273,300
	113			273,500
再任用 職員		154,700	176,500	199,600

備考 この表は、次に掲げる地域異動職員に適用する。

- (1) 調剤又は投薬指導に従事する薬剤師
- (2) 栄養管理、改善に従事する栄養士
- (3) 診療放射線技師及び診療エックス線技師
- (4) 臨床検査技師
- (5) 衛生検査技師その他の病理細菌技術職員
- (6) 臨床工学技士
- (7) 理学療法士その他の理学療法技術職員及び作業療法士その他の作業療法技術職員
- (8) 視能訓練士その他の視能技術職員

- (9) 言語聴覚士
- (10) 歯科衛生士及び歯科技工士
- (11) 前各号に類する医療技術者

病院事業地域異動職員医療職給料表(3)

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級
		給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
	1	135,500	157,700	196,900
	2	136,600	159,400	198,400
	3	137,900	161,200	199,900
	4	139,000	162,800	201,300
	5	140,200	164,500	202,500
	6	141,400	166,400	203,600
	7	142,600	168,300	204,500
	8	143,900	170,100	205,500
	9	144,800	172,000	206,300
	10	146,200	173,100	207,200
	11	147,600	174,300	207,900
	12	148,800	175,300	208,600
	13	149,900	176,400	209,600
	14	151,600	177,600	210,500
	15	153,200	178,800	211,200
	16	154,800	179,800	212,000
	17	156,600	180,900	212,400
	18	158,300	182,200	213,200
	19	160,000	183,400	214,000
	20	161,700	184,600	214,600
	21	163,400	185,500	215,400
	22	165,200	186,900	216,100
	23	167,000	188,300	216,800
	24	168,800	189,700	217,700
	25	170,300	190,800	218,600
	26	171,400	192,200	219,400
	27	172,400	193,600	220,400
	28	173,500	194,900	221,400
	29	174,400	196,300	222,300
	30	175,300	197,400	223,500
	31	176,400	198,500	224,700
	32	177,400	199,400	225,800
	33	178,500	200,400	227,100
	34	179,500	201,300	228,200
	35	180,600	202,000	229,200
	36	181,700	202,900	230,200
	37	182,600	203,600	231,500
	38	183,700	204,500	232,500
	39	184,800	205,300	233,700
	40	185,900	206,200	234,600
	41	186,700	206,500	235,700
	42	187,800	207,200	236,900
	43	189,000	208,000	238,200
	44	190,100	208,600	239,500

	45	191,100	209,200	240,500
	46	192,200	210,000	241,700
	47	193,300	210,700	242,900
	48	194,400	211,500	244,100
	49	195,200	212,300	245,000
	50	196,100	213,200	246,100
	51	196,900	214,100	247,100
	52	197,800	215,100	248,200
	53	198,600	216,000	249,400
	54	199,500	217,200	250,500
	55	200,200	218,200	251,600
	56	201,000	219,300	252,800
	57	201,600	220,500	253,400
	58	202,400	221,800	254,400
	59	203,000	222,900	255,400
	60	203,600	224,100	256,500
	61	204,300	225,200	257,400
	62	205,100	226,300	258,500
	63	205,800	227,400	259,600
	64	206,600	228,300	260,500
	65	207,300	229,500	261,600
	66	208,000	230,700	262,700
	67	208,900	231,900	263,700
	68	209,600	233,200	264,800
	69	210,300	234,100	265,400
	70	211,100	235,300	266,300
	71	211,800	236,500	267,200
	72	212,700	237,700	267,900
	73	213,800	238,500	269,000
	74	214,900	239,600	269,600
	75	215,800	240,600	270,500
	76	216,700	241,700	271,500
	77	217,500	242,800	272,400
	78	218,300	243,900	273,300
	79	219,300	244,900	274,200
	80	220,100	246,000	275,200
	81	220,900	246,400	276,100
再任	82	221,700	247,300	277,000
用職	83	222,600	248,200	277,800
員以	84	223,500	249,200	278,800
外の	85	224,100	250,100	279,500
職員	86	224,900	251,100	280,300
	87	225,800	252,100	281,000
	88	226,700	253,000	281,900
	89	227,300	254,100	282,700
	90	228,100	255,100	283,300
	91	228,700	256,000	284,000
	92	229,600	257,000	284,700
	93	230,300	257,700	285,100
	94	231,100	258,300	285,600
	95	231,800	258,800	286,200
	96	232,700	259,300	286,700
	97	233,200	259,900	287,000

98	233,800	260,100	287,400
99	234,300	260,600	287,800
100	235,000	261,200	288,100
101	235,700	261,500	288,500
102	236,400	262,000	288,800
103	237,000	262,500	289,200
104	237,700	263,000	289,600
105	238,200	263,300	289,800
106	238,700	263,700	290,200
107	239,100	264,200	290,600
108	239,500	264,600	290,800
109	239,600	264,900	291,200
110	239,900	265,200	291,600
111	240,000	265,500	292,000
112	240,400	265,700	292,400
113	240,600	266,000	292,900
114	240,800	266,400	293,300
115	241,100	266,700	293,700
116	241,400	266,900	294,000
117	241,600	267,100	294,300
118	241,900	267,400	294,700
119	242,100	267,700	295,100
120	242,400	267,800	295,500
121	242,700	268,000	295,800
122	243,000	268,300	296,200
123	243,200	268,500	296,600
124	243,600	268,700	297,000
125	243,700	268,900	297,300
126	243,900	269,200	
127	244,100	269,500	
128	244,500	269,600	
129	244,600	269,800	
130	244,900	270,000	
131	245,200	270,300	
132	245,500	270,500	
133	245,700	270,700	
134	246,000	271,000	
135	246,300	271,400	
136	246,500	271,700	
137	246,700	271,900	
138	246,900	272,300	
139	247,300	272,600	
140	247,500	272,900	
141	247,700	273,200	
142	248,000	273,500	
143	248,300	273,700	
144	248,600	274,100	
145	248,700	274,300	
146	248,900	274,700	
147	249,100	275,000	
148	249,500	275,300	
149	249,600	275,600	
150	249,800	275,900	

	151	250,100	276,200	
	152	250,300	276,500	
	153	250,600	276,800	
	154	250,800		
	155	251,000		
	156	251,200		
	157	251,400		
	158	251,700		
	159	251,900		
	160	252,200		
	161	252,500		
	162	252,800		
	163	253,000		
	164	253,200		
	165	253,600		
	166	253,800		
	167	254,100		
	168	254,300		
	169	254,600		
再任用 職員		192,700	209,400	215,300

備考 この表は、地域異動職員のうち病院及び診療所に勤務する助産師、看護師及び准看護師に適用する。

別表第21（第35条関係）

病院事業地域異動職員現業業務従事職給料表

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	129,700	150,500	168,200	206,200
	2	129,800	151,700	169,200	207,200
	3	129,900	153,000	170,300	208,100
	4	130,100	154,100	171,400	209,000
	5	130,300	155,100	172,500	209,700
	6	130,400	156,300	173,600	210,700
	7	130,500	157,500	174,800	211,600
	8	130,700	158,500	175,900	212,600
	9	130,900	159,700	177,000	213,500
	10	131,000	160,500	178,300	214,100
	11	131,100	161,600	179,600	215,100
	12	131,300	162,500	180,800	216,100
	13	131,500	163,500	181,700	216,900
	14	131,600	164,400	183,000	217,700
	15	131,700	165,300	184,200	218,500
	16	131,900	166,200	185,300	219,200
	17	132,100	166,900	186,000	220,000
	18	132,200	167,800	186,600	220,900
	19	132,300	168,600	187,300	221,800
	20	132,500	169,400	188,100	222,400
	21	132,700	170,200	188,800	223,200

	22	132,800	171,100	190,000	224,000
	23	132,900	172,000	191,100	224,800
	24	133,100	172,800	192,000	225,500
	25	133,300	173,500	193,100	226,100
	26	133,400	174,300	194,200	227,000
	27	133,500	174,900	195,300	227,900
	28	133,700	175,600	196,300	228,800
	29	133,900	176,300	197,000	229,600
	30	135,000	177,300	198,000	230,500
	31	136,200	178,100	199,000	231,300
	32	137,500	178,900	199,900	232,100
	33	138,600	179,400	200,900	232,700
	34	140,100	180,400	201,800	233,400
	35	141,600	181,300	202,700	234,100
	36	143,000	182,200	203,700	235,000
	37	144,400	182,600	204,800	235,500
	38	145,800	183,500	205,600	236,300
	39	147,200	184,500	206,700	237,000
	40	148,600	185,400	207,700	237,800
	41	149,800	186,000	208,600	238,200
	42	151,000	187,000	209,500	239,100
	43	152,100	187,800	210,300	239,900
	44	153,200	188,700	211,300	240,600
	45	154,400	189,600	212,000	241,200
	46	155,500	190,400	212,800	241,900
	47	156,700	191,300	213,700	242,700
	48	157,800	192,100	214,500	243,400
	49	158,900	192,900	215,400	244,000
	50	159,800	193,700	216,300	244,500
	51	160,700	194,500	217,200	245,000
	52	161,700	195,400	217,700	245,700
	53	162,600	196,300	218,500	246,200
	54	163,500	197,100	219,400	246,900
	55	164,200	197,700	220,400	247,400
	56	165,100	198,200	221,400	248,000
	57	166,000	199,000	222,000	248,600
	58	166,800	199,700	222,800	249,100
	59	167,600	200,400	223,700	249,800
	60	168,500	201,000	224,500	250,400
	61	169,400	201,700	225,400	250,900
	62	170,100	202,400	226,300	251,400
	63	170,800	203,100	226,900	252,000
	64	171,600	203,900	227,800	252,600
	65	172,200	204,500	228,500	253,000
再任	66	172,800	205,200	229,100	253,400
用職	67	173,400	205,900	229,800	253,900
員以	68	174,000	206,400	230,500	254,400
外の	69	174,400	207,000	230,900	254,900
職員	70	174,900	207,500	231,600	255,200
	71	175,100	207,800	232,300	255,600
	72	175,400	208,100	232,800	256,000
	73	175,600	208,300	233,500	256,300
	74	175,900	208,600	234,100	256,700



75	176,300	209,100	234,700	257,100
76	176,800	209,500	235,400	257,400
77	177,000	209,700	235,900	257,600
78	177,600	210,000	236,300	257,800
79	178,000	210,400	236,700	258,100
80	178,400	210,900	237,000	258,300
81	179,000	211,100	237,300	258,600
82	179,200	211,300	237,700	258,800
83	179,700	211,600	238,100	259,100
84	180,300	211,800	238,500	259,300
85	180,800	212,000	238,800	259,500
86	181,100	212,200	239,300	259,800
87	181,400	212,400	239,800	260,100
88	182,000	212,700	240,300	260,200
89	182,400	212,800	240,500	260,400
90	182,800	213,000	240,900	260,600
91	183,200	213,300	241,400	260,900
92	183,500	213,500	241,700	261,100
93	183,900	213,700	242,000	261,300
94	184,200	214,100	242,400	261,500
95	184,500	214,300	242,800	261,800
96	184,800	214,500	243,200	261,900
97	185,000	214,700	243,500	262,100
98	185,400	215,000	243,800	262,400
99	185,800	215,100	244,200	262,600
100	186,300	215,400	244,600	262,800
101	186,600	215,600	245,000	262,900
102	187,000	215,800	245,300	
103	187,500	216,000	245,500	
104	188,000	216,300	245,800	
105	188,300	216,400	246,000	
106	188,700	216,600	246,400	
107	189,000	216,800	246,700	
108	189,300	217,000	247,000	
109	189,500	217,300	247,300	
110	189,800	217,500	247,600	
111	190,200	217,700	247,900	
112	190,500	217,900	248,200	
113	190,700	218,100	248,300	
114	191,100	218,300	248,600	
115	191,500	218,500	248,800	
116	191,900	218,600	249,000	
117	192,200	218,900	249,100	
118	192,500	219,100	249,400	
119	192,800	219,400	249,600	
120	193,100	219,600	249,800	
121	193,500	219,800	250,000	
122		220,000	250,200	
123		220,200	250,500	
124		220,400	250,600	
125		220,600	250,800	
126		220,800	251,000	
127		221,000	251,300	

	128		221,300	251,400	
	129		221,400	251,600	
	130		221,600	251,900	
	131		221,800	252,100	
	132		222,100	252,300	
	133		222,300	252,400	
	134		222,400		
	135		222,700		
	136		222,900		
	137		223,100		
再任用 職員		158,700	167,800	183,000	200,000

備考 この表は、地域異動職員のうち電話交換士、調理士、運転士、施設管理技士、用務員及び看護補助員に適用する。

**別表第22** (第35条関係)

病院事業地域異動職員行政職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	主事又は技師の職務
2 級	1 副主査の職務 2 主任の職務
3 級	相当高度の知識又は経験を必要とする副主査の職務

**別表第23** (第35条関係)

1 病院事業地域異動職員医療職給料表(1)級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	医師又は歯科医師の職務
2 級	高度の知識経験に基づき、困難な業務を行う医師又は歯科医師の職務

2 病院事業地域異動職員医療職給料表(2)級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	技師の職務
2 級	1 主任の職務 2 高度な技術、知識又は経験を必要とする技師の職務
3 級	相当困難な業務を行う主任の職務

3 病院事業地域異動職員医療職給料表(3)級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	准看護師の職務
2 級	1 看護師の職務 2 相当困難な業務を行う准看護師の職務
3 級	1 主任の職務 2 主任准看護師の職務

**別表第24 (第35条関係)**

病院事業地域異動職員現業業務従事職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	相当の技能又は経験を必要とする業務を行う職務
3級	高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職務
4級	特に高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職務

**別表第25 (第36条関係)**

1 病院事業地域異動職員行政職給料表在級期間表

職務の級	
2級	3級
3	4

備考 中級若しくは初級の結果に基づいて地域異動職員となった者又は選考採用者（正規の試験の結果に基づいて職員となった者以外の者をいう。以下同じ。）に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「3」とあるのは、中級の結果に基づいて職員となった者にあつては「5.5」と、初級の結果に基づいて職員となった者にあつては「8」と、選考採用者にあつては「9」とする。

2 病院事業地域異動職員医療職給料表(1)在級期間表

職種	職務の級
	2級
医師 歯科医師	6

3 病院事業地域異動職員医療職給料表(2)在級期間表

職 種	職務の級	
	2級	3級
薬 剤 師	0	2
栄 養 士 診療エックス線技師 衛生検査技師	2.5	5
診療放射線技師 臨床検査技師 臨床工学技士 理学療法士 作業療法士 視能訓練士 言語聴覚士 歯科衛生士 歯科技工士	1	5

備考1 職種欄の「薬剤師」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「大学卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級3級の欄中「2」とあるのは、「5」とする。

2 職種欄の「栄養士」、「衛生検査技師」、「診療放射線技師」、「臨床検査技師」、「臨床工

学技士」、「理学療法士」、「作業療法士」、「視能訓練士」又は「言語聴覚士」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「大学卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「2.5」とあり、及び「1」とあるのは、「0」とする。

3 職種欄の「歯科衛生士」又は「歯科技工士」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「短大卒」又は「短大2卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「1」とあるのは、「2.5」とする。

4 職種欄の「歯科衛生士」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「高校専攻科卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「1」とあるのは、「4」とする。

5 職種欄の「歯科技工士」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「高校卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「1」とあり、及び「2.5」とあるのは、「5」とする。

4 病院事業地域異動職員医療職給料表(3)在級期間表

職 種	職務の級	
	2級	3級
助産師 看護師	0	7
准看護師	4	

備考 職種欄の「助産師」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「大学卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級3級の欄中「7」とあるのは、「5」とする。

5 病院事業地域異動職員現業業務従事職給料表在級期間表

職務の級		
2級	3級	4級
6	3	7

備考 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則別表第4現業職給料表初任給基準表の職名欄の「運転士」以外の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等に掲げる学歴免許等の区分が「中学卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「6」とあるのは「9」とする。

別表第26 (第36条関係)

昇格時号給対応表

ア 病院事業地域異動職員行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給	
	2級	3級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1

9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	1	1
15	1	1
16	1	1
17	1	1
18	1	2
19	1	3
20	1	4
21	1	5
22	1	6
23	1	7
24	1	8
25	1	9
26	1	10
27	1	11
28	1	12
29	1	13
30	1	14
31	1	15
32	1	16
33	1	17
34	2	18
35	3	19
36	4	20
37	5	21
38	6	22
39	7	23
40	8	24
41	9	25
42	10	26
43	11	27
44	12	28
45	13	29
46	14	30
47	15	31
48	16	32
49	17	33
50	18	34
51	19	35
52	20	36
53	21	37
54	22	38
55	23	39
56	24	40
57	25	41
58	25	41

59	26	42
60	26	42
61	27	43
62	27	43
63	28	44
64	28	44
65	29	45
66	29	45
67	30	46
68	30	46
69	31	47
70	31	47
71	32	48
72	32	48
73	33	49
74	33	49
75	34	49
76	34	49
77	35	50
78	35	50
79	36	50
80	36	50
81	37	51
82	37	51
83	38	51
84	38	51
85	39	52
86	39	52
87	40	52
88	40	52
89	41	53
90	41	53
91	42	53
92	42	53
93	43	53
94		54
95		54
96		54
97		54
98		54
99		55
100		55
101		55
102		55
103		55
104		56
105		56
106		56
107		56

108		56
109		56
110		57
111		57
112		57
113		57
114		57
115		57
116		58
117		58
118		58
119		58
120		58
121		58
122		59
123		59
124		59
125		59

イ 病院事業地域異動職員医療職給料表(1)昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給
	2級
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	1
15	1
16	1
17	1
18	1
19	1
20	1
21	1
22	2
23	3
24	4
25	5
26	6
27	7
28	8

29	9
30	10
31	11
32	12
33	13
34	14
35	15
36	16
37	17
38	18
39	19
40	20
41	21
42	22
43	23
44	24
45	25
46	26
47	27
48	28
49	28
50	28
51	28
52	29
53	29
54	29
55	29
56	30
57	30
58	30
59	30
60	31
61	31
62	31
63	31
64	32
65	32

ウ 病院事業地域異動職員医療職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給	
	2級	3級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1



10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	1	1
15	1	1
16	1	1
17	1	1
18	1	2
19	1	3
20	1	4
21	1	5
22	2	6
23	3	7
24	4	8
25	5	9
26	6	10
27	7	11
28	8	12
29	9	13
30	10	14
31	11	15
32	12	16
33	13	17
34	14	18
35	15	19
36	16	20
37	17	21
38	18	22
39	19	23
40	20	24
41	21	25
42	22	26
43	23	27
44	24	28
45	25	29
46	26	30
47	27	31
48	28	32
49	29	33
50	29	34
51	30	35
52	30	36
53	31	37
54	31	38
55	32	39
56	32	40
57	33	41
58	33	42
59	34	43

60	34	44
61	35	45
62	35	46
63	36	47
64	36	48
65	37	49
66	38	50
67	39	51
68	40	52
69	41	53
70	41	53
71	42	54
72	42	54
73	43	55
74	43	55
75	44	56
76	44	56
77	45	57
78	45	57
79	45	58
80	46	58
81	46	59
82	46	59
83	47	60
84	47	60
85	47	61
86		61
87		61
88		61
89		61
90		61
91		61
92		62
93		62
94		62
95		62
96		62
97		62
98		62
99		63
100		63
101		63
102		63
103		63
104		63
105		63

エ 病院事業地域異動職員医療職給料表(3)昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給	
	2級	3級

1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	1	1
15	1	1
16	1	1
17	1	1
18	2	1
19	3	1
20	4	1
21	5	1
22	6	1
23	7	1
24	8	1
25	9	1
26	10	2
27	11	3
28	12	4
29	13	5
30	14	6
31	15	7
32	16	8
33	17	9
34	18	10
35	19	11
36	20	12
37	21	13
38	22	14
39	23	15
40	24	16
41	25	17
42	26	18
43	27	19
44	28	20
45	29	21
46	30	22
47	31	23
48	32	24
49	33	25

50	34	26
51	35	27
52	36	28
53	37	29
54	38	30
55	39	31
56	40	32
57	41	33
58	42	34
59	43	35
60	44	36
61	45	37
62	46	38
63	47	39
64	48	40
65	49	41
66	50	42
67	51	43
68	52	44
69	53	45
70	54	46
71	55	47
72	56	48
73	57	49
74	58	50
75	59	51
76	60	52
77	61	53
78	62	54
79	63	55
80	64	56
81	65	57
82	65	58
83	66	59
84	66	60
85	67	61
86	67	62
87	68	63
88	68	64
89	69	65
90	70	66
91	71	67
92	72	68
93	73	69
94	73	70
95	74	71
96	74	72
97	75	73
98	75	74
99	76	75

100	76	76
101	77	77
102	77	78
103	78	79
104	78	80
105	79	81
106	79	81
107	80	81
108	80	82
109	81	82
110	81	82
111	81	83
112	81	83
113	82	83
114	82	84
115	82	84
116	82	84
117	83	85
118	83	85
119	83	85
120	83	85
121	84	86
122	84	86
123	84	86
124	84	86
125	85	87
126	85	87
127	85	87
128	86	87
129	86	88
130	86	88
131	87	88
132	87	88
133	87	89
134	88	89
135	88	89
136	88	90
137	89	90
138	89	90
139	89	90
140	89	90
141	90	91
142	90	91
143	90	91
144	90	91
145	91	91
146	91	92
147	91	92
148	91	92

149	92	92
150	92	92
151	92	93
152	92	93
153	93	93
154	93	
155	93	
156	93	
157	94	
158	94	
159	94	
160	94	
161	95	
162	95	
163	95	
164	95	
165	96	
166	96	
167	96	
168	96	
169	97	

オ 病院事業地域異動職員現業業務従事職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	2	1
11	1	3	1
12	1	4	1
13	1	5	1
14	1	6	1
15	1	7	1
16	1	8	1
17	1	9	1
18	1	10	1
19	1	11	1
20	1	12	1
21	1	13	1
22	1	14	1
23	1	15	1
24	1	16	1
25	1	17	1

26	1	18	1
27	1	19	1
28	1	20	1
29	1	21	1
30	1	21	2
31	1	22	3
32	1	22	4
33	1	23	5
34	1	23	6
35	1	24	7
36	1	24	8
37	1	25	9
38	2	26	10
39	3	27	11
40	4	28	12
41	5	29	13
42	6	30	14
43	7	31	15
44	8	32	16
45	9	33	17
46	10	34	18
47	11	35	19
48	12	36	20
49	13	37	21
50	14	38	22
51	15	39	23
52	16	40	24
53	17	41	25
54	18	42	26
55	19	43	27
56	20	44	28
57	21	45	29
58	22	46	30
59	23	47	31
60	24	48	32
61	25	49	33
62	26	49	34
63	27	50	35
64	28	50	36
65	29	51	37
66	30	51	38
67	31	52	39
68	32	52	40
69	33	53	41
70	34	53	42
71	35	54	43
72	36	54	44
73	37	55	45
74	38	55	46
75	39	56	47

76	40	56	48
77	41	57	49
78	42	57	50
79	43	57	51
80	44	58	52
81	45	58	53
82	45	58	54
83	46	59	55
84	46	59	56
85	47	59	57
86	47	60	58
87	48	60	59
88	48	60	60
89	49	61	61
90	49	61	61
91	50	61	62
92	50	62	62
93	51	62	63
94	51	62	63
95	52	63	64
96	52	63	64
97	53	63	65
98	53	64	65
99	54	64	66
100	54	64	66
101	55	65	67
102	55	65	67
103	56	65	68
104	56	65	68
105	56	65	69
106	57	66	70
107	57	66	71
108	57	66	72
109	58	66	73
110	58	66	73
111	58	67	74
112	59	67	74
113	59	67	75
114	59	67	75
115	60	67	76
116	60	68	76
117	61	68	76
118	61	68	76
119	62	68	76
120	62	68	76
121	63	68	76
122		69	76
123		69	76
124		69	76



125		69	76
126		69	76
127		69	76
128		70	76
129		70	76
130		70	76
131		70	76
132		70	76
133		70	76
134		71	
135		71	
136		71	
137		71	

別表第27 (第36条関係)

降格時号給対応表

ア 病院事業地域異動職員行政職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降格後の号給	
	1 級	2 級
1	33	17
2	33	18
3	33	19
4	34	20
5	35	21
6	36	22
7	37	23
8	39	24
9	40	25
10	42	26
11	43	27
12	44	28
13	45	29
14	46	30
15	47	31
16	48	32
17	49	33
18	50	34
19	51	35
20	52	36
21	53	37
22	54	38
23	55	39
24	56	40
25	58	41
26	60	42
27	62	43
28	64	44
29	66	45
30	68	46
31	70	47

32	72	48
33	74	49
34	76	50
35	78	51
36	80	52
37	82	53
38	84	54
39	86	55
40	88	56
41	90	58
42	92	60
43	93	62
44	93	64
45	93	66
46	93	68
47	93	70
48	93	72
49	93	76
50	93	80
51	93	84
52	93	88
53	93	93
54	93	98
55	93	103
56	93	109
57	93	115
58	93	121
59	93	125
60	93	125
61	93	125
62	93	125
63	93	125
64	93	125
65	93	125
66	93	125
67	93	125
68	93	125
69	93	125
70	93	125
71	93	125
72	93	125
73	93	125
74	93	125
75	93	125
76	93	125
77	93	125
78	93	125
79	93	125
80	93	125
81	93	125

82	93	125
83	93	125
84	93	125
85	93	125
86	93	125
87	93	125
88	93	125
89	93	125
90	93	125
91	93	125
92	93	125
93	93	125
94	93	125
95	93	125
96	93	125
97	93	125
98	93	125
99	93	125
100	93	125
101	93	125
102	93	125
103	93	125
104	93	125
105	93	125
106	93	125
107	93	125
108	93	125
109	93	125
110	93	125
111	93	125
112	93	125
113	93	125
114	93	
115	93	
116	93	
117	93	
118	93	
119	93	
120	93	
121	93	
122	93	
123	93	
124	93	
125	93	

イ 病院事業地域異動職員医療職給料表(1)降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給
1	21
2	22

3	23
4	24
5	25
6	26
7	27
8	28
9	29
10	30
11	31
12	32
13	33
14	34
15	35
16	36
17	37
18	38
19	39
20	40
21	41
22	42
23	43
24	44
25	45
26	46
27	47
28	51
29	55
30	59
31	63
32	65
33	65
34	65
35	65
36	65
37	65
38	65
39	65
40	65
41	65
42	65
43	65
44	65
45	65
46	65
47	65
48	65
49	65
50	65
51	65

52	65
53	65
54	65
55	65
56	65
57	65
58	65
59	65
60	65
61	65
62	65
63	65
64	65
65	65

ウ 病院事業地域異動職員医療職給料表(2)降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降格後の号給	
	1級	2級
1	21	17
2	22	18
3	23	19
4	24	20
5	25	21
6	26	22
7	27	23
8	28	24
9	29	25
10	30	26
11	31	27
12	32	28
13	33	29
14	34	30
15	35	31
16	36	32
17	37	33
18	38	34
19	39	35
20	40	36
21	41	37
22	42	38
23	43	39
24	44	40
25	45	41
26	46	42
27	47	43
28	48	44
29	50	45
30	52	46
31	54	47
32	56	48

33	58	49
34	60	50
35	62	51
36	64	52
37	65	53
38	66	54
39	67	55
40	68	56
41	70	57
42	72	58
43	74	59
44	76	60
45	79	61
46	80	62
47	85	63
48	85	64
49	85	65
50	85	66
51	85	67
52	85	68
53	85	70
54	85	72
55	85	74
56	85	76
57	85	78
58	85	80
59	85	82
60	85	84
61	85	91
62	85	98
63	85	105
64	85	105
65	85	105
66	85	105
67	85	105
68	85	105
69	85	105
70	85	105
71	85	105
72	85	105
73	85	105
74	85	105
75	85	105
76	85	105
77	85	105
78	85	105
79	85	105
80	85	105
81	85	105
82	85	105

83	85	105
84	85	105
85	85	105
86	85	105
87	85	105
88	85	105
89	85	105
90	85	105
91	85	105
92	85	105
93	85	105
94	85	105
95	85	105
96	85	105
97	85	105
98	85	105
99	85	105
100	85	105
101	85	105
102	85	105
103	85	105
104		105
105		105
106		105
107		105
108		105
109		105
110		105
111		105
112		105
113		105

エ 病院事業地域異動職員医療職給料表(3)降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降格後の号給	
	2級	3級
1	17	25
2	17	26
3	17	27
4	18	28
5	19	29
6	20	30
7	21	31
8	22	32
9	23	33
10	24	34
11	26	35
12	27	36
13	28	37
14	29	38
15	31	39

16	32	40
17	33	41
18	34	42
19	35	43
20	36	44
21	37	45
22	38	46
23	39	47
24	40	48
25	41	49
26	42	50
27	43	51
28	44	52
29	45	53
30	46	54
31	47	55
32	48	56
33	49	57
34	50	58
35	51	59
36	52	60
37	53	61
38	54	62
39	55	63
40	56	64
41	57	65
42	58	66
43	59	67
44	60	68
45	61	69
46	62	70
47	63	71
48	64	72
49	65	73
50	66	74
51	67	75
52	68	76
53	69	77
54	70	78
55	71	79
56	72	80
57	73	81
58	74	82
59	75	83
60	76	84
61	77	85
62	78	86
63	79	87
64	80	88



65	82	89
66	84	90
67	86	91
68	88	92
69	89	93
70	90	94
71	91	95
72	92	96
73	94	97
74	96	98
75	98	99
76	100	100
77	102	101
78	104	102
79	106	103
80	108	104
81	112	107
82	116	110
83	120	113
84	124	116
85	127	120
86	130	124
87	133	128
88	136	132
89	140	135
90	144	140
91	148	145
92	152	150
93	156	153
94	160	153
95	164	153
96	168	153
97	169	153
98	169	153
99	169	153
100	169	153
101	169	153
102	169	153
103	169	153
104	169	153
105	169	153
106	169	153
107	169	153
108	169	153
109	169	153
110	169	153
111	169	153
112	169	153
113	169	153
114	169	153

115	169	153
116	169	153
117	169	153
118	169	153
119	169	153
120	169	153
121	169	153
122	169	153
123	169	153
124	169	153
125	169	153
126	169	
127	169	
128	169	
129	169	
130	169	
131	169	
132	169	
133	169	
134	169	
135	169	
136	169	
137	169	
138	169	
139	169	
140	169	
141	169	
142	169	
143	169	
144	169	
145	169	
146	169	
147	169	
148	169	
149	169	
150	169	
151	169	
152	169	
153	169	
154	169	
155	169	
156	169	
157	169	
158	169	
159	169	
160	169	
161	169	
162	169	
163	169	

161	169	
165	169	
166	169	
167	169	
168	169	
169	169	

オ 病院事業地域異動職員現業業務従事職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降格後の号給		
	1級	2級	3級
1	37	9	29
2	38	10	30
3	39	11	31
4	40	12	32
5	41	13	33
6	42	14	34
7	43	15	35
8	44	16	36
9	45	17	37
10	46	18	38
11	47	19	39
12	48	20	40
13	49	21	41
14	50	22	42
15	51	23	43
16	52	24	44
17	53	25	45
18	54	26	46
19	55	27	47
20	56	28	48
21	57	30	49
22	58	32	50
23	59	34	51
24	60	36	52
25	61	37	53
26	62	38	54
27	63	39	55
28	64	40	56
29	65	41	57
30	66	42	58
31	67	43	59
32	68	44	60
33	69	45	61
34	70	46	62
35	71	47	63
36	72	48	64
37	73	49	65
38	74	50	66
39	75	51	67
40	76	52	68

41	77	53	69
42	78	54	70
43	79	55	71
44	80	56	72
45	82	57	73
46	84	58	74
47	86	59	75
48	88	60	76
49	90	62	77
50	92	61	78
51	94	66	79
52	96	67	80
53	98	70	81
54	100	72	82
55	102	74	83
56	105	76	84
57	108	79	85
58	111	82	86
59	114	85	87
60	116	88	88
61	118	91	90
62	120	94	92
63	121	97	94
64	121	100	96
65	121	105	98
66	121	110	100
67	121	115	102
68	121	121	104
69	121	127	105
70	121	133	106
71	121	137	107
72	121	137	108
73	121	137	110
74	121	137	112
75	121	137	114
76	121	137	133
77	121	137	133
78	121	137	133
79	121	137	133
80	121	137	133
81	121	137	133
82	121	137	133
83	121	137	133
84	121	137	133
85	121	137	133
86	121	137	133
87	121	137	133
88	121	137	133
89	121	137	133
90	121	137	133

91	121	137	133
92	121	137	133
93	121	137	133
94	121	137	133
95	121	137	133
96	121	137	133
97	121	137	133
98	121	137	133
99	121	137	133
100	121	137	133
101	121	137	133
102	121	137	
103	121	137	
104	121	137	
105	121	137	
106	121	137	
107	121	137	
108	121	137	
109	121	137	
110	121	137	
111	121	137	
112	121	137	
113	121	137	
114	121	137	
115	121	137	
116	121	137	
117	121	137	
118	121	137	
119	121	137	
120	121	137	
121	121	137	
122	121	137	
123	121	137	
124	121	137	
125	121	137	
126	121	137	
127	121	137	
128	121	137	
129	121	137	
130	121	137	
131	121	137	
132	121	137	
133	121	137	
134	121		
135	121		
136	121		
137	121		

別表第28 (第37条関係)  
地域異動職員の調整基本額表

ア 病院事業地域異動職員行政職給料表の適用を受ける職員の調整基本額表

職務の級	調整基本額
1 級	5,400円
2 級	6,900円
3 級	7,800円

イ 病院事業地域異動職員医療職給料表(2)の適用を受ける職員の調整基本額表

職務の級	調整基本額
1 級	5,000円
2 級	6,500円
3 級	7,400円

ウ 病院事業地域異動職員医療職給料表(3)の適用を受ける職員の調整基本額表

職務の級	調整基本額
1 級	6,600円
2 級	7,700円
3 級	7,900円

エ 病院事業地域異動職員現業業務従事職給料表の適用を受ける職員の調整基本額表

職務の級	調整基本額
1 級	4,900円
2 級	6,000円
3 級	6,900円
4 級	7,100円

別表第29 (第38条関係)

病院事業地域異動職員医療職給料表(2)及び(3)適用職員の初任給調整手当区分表

給料表及び学歴免許等の区分 期間の区分	給料表及び学歴免許等の区分						
	病院事業地域異動職員医療職給料表(2)の適用を受ける職員(学歴区分が大学6卒の者(薬剤師に限る))	病院事業地域異動職員医療職給料表(2)の適用を受ける職員(学歴区分が大学4卒の者(薬剤師に限る))	病院事業地域異動職員医療職給料表(2)の適用を受ける職員(学歴区分が大学卒の者)	病院事業地域異動職員医療職給料表(2)の適用を受ける職員(学歴区分が短大3卒の者)	病院事業地域異動職員医療職給料表(2)の適用を受ける職員(学歴区分が短大卒の者)	病院事業地域異動職員医療職給料表(3)の適用を受ける職員(学歴区分が短卒の者)	病院事業地域異動職員医療職給料表(3)の適用を受ける職員(学歴区分が短卒の者)
(1) 採用の日から同日の属する年度の末日まで	37,000円	33,000円	15,000円	15,000円	14,000円	16,000円	16,000円
(2) 採用の日の属する年度の翌年度	37,000円	33,000円	14,000円	14,000円	14,000円	15,000円	15,000円
(3) (2)に掲げる年度の翌年度	37,000円	33,000円	13,000円	13,000円	13,000円	14,000円	14,000円
(4) (3)に掲げる年度の翌年度	34,000円	33,000円	12,000円	12,000円	12,000円	13,000円	13,000円

(5) (4)に掲げる年度の翌年度	31,000円	33,000円	11,000円	11,000円	11,000円	12,000円	12,000円
(6) (5)に掲げる年度の翌年度	28,000円	30,000円	10,000円	10,000円	10,000円	11,000円	11,000円
(7) (6)に掲げる年度の翌年度	25,000円	27,000円	9,000円	9,000円	9,000円	10,000円	10,000円
(8) (7)に掲げる年度の翌年度	22,000円	24,000円	8,000円	8,000円	8,000円	9,000円	9,000円
(9) (8)に掲げる年度の翌年度	19,000円	21,000円	7,000円	7,000円	7,000円	8,000円	8,000円
(10) (9)に掲げる年度の翌年度	16,000円	18,000円	6,000円	6,000円	6,000円	7,000円	7,000円
(11) (10)に掲げる年度の翌年度	13,000円	15,000円	5,000円	5,000円	5,000円	6,000円	6,000円
(12) (11)に掲げる年度の翌年度	10,000円	12,000円	4,000円	4,000円	4,000円	5,000円	5,000円
(13) (12)に掲げる年度の翌年度	7,000円	9,000円	3,000円	3,000円	3,000円	4,000円	4,000円
(14) (13)に掲げる年度の翌年度	4,000円	6,000円	2,000円	2,000円	2,000円	3,000円	3,000円
(15) (14)に掲げる年度の翌年度	1,000円	3,000円	1,000円	1,000円	1,000円	2,000円	2,000円

備考 病院事業地域異動職員医療職給料表(3)の適用をうける職員で大学卒の学歴を有する者にあつては、学歴区分が短大3卒の者と同じ区分を適用する。

別表第30 (第41条関係)

地域異動職員特地勤務手当の級別区分表

所在地	事業所	支給割合
伊平屋村字我喜屋 伊是名村字仲田	北部病院附属伊平屋診療所 北部病院附属伊是名診療所	100分の12
うるま市勝連津堅 南城市知念字久高	中部病院附属津堅診療所 南部医療センター・こども医療センター附属久高診療所	100分の8
粟国村字東 渡名喜村	南部医療センター・こども医療センター附属粟国診療所 南部医療センター・こども医療センター附属渡名喜診療所	100分の16
渡嘉敷村字渡嘉敷 座間味村字座間味 座間味村字阿嘉	南部医療センター・こども医療センター附属渡嘉敷診療所 南部医療センター・こども医療センター附属座間味診療所 南部医療センター・こども医療センター附属阿嘉診療所	100分の12

北大東村字中野 南大東村字池之沢	南部医療センター・こども医療センター附属北大東診療所 南部医療センター・こども医療センター附属南大東診療所	100分の25
多良間村字仲筋	宮古病院附属多良間診療所	100分の13
竹富町字小浜 竹富町字西表大原 竹富町字西表祖納	八重山病院附属小浜診療所 八重山病院附属大原診療所 八重山病院附属西表西部診療所	100分の8
竹富町字波照間	八重山病院附属波照間診療所	100分の13

別表第31 (第43条関係)

役職段階別加算割合表

給料表	職員	加算割合
病院事業地域 異動職員行政 職給料表	副主査の職にある職員 主任の職にある職員 (基準日現在の経験年数が12年以上 (大学4卒) である職員に限る。)	100分の5
病院事業地域 異動職員医療 職給料表(2)	主任の職にある職員 (再任用職員を除く。)(基準日現在の経験年数 が31年以上 (短大3卒) である職員に限る。)	100分の10
	主任の職にある職員 (再任用職員を除く。)(基準日現在の経験年数 が13年以上 (短大3卒) である職員に限る。)	100分の5
病院事業地域 異動職員医療 職給料表(3)	主任の職にある職員 (再任用職員を除く。)(基準日現在の経験年数 が31年以上 (短大3卒) である職員に限る。) 主任准看護師の職にある職員 (再任用職員を除く。)(基準日現在の 経験年数が38年以上 (高校2卒) である職員に限る。)	100分の10
	主任の職にある職員 (再任用職員を除く。)(基準日現在の経験年数 が13年以上 (短大3卒) である職員に限る。) 主任准看護師の職にある職員 (再任用職員を除く。)(基準日現在の 経験年数が17年以上 (高校2卒) である職員に限る。)	100分の5

備考1 この表の職員欄に掲げられている職は、相当職を含む。

2 この表中括弧書を付して示される年数は、括弧書中に規定する学歴免許等の資格を有する者に  
係る年数を表すものとし、括弧書中に規定するそれぞれの基準となる学歴以外の学歴免許等の資  
格を有する者については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる年数をその者に係る  
年数とする。

- (1) 初任給等規則第13条第1項の表の左欄の基準となる学歴の属する区分に対応する同表の右欄  
の数をその者の有する学歴免許等の資格の属する区分に対応する同欄の年数から減じた数に相  
当する年数が正となる者 基準となる学歴を有する者に係る年数から調整年数を減じた年数
- (2) 調整年数が零となる者 基準となる学歴を有する者に係る年数
- (3) 調整年数が負となる者 基準となる学歴を有する者に係る年数に調整年数を加えた年数

3 給料表の適用を異にして異動した職員 (異動後においてこの表に掲げられている職員に限  
る。) で、異動後の加算割合が異動前の加算割合を下回ることとなるもののうち、他の職員との  
均衡及び任用における特別の事情を考慮して管理者が特に必要と認める職員については、当該異  
動後の加算割合に100分の5を加えた加算割合が定められている職員の区分に属する職員として  
この表に掲げられているものとする。

4 1から3までに定めるもののほか、この表の適用に関し必要な事項は、管理者が定める。

別表第32 (第45条関係)

病院事業特定任期付職員給料表

号給	給料月額
1	円 375,000



2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

別表第33 (第48条関係)

特定業務等従事任期付職員の初任給調整手当区分表

職及び学歴免許等の区分 期間の区分	職及び学歴免許等の区分						
	特定業務等 従事任期付 医療技術職 員 (学歴区分 が大学6卒 の者(薬剤 師に限 る))	特定業務等 従事任期付 医療技術職 員 (学歴区分 が大学4卒 の者(薬剤 師に限 る))	特定業務等 従事任期付 医療技術職 員 (学歴区分 が大学卒の 者)	特定業務等 従事任期付 医療技術職 員 (学歴区分 が短大3卒 の者)	特定業務等 従事任期付 医療技術職 員 (学歴区分 が短大卒の 者)	特定業務等 従事任期付 看護師等 職員 (学歴区分 が短大3 卒の者)	特定業務等 従事任期付 看護師等 職員 (学歴区分 が短大卒 の者)
(1) 採用の日 から同日の 属する年度 の末日まで	37,000円	33,000円	15,000円	15,000円	14,000円	16,000円	16,000円
(2) 採用の日 の属する年 度の翌年度	37,000円	33,000円	14,000円	14,000円	14,000円	15,000円	15,000円
(3) (2)に掲げ る年度の翌 年度	37,000円	33,000円	13,000円	13,000円	13,000円	14,000円	14,000円
(4) (3)に掲げ る年度の翌 年度	34,000円	33,000円	12,000円	12,000円	12,000円	13,000円	13,000円
(5) (4)に掲げ る年度の翌 年度	31,000円	33,000円	11,000円	11,000円	11,000円	12,000円	12,000円
(6) (5)に掲げ る年度の翌 年度	28,000円	30,000円	10,000円	10,000円	10,000円	11,000円	11,000円
(7) (6)に掲げ る年度の翌 年度	25,000円	27,000円	9,000円	9,000円	9,000円	10,000円	10,000円
(8) (7)に掲げ る年度の翌 年度	22,000円	24,000円	8,000円	8,000円	8,000円	9,000円	9,000円
(9) (8)に掲げ る年度の翌 年度	19,000円	21,000円	7,000円	7,000円	7,000円	8,000円	8,000円
(10) (9)に掲げ る年度の翌 年度	16,000円	18,000円	6,000円	6,000円	6,000円	7,000円	7,000円
(11) (10)に掲げ る年度の翌 年度	13,000円	15,000円	5,000円	5,000円	5,000円	6,000円	6,000円

(12) (11)に掲げる年度の翌年度	10,000円	12,000円	4,000円	4,000円	4,000円	5,000円	5,000円
(13) (12)に掲げる年度の翌年度	7,000円	9,000円	3,000円	3,000円	3,000円	4,000円	4,000円
(14) (13)に掲げる年度の翌年度	4,000円	6,000円	2,000円	2,000円	2,000円	3,000円	3,000円
(15) (14)に掲げる年度の翌年度	1,000円	3,000円	1,000円	1,000円	1,000円	2,000円	2,000円

備考 特定業務等従事任期付看護師等職員で大学卒の学歴を有する者にあつては、学歴区分が短大3卒の者と同じ区分を適用する。

**別表第34 (第54条関係)**

役職段階別加算割合表

給料表	職員	加算割合
病院事業特定任期付職員給料表	5号給以上の給料月額を受ける職員	100分の20
	4号給及び3号給の給料月額を受ける職員	100分の15
	2号給及び1号給の給料月額を受ける職員	100分の10

備考 この表の適用に関し必要な事項は、管理者が定める。

**附 則**

(施行期日等)

- この規程は、令和2年3月31日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の沖縄県病院事業企業職員給与規程（以下「給与規程」という。）の規定並びに次項及び附則第4項の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

- この規程の施行に伴う平成31年4月1日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員の適用日における号給については、沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和2年沖縄県条例第1号）附則第3項の規定の適用を受ける一般職の職員の例による。

(給与の内払)

- 第1条の規定による改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、第1条の規定による改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(令和2年4月1日における地域異動職員への転任に伴う経過措置)

- 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日（以下「基準日」という。）の前日に改正前の給与規程別表第1から別表第3までの給料表の適用を受けていた職員で、基準日に改正後の給与規程別表第19から別表第21までの給料表の適用を受けることとなる職員（以下「地域異動転任職員」という。）のうち、基準日以後の給料月額が基準日の前日に受けていた給料月額に達しないこととなるものには、基準日以後の給料月額のほか、基準日の前日に受けていた給料月額から基準日以後に受ける給料月額を差し引いた額に、次の表に掲げる期間の区分に応じて定められた割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を加えた額を給料（次項において「附則給料」という。）として支給する。

期間	乗じる率
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで	100分の66

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

100分の33

(地域異動転任職員の初任給調整手当)

- 6 地域異動転任職員で、初任給調整手当が支給される職員のうち、前項の規定が適用される職員の初任給調整手当は、基準日以後の給料月額に改正後の給与規程第38条の規定による初任給調整手当を加えた額（以下「調整額」という。）が、附則給料を上回る場合にあっては、改正後の給与規程第38条の規定にかかわらず、調整額から附則給料を減じた額を初任給調整手当として支給し、調整額が、附則給料と同額又は附則給料を下回る場合にあっては、改正後の給与規程第38条の規定にかかわらず初任給調整手当を支給しない。
- (初任給、昇格、昇給等の基準に係る特例)
- 7 初任給、昇格、昇給等の基準については、改正後の給与規程第6条から第11条までの規定にかかわらず、基準日から令和3年3月31日まで（病院事業広域異動職員行政職給料表の適用を受ける広域異動職員でその職務の級が6級以上であるもの及び病院事業広域異動職員行政職給料表以外の各給料表の適用を受ける者で別表第13に掲げる職を占める職員（以下「病院事業管理職員」という。）以外の職員については、当分の間）の間、なお従前の例による。
- (基準日における病院事業管理職員の昇給の号給数の特例)
- 8 病院事業管理職員の基準日における昇給（沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号。以下「県職員給与条例」という。）第7条第3項の規定による昇給（初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第10号。以下「初任給等規則」という。）第37条又は第38条に定めるところにより行うものを除く。）をいう。）の号給数は、改正後の給与規程第12条及び第13条の規定にかかわらず、次項に規定するその者の勤務成績に応じて定める基準となる号給数（以下この項及び次項において「基準号給数」という。）とする。ただし、前年の昇給日後に採用された病院事業管理職員又は同日後に改正前の給与規程第5条の10第3項、初任給等規則第25条第2項（初任給等規則第27条において準用する場合を含む。）若しくは第41条の規定により号給を決定された病院事業管理職員の昇給の号給数は、基準号給数に相当する数に、その者が採用された日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数（病院事業の管理者（以下「管理者」という。）の定める病院事業管理職員にあっては、管理者の定める号給数）とする。この場合において、次に掲げる病院事業管理職員は、昇給しない。
- (1) この項ただし書の規定による号給数が零となる病院事業管理職員
- (2) 次項第3号に掲げる病院事業管理職員で管理者が昇給させることが相当でないと認めるもの
- 9 病院事業管理職員の基準号給数は、初任給等規則第33条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める号給数とする。
- (1) 勤務成績が特に良好である病院事業管理職員 4号給以上（県職員給与条例第7条第5項の規定の適用を受ける病院事業管理職員（以下この項において「昇給抑制年齢職員」という。）にあっては、1号給以上）
- (2) 勤務成績が良好である病院事業管理職員 3号給（昇給抑制年齢職員にあっては、零）
- (3) 勤務成績が良好であると認められない病院事業管理職員 2号給以下（昇給抑制年齢職員にあっては、零）
- 10 管理者の定める事由以外の事由によって昇給日前1年間における3月31日までの期間（当該期間の中途において採用された病院事業管理職員にあっては、採用された日から昇給日の前日までの期間）の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない病院事業管理職員その他管理者の定める病院事業管理職員については、前項第3号に掲げる病院事業管理職員に該当する者とみなして、前2項の規定を適用する。
- 11 附則第9項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給（当該昇給日において職務の級を異にする異動又は改正前の給与規程第5条の12に規定する異動をした病院事業管理職員にあっては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる病院事業管理職員の昇給の号給数は、同項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

**沖縄県病院事業局管理規程第6号**

令和2年4月1日における沖縄県病院事業企業職員の昇給の号給数の特例に関する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我那覇 仁

**令和2年4月1日における沖縄県病院事業企業職員の昇給の号給数の特例に関する規程**

(趣旨)

**第1条** この規程は、沖縄県病院事業企業職員給与規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第16号。以下「給与規程」という。）附則第8項の規定に基づき、令和2年4月1日における沖縄県病院事業企業職員のうち、給与規程別表第13の中欄に掲げる職を占める職員以外の職員（以下「一般職員」という。）の昇給の号給数の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(令和2年4月1日における一般職員の昇給の号給数の特例)

**第2条** 令和2年4月1日において、一般職員を沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号。以下「県職員給与条例」という。）第7条第3項の規定による昇給（初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第10号。以下「初任給等規則」という。）第37条又は第38条に定めるところにより行うものを除く。）をさせる場合の号給数は、次項に規定するその者の勤務成績に応じた定める基準となる号給数（以下この項及び次項において「基準号給数」という。）とする。ただし、前年の昇給日後に新たに職員となった一般職員又は同日後に沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程（令和2年沖縄県病院事業局管理規程第5号）第2条の規定による改正前の給与規程（以下「改正前の給与規程」という。）第5条の10第3項、初任給等規則第25条第2項（初任給等規則第27条において準用する場合を含む。）若しくは第41条の規定により号給を決定された一般職員の昇給の号給数は、基準号給数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数（病院事業の管理者（以下「管理者」という。）の定める一般職員にあつては、管理者の定める号給数）とする。この場合において、次に掲げる一般職員は、昇給しない。

(1) この項ただし書の規定による号給数が零となる一般職員

(2) 次項第3号に掲げる一般職員で管理者が昇給させることが相当でないと認めるもの

2 一般職員の基準号給数は、初任給等規則第33条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該一般職員が次の各号に掲げる一般職員のいずれかに該当するかに応じ、当該各号に定める号給数とする。

(1) 勤務成績が特に良好である一般職員 5号給以上（県職員給与条例第7条第5項又は現業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第108号）第7条第2項括弧書の規定の適用を受ける知事部局の職員の例によることとされる職員（以下この項において「昇給抑制年齢職員」という。）にあつては、1号給以上）

(2) 勤務成績が良好である一般職員 4号給（昇給抑制年齢職員にあつては、零）

(3) 勤務成績が良好であると認められない一般職員 3号給以下（昇給抑制年齢職員にあつては、零）

3 管理者の定める事由以外の事由によって昇給日前1年間における3月31日までの期間（当該期間の中途において新たに職員となった一般職員にあつては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間）の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない一般職員その他管理者の定める一般職員については、前項第3号に掲げる一般職員に該当するものとみなして、前2項の規定を適用する。

4 第1項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給（当該昇給日において職務の級を異にする異動又は改正前の給与規程第5条の12に規定する異動をした一般職員にあつては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる一般職員の昇給の号給数は、同項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

(補則)

**第3条** この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

**附 則**

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

**沖縄県病院事業局管理規程第7号**

沖縄県病院事業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我那覇 仁

**沖縄県病院事業局財務規程の一部を改正する規程**

沖縄県病院事業局財務規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

第4条中「、労務管理監」を削る。

第13条中「第243条の2第1項各号」を「第243条の2の2第1項各号」に改める。

第23条第1項中「整理済」を「整理済み」に、「更正書により企業出納員に更正を命じなければ」を「直ちに振替伝票を発行し、正当な科目等に更正しなければ」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 所属長は、前項の規定により振替伝票を発行したときは、必要な証拠となるべき書類を添えて、企業出納員に送付しなければならない。

第29条第4項中「10日」を「15日」に改める。

第47条第1項第10号中「場所において、直接現金で支払をしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすと認められる」を「参加に要する」に改める。

第49条に次の2号を加える。

(4) 講習会、協議会その他これに類する会合の参加に要する経費

(5) 検査、試験、登録等を受けるために要する経費

別表第4中「場所において、直接現金で支払いをしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすと認められる」を「参加に要する」に改める。

**附 則**

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

**沖縄県病院事業局訓令第3号**

沖縄県病院事業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我那覇 仁

**沖縄県病院事業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程**

## 目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 職の設置（第3条）

第3章 任用（第4条・第5条）

第4章 勤務時間、休日及び休暇（第6条—第24条）

第5章 服務（第25条・第26条）

第6章 給与及び費用弁償（第27条—第61条）

第7章 社会保険及び災害補償（第62条・第63条）

第8章 分限、懲戒及び解雇（第64条—第68条）

第9章 雑則（第69条）

## 附則

**第1章 総則**

（趣旨）

**第1条** この訓令は、沖縄県病院事業の業務に従事する企業職員（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項の企業職員をいう。以下「企業職員」という。）のうち会計年度任用職員（地方公務員

法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）の職の設置、給与、勤務条件等に関して必要な事項を定めるものとする。

（定義）

**第2条** この訓令において「パートタイム会計年度任用職員」とは、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。

2 この訓令において「フルタイム会計年度任用職員」とは、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員をいう。

**第2章 職の設置**

**第3条** 会計年度任用職員の職として、次の表の左欄に掲げる組織に、同表の中欄に掲げる職を設置し、その職務内容は、同表の右欄のとおりとする。

組織	職	職務内容
本庁（沖縄県病院事業局組織規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第5号。以下本条において「組織規程」という。）第2条第2項に規定する本庁機関をいう。）	会計年度任用事務補助員	病院事業総務課又は病院事業経営課における一般的な事務を処理する。
県立病院（組織規程第2条第3項に規定する出先機関をいう。以下同じ。）	会計年度任用医師	県立病院における医療業務を処理する。
県立病院	会計年度任用初期研修医師	県立病院の長（以下「院長」という。）又は当該院長の指定する臨床研修指導を行う職員の指揮監督を受けて、県立病院において策定された研修プログラム（医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（平成14年厚生労働省令第158号）第4条第1項第13号に規定する研修プログラムをいう。）に基づき、診療に関する知識及び技能を実地に練磨しつつ、医療業務を処理する。
県立病院	会計年度任用専門研修医師	院長又は当該院長の指定する研修指導を行う職員の指揮監督を受けて、県立病院において策定された専門研修プログラムに基づき、診療に関する知識及び技能を実地に練磨しつつ、医療業務を処理する。
県立病院	会計年度任用歯科医師	県立病院における歯科医療業務を処理する。
県立病院	会計年度任用初期研修歯科医師	院長又は当該院長の指定する臨床研修指導を行う職員の指揮監督を受けて、県立病院において策定された研修プログラム（歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（平成17年厚生労働省令第103号）第4条第1項第10号に規定する研修プログラムをいう。）に基づき、診療に関する知識及び技能を実地に練磨しつつ、歯科医療業務を処理する。
県立病院	会計年度任用専門研修歯科医師	院長又は当該院長の指定する研修指導を行う職員の指揮監督を受けて、県立病院において策定された専門研修プログラムに基づき、診療に関する知識及び技能を実地に練磨しつつ、歯科医療業務を処理する。
県立病院	会計年度任用看護師	県立病院における看護に関する業務を処理する。
県立病院	会計年度任用健康管理看護師	県立病院における企業職員の健康管理に関する業務を処理する。

県立病院	会計年度任用准看護師	県立病院における補助的看護業務を処理する。
県立病院	会計年度任用臨床検査技師	県立病院における臨床検査技師の業務を処理する。
県立病院	会計年度任用視能訓練士	県立病院における視能訓練士の業務を処理する。
県立病院	会計年度任用薬剤師	県立病院における薬剤師の業務を処理する。
県立病院	会計年度任用管理栄養士	県立病院における管理栄養士の業務を処理する。
県立病院	会計年度任用診療放射線技師	県立病院における診療放射線技師の業務を処理する。
県立病院	会計年度任用理学療法士	県立病院における理学療法士の業務を処理する。
県立病院	会計年度任用作業療法士	県立病院における作業療法士の業務を処理する。
県立病院	会計年度任用言語聴覚士	県立病院における言語聴覚士の業務を処理する。
県立病院	会計年度任用臨床工学技士	県立病院における臨床工学技士の業務を処理する。
県立病院	会計年度任用歯科衛生士	県立病院における歯科衛生士の業務を処理する。
県立病院	会計年度任用歯科技工士	県立病院における歯科技工士の業務を処理する。
県立病院	会計年度任用事務補助員	県立病院における一般的な事務を処理する。
県立病院	会計年度任用医師事務作業補助員	県立病院における医師の事務作業の補助に関する業務を処理する。
県立病院	会計年度任用がん登録事務員	県立病院におけるがん登録に関する業務を処理する。
県立病院	会計年度任用診療情報管理士	県立病院における診療記録の保管及び管理に関する業務を処理する。
県立病院	会計年度任用診療費収納相談員	県立病院における診療費の収納に関する業務を処理する。
県立病院	会計年度任用保育士	県立病院における保育に関する業務を処理する。
県立病院	会計年度任用臨床心理士事務員	県立病院における臨床心理に関する業務を処理する。
県立病院	会計年度任用看護師事務作業補助員	県立病院における看護師の事務作業の補助に関する業務を処理する。
県立病院	会計年度任用社会福祉事務員	県立病院における社会福祉に関する業務を処理する。
県立病院	会計年度任用精神保健福祉事務員	県立病院における精神保健福祉に関する業務を処理する。
県立病院	会計年度任用運転士	県立病院における自動車の運転及び整備作業に関する業務を処理する。
県立病院	会計年度任用調理士	県立病院における調理に関する業務を処理する。
県立病院	会計年度任用施設管理技士	県立病院における施設及び設備の維持管理に関する業務を処理する。
県立病院	会計年度任用看護補助員	県立病院における助手的看護業務を処理する。
県立病院	会計年度任用医療技術補助員	県立病院における助手的医療技術業務を処理する。

備考1 会計年度任用初期研修医師は、医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項の規定による臨床研修（以下「初期研修」という。）を受ける者とし、会計年度任用専門研修医師は、初期研修を修了した後、県立病院の専門研修プログラムに基づく研修を受ける者とする。

2 会計年度任用初期研修歯科医師は、歯科医師法（昭和23年法律第202号）第16条の2第1項の規定による臨床研修（以下「歯科初期研修」という。）を受ける者とし、会計年度任用専門研修歯科医師は、歯科初期研修を修了した後、県立病院の専門研修プログラムに基づく研修を受ける者とする。

### 第3章 任用

（任用手続）

**第4条** 会計年度任用職員の任用通知書（第1号様式）は、病院事業総務課長及び院長が交付して行うものとする。

2 病院事業総務課長及び院長は、会計年度任用職員を任用しようとするときは、次の書類を当該任用しようとする者から徴する。

- (1) 履歴書（写真を貼付すること。）
- (2) 雇入時間診票
- (3) その他必要な書類

（会計年度任用職員台帳の整備）

**第5条** 病院事業総務課長及び院長は、会計年度任用職員台帳（第2号様式）を備え付けて、会計年度任用職員の状況を常に明確にしておかなければならない。

### 第4章 勤務時間、休日及び休暇

（勤務日及び勤務時間）

**第6条** フルタイム会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間について38時間45分とする。

ただし、特別の勤務に従事するフルタイム会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。

2 パートタイム会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分を超えない範囲内で、病院事業の管理者（以下「管理者」という。）が別に定める。

3 前2項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする会計年度任用職員の勤務時間は、管理者が別に定めることができる。

4 会計年度任用職員の勤務すべき日は、院長又は病院事業総務課長若しくは病院事業経営課長（以下「所属長」という。）が定める。

（勤務時間の特例）

**第7条** 会計年度任用職員のうち業務の都合上特別の形態によって勤務する必要がある会計年度任用職員の労働基準法（昭和22年法律第49号）第32条の2第1項の規定の適用については、沖縄県病院事業局職員の変形労働時間制の適用に関する規程（平成31年沖縄県病院事業局管理規程第3号）の規定を準用する。この場合において、同規程第2条第4項中「1週間当たり38時間45分」とあるのは、「フルタイム会計年度任用職員にあっては1週間当たり38時間45分、パートタイム会計年度任用職員にあっては1週間当たり38時間45分を超えない時間の範囲で、管理者が定める時間」と読み替えるものとする。

（週休日、勤務時間の割振り及び週休日の振替等）

**第8条** 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、パートタイム会計年度任用職員については、必要に応じ、当該会計年度任用職員について定められた勤務時間の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとする。

2 第6条に規定する勤務時間の割振りは、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までの間において7時間45分とする。ただし、パートタイム会計年度任用職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

3 院長は、前2項の規定にかかわらず、県立病院に所属する会計年度任用職員のうち交替制勤務を要するもの（以下「交替制勤務者」という。）の勤務時間の割振り及び就業時転換の方法について業務の実情に応じて別に定めることができる。この場合において、週休日は4週間を通じて8日（パートタイム会計年度任用職員にあっては、8日以上）の割合で設けるものとする。

4 会計年度任用職員の週休日の振替等については、沖縄県病院事業局職員就業規程（平成18年沖縄県病院



事業局管理規程第11号。以下「就業規程」という。)第4条第4項の規定を準用する。

(休憩時間)

**第9条** 会計年度任用職員の休憩時間は、正午から午後1時までとする。ただし、フルタイム会計年度任用職員の交替制勤務者の休憩時間は少なくとも1時間とし、パートタイム会計年度任用職員の休憩時間はこれらの者の1日の勤務時間が6時間を超える場合は少なくとも1時間とし、所属長が勤務時間の途中で別に定める。

2 就業規程第5条第2項及び第3項の規定は、会計年度任用職員について準用する。

3 次条の規定により、時間外勤務を命じた場合は、その勤務2時間を超えるごとに15分の休憩時間を置くことができる。

4 前3項の休憩時間は、勤務時間に含まれないものとする。

(時間外勤務及び休日勤務)

**第10条** 会計年度任用職員は、業務の状況により必要があるときは、その必要の限度において、第6条から第8条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間又は週休日、第15条に規定する休日若しくは第16条に規定する代休日において勤務することを命ぜられることがある。

2 前項の規定による勤務の事務処理については、沖縄県病院事業局職員の時間外勤務に関する事務処理要綱（平成29年沖縄県病院事業局訓令第8号）の規定を準用する。

(時間外勤務代休時間)

**第11条** 会計年度任用職員の時間外勤務代休時間については、就業規程第7条の2の規定を準用する。

(宿日直勤務)

**第12条** 会計年度任用職員の宿日直勤務については、就業規程第7条の3の規定を準用する。

(育児又は介護を行う会計年度任用職員の早出遅出勤務)

**第13条** 育児又は介護を行う会計年度任用職員の早出遅出勤務については、就業規程第8条の規定を準用する。

(育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

**第14条** 育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限については、就業規程第9条の規定を準用する。

(休日)

**第15条** 会計年度任用職員は、休日には特に勤務することを命ぜられない限り、正規の勤務時間中においても勤務することを要しない。

2 前項の休日とは、次に掲げる日とする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(3) 6月23日（沖縄県慰霊の日を定める条例（昭和49年沖縄県条例第42号）第2条に規定する慰霊の日）

3 前項第1号に規定する休日（元日及び同日が日曜日にあたる時の1月2日を除く。）が週休日（土曜日を除く。）に当たるときは、これに替えてその日の後日において最も近い休日でない正規の勤務時間の割り振られている日を休日とする。

4 第1項の規定を交替制勤務者に適用する場合において、当該交替制勤務者の勤務日が休日となったときは、当該休日に特に勤務を命じたものとする。

(休日の代休日)

**第16条** 管理者は、前条に規定する休日である第8条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日等」という。）に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、当該休日前に、当該休日に代わる日（以下この項及び次項において「代休日」という。）として、勤務することを命じた休日を起算日とする8週間後の日までの期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の勤務時間数の勤務時間が割り振られた勤務日等（第11条の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。）を指定することができる。

2 前項の規定により代休日を指定された会計年度任用職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

3 管理者は、会計年度任用職員があらかじめ代休日の指定を希望しない旨申し出た場合には、代休日を指

定しないものとする。

(出張)

**第17条** 所属長は、業務上必要がある場合には、会計年度任用職員に出張を命じることができる。

(年次休暇)

**第18条** 所属長は、管理者の定める要件を満たす会計年度任用職員に対して管理者の定める日数の年次休暇を与えなければならない。

2 前項の年次休暇については、その時期につき、所属長の承認を受けなければならない。この場合において、所属長は、公務の運営に支障がある場合を除き、これを承認しなければならない。

3 第1項の年次休暇（年次休暇の日数が10日以上である会計年度任用職員に係るものに限る。以下この項及び次項において同じ。）の日数のうち5日については、新たに会計年度任用職員となった日から1年以内の期間に、会計年度任用職員ごとにその時期を定めることにより与えるものとする。

4 前項の規定により年次休暇の時期を定めることにより与えるに当たっては、管理者は、あらかじめ、その時期について会計年度任用職員の意見を聴き、これを尊重するよう努めなければならない。

(年次休暇以外の有給休暇)

**第19条** 所属長は、会計年度任用職員が次の各号のいずれかに該当し、休暇を請求した場合は、当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。

(1) 選挙権その他公民としての権利を行使する場合 必要と認める日又は時間

(2) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合 必要と認める日又は時間

(3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。）により交通の制限又は遮断された場合 その理由の発生している期間

(4) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認める期間

(5) 地震、水害、火災その他の災害により会計年度任用職員の現住居が滅失又は損壊した場合 7日以内

(6) 所轄機関の業務又は事業の運営上の必要に基づき、業務又は事業の全部又は一部を停止した場合（台風の来襲等による事故発生の防止のための措置を含む。） その理由の発生している期間

(7) 検疫法（昭和26年法律第201号）第14条第1項第2号の規定により同法第2条第2号に掲げる感染症の病原体に感染したおそれのある者として停留された場合又は感染症予防法第44条の3第2項の規定により感染の防止に必要な協力を求められた場合であって、出勤することが著しく困難であると認められるとき 必要と認める期間

(8) 会計年度任用職員の親族が死亡した場合で葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 別表第1の左欄に掲げる死亡した者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる日数を超えない範囲内の期間

(9) 会計年度任用職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後1月を経過する日までの間の連続する5日の範囲内の期間

(無給休暇)

**第20条** 所属長は、会計年度任用職員が次の各号のいずれかに該当し、休暇を請求した場合は、当該各号に定める期間の無給の休暇を与えるものとする。

(1) 6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定の女性の会計年度任用職員が申し出た場合 出産日までの申し出た期間

(2) 女性の会計年度任用職員が出産した場合 出産日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女性の会計年度任用職員が勤務を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）

(3) 生後1年に達しない子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により会計年度任用職員が当該会計年度任用職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該会計年度任用職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である会計年度任用職員に委託されている児童及び沖縄県職員の育児休業等に関する条例（平成4年沖縄県条例第6号）第2条の2に規定する者を含む。

第5号ア及びエを除き、以下同じ。)を育てる場合 1日2回それぞれ30分以内の期間

- (4) 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する会計年度任用職員が、当該子の看護(負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をを行うことをいう。)のため、又は当該子に予防接種若しくは健康診断を受けさせるため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において5日(その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては、10日)の範囲内で必要と認める日又は時間
- (5) 次に掲げる者(ウ及びエに掲げる者にあつては、会計年度任用職員と同居しているものに限る。)で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護状態にある対象家族」という。)の介護又は通院等の付添い、要介護状態にある対象家族が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の必要な世話をを行う会計年度任用職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において5日(要介護状態にある対象家族が2人以上の場合にあつては、10日)の範囲内で必要と認める日又は時間
  - ア 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)、父母、子及び配偶者の父母
  - イ 祖父母、孫及び兄弟姉妹
  - ウ 父母の配偶者及び配偶者の父母の配偶者
  - エ 子の配偶者及び配偶者の子
- (6) 次のいずれにも該当する会計年度任用職員が、要介護状態にある対象家族の介護をするため、会計年度任用職員の申出に基づき、当該介護を必要とする者ごとに、3回を超えず、かつ、通算して93日を超えない範囲内で管理者が指定する期間(以下この号及び次号において「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合 指定期間内において必要と認められる期間(以下「介護休暇」という。)
  - ア 1週間の勤務日数が3日以上とされているもの又は週以外の期間によって勤務日数が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日数が121日以上であるもの
  - イ 管理者が任命する職に引き続き在職した期間が1年以上であるもの
  - ウ 指定期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び管理者が任命する職に引き続き採用されないことが明らかでないもの
- (7) 次のいずれにも該当する会計年度任用職員が、要介護状態にある対象家族の介護をするため、当該介護を必要とする者ごとに、連続する3年の期間(当該介護を必要とする者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合 当該連続する3年の期間内において1日につき2時間(当該会計年度任用職員について、1日につき管理者の定める勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間)を超えない範囲内で必要と認められる期間(以下「介護時間」という。)
  - ア 1週間の勤務日数が3日以上とされているもの又は週以外の期間によって勤務日数が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日数が121日以上であるもの
  - イ 1日につき管理者の定める勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるもの
  - ウ 管理者が任命する職に引き続き在職した期間が1年以上であるもの
- (8) 女性の会計年度任用職員が生理日の勤務が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認める期間
- (9) 公務上の負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認める期間
- (10) 公務によらない負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 1の年度において10日の範囲内で必要と認める日又は時間
- (11) 骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認める期間
- (12) 妊娠中又は出産後1年以内の女性の会計年度任用職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)の規定による保健指導又は健康診査を受ける場合 管理者の定める勤務時間の範囲内(離島の勤務公署に勤務

する女性の会計年度任用職員が交通機関等の事情により管理者が定める勤務時間の範囲内で受診することが困難である場合にあっては、その都度必要と認められる時間の範囲内)で、妊娠満23週までにあつては4週間に1回、妊娠満24週から満35週までにあつては2週間に1回、妊娠満36週から出産までにあつては1週間に1回、産後1年までにあつてはその間に1回(医師等の特別の指示があつた場合にあっては、いずれの期間についてもその指された回数)を限度として、その都度必要と認められる時間

(13) 女性の会計年度任用職員が母子保健法の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認める期間

(14) 妊娠中の女性の会計年度任用職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体の健康維持に重大な支障を与える程度に及ぶものと認められる場合 管理者が定める勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認める時間

2 管理者が任命する職(会計年度任用職員を除く。)にあつた者が引き続き会計年度任用職員として新たに採用された場合は、従前の職に採用された日から会計年度任用職員として採用されたものとみなして、前項第6号及び第7号の規定を適用するものとする。

3 次の各号に掲げる介護休暇及び介護時間の休暇の単位は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 介護休暇 1日又は1時間(1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間(当該介護休暇と介護を必要とする者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)の範囲内の時間)

(2) 介護時間 30分(1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間(前項第7号に規定する減じた時間が2時間を下回る場合にあっては、当該減じた時間)の範囲内(沖縄県職員の育児休業等に関する条例第27条第3項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該連続した2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間の範囲内)の時間)

(育児部分休業)

**第21条** 管理者は、次の各号のいずれにも該当する会計年度任用職員が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該会計年度任用職員がその3歳に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)について勤務しないこと(以下「育児部分休業」という。)を承認することができる。

(1) 管理者が任命する職に引き続き在職した期間が1年以上である会計年度任用職員

(2) 1週間の勤務日数が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日数が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日数が121日以上であつて1日につき管理者の定める勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるもの

2 育児部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

3 前条第1項第3号の規定による生後1年に達しない子を育てる場合又は同項第6号の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない会計年度任用職員に対する育児部分休業の承認については、1日につき2時間から当該休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

(育児部分休業の承認の失効等)

**第22条** 育児部分休業の承認は、当該育児部分休業をしている会計年度任用職員が産前の休業を始め、若しくは出産した場合、当該会計年度任用職員が退職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該育児部分休業に係る子が死亡し、若しくは当該会計年度任用職員の子でなくなった場合には、その効力を失う。

2 管理者は、育児部分休業をしている会計年度任用職員が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該育児部分休業の承認を取り消すものとする。

(1) 育児部分休業をしている会計年度任用職員が、当該育児部分休業に係る子を養育しなくなったとき。

(2) 育児部分休業をしている会計年度任用職員について当該育児部分休業に係る子以外の子に係る育児部分休業を承認しようとするとき。

(3) 育児部分休業をしている会計年度任用職員について当該育児部分休業の内容と異なる内容の育児部分休業を承認しようとするとき。

(不利益取扱いの禁止)

**第23条** 会計年度任用職員は、育児部分休業を理由として、不利益な取扱いを受けることはない。

(この規程に定める事項以外の育児部分休業の取扱い)

**第24条** 前3条に定めるもののほか、育児部分休業については、沖縄県職員の育児休業等に関する条例の規定の適用を受ける職員の例による。

#### 第5章 服務

(職務に専念する義務の免除)

**第25条** 会計年度任用職員の職務に専念する義務の免除については、就業規程第30条第1項第1号及び第2号並びに第2項の規定を準用する。

(営利企業への従事等)

**第26条** フルタイム会計年度任用職員が、営利企業への従事等について管理者の許可を受けようとするときは、沖縄県病院事業局職員服務規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第12号）第12条の規定を準用する。

2 パートタイム会計年度任用職員が、営利企業へ従事等しようとするときは、営利企業への従事等届出書（第3号様式）2通に関係書類を添え、局長に届け出なければならない。

#### 第6章 給与及び費用弁償

(会計年度任用職員の給与等)

**第27条** フルタイム会計年度任用職員には、給与（給料月額、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当をいう。以下同じ。）、期末手当及び退職手当を支給する。

2 パートタイム会計年度任用職員には、報酬、期末手当及び費用弁償を支給する。

3 前項の報酬には、給料に相当する額のほか、初任給調整手当、地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に相当する額を含むものとする。

4 パートタイム会計年度任用職員に支給する給料に相当する額は、フルタイム会計年度任用職員の例により計算して得られる級号給に応じた給料月額（以下「報酬基礎額」という。）を計算の基礎として次の各号に掲げる報酬の支給単位に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより算定された額（以下「基本報酬額」という。）とする。

(1) 月額 報酬基礎額に、1週間当たりの正規の勤務時間を38時間45分で除したものを乗じて得た額

(2) 日額 報酬基礎額を21で除して得た額

(3) 時間額 報酬基礎額に12を乗じ、その額を38時間45分に52を乗じたものから38時間45分を5で除したものに18を乗じたものを減じたもので除して得た額

(給与等の支払)

**第28条** 会計年度任用職員の給与又は報酬、期末手当、退職手当及び費用弁償（以下この条において「給与等」という。）は、直接本人に現金で支払うものとする。

2 会計年度任用職員の給与等は、会計年度任用職員の申出がある場合においては、前項の規定にかかわらず、口座振替の方法により支払うことができるものとする。

3 給与等の支払いに当たっては、法令に別段の定めがある場合又は企業職員の過半数で組織する労働組合若しくは企業職員の過半数を代表する者との書面による協定がある場合においては、給与等の一部を控除して支払うことができる。

(給与及び報酬の支給等)

**第29条** 会計年度任用職員の給与及び報酬の支給日は、次に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日とし、その日が日曜日、土曜日又は休日（第15条に規定する休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、その日前において最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日を支給日とする。ただし、管理者が必要と認める場合は、勤務1日ごとに計算した給与及び報酬の額をその都度支給することができる。

(1) 給与及び報酬の額が月額で定められている会計年度任用職員 その月の21日

(2) 給与及び報酬の額が日額で定められている会計年度任用職員 その月の翌月の10日

(3) 給与及び報酬の額が時間額で定められている会計年度任用職員 その月の翌月の10日

2 前項第1号に掲げる会計年度任用職員には、その職についた日から給与及び報酬を支給し、その職を離れた日まで給与及び報酬を支給する。

- 3 会計年度任用職員が死亡したときは、第1項第1号に掲げる会計年度任用職員にあってはその月まで、同項第2号及び第3号に掲げる会計年度任用職員にあってはその日までの給与及び報酬を支給する。
- 4 給与及び報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、その月の給与及び報酬の額（第27条第1項の地域手当及び初任給調整手当以外の手当並びに同条第3項に規定する地域手当及び初任給調整手当以外の手当に相当する額を除く。以下この項において同じ。）は、次に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により算出した額とする。
- (1) 第1項第1号に掲げる会計年度任用職員 定められた給与及び報酬の額（第2項の規定による給与及び報酬を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その期間の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算した額）
  - (2) 第1項第2号に掲げる会計年度任用職員 給与及び報酬の口額にその月において勤務した口数を乗じて得た額
  - (3) 第1項第3号に掲げる会計年度任用職員 給与及び報酬の時間額にその月において勤務した時間数を乗じて得た額
- 5 会計年度任用職員が、法第28条第2項各号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職期間中、いかなる給与又は報酬も支給しない。
- 6 会計年度任用職員が、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条に基づき育児休業をしている期間については、いかなる給与又は報酬も支給しない。
- 7 前各項に規定するもののほか、給与及び報酬の支給等は、病院事業企業職員で常時勤務を要するもの（沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年沖縄県条例第21号。以下第47条第1項第2号において「病院給与条例」という。）第2条に規定するものをいう。以下「常勤職員」という。）の例による。
- （給与及び報酬の減額）
- 第30条** 前条第1項第1号及び第2号に掲げる会計年度任用職員が、正規の勤務時間中に勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に承認があった場合を除き、その勤務しない時間1時間につき、勤務1時間当たりの額を減額する。
- 2 前項の勤務1時間当たりの額は、次に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により算出した額とする。
- (1) 前条第1項第1号に掲げる会計年度任用職員 第27条第1項に規定する給料月額、地域手当及び初任給調整手当の合計額又は同条第2項に規定する報酬（同条第3項に規定する特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当及び休日勤務手当に相当する額を除く。）に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから1週間当たりの勤務時間を5で除したものに18を乗じたものを減じたもので除して得た額
  - (2) 前条第1項第2号に掲げる会計年度任用職員 第27条第1項に規定する給料月額、地域手当及び初任給調整手当の日額に相当する額の合計額又は同条第2項に規定する報酬（同条第3項に規定する特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当及び休日勤務手当に相当する額を除く。）の日額に相当する額を管理者が定める勤務時間で除して得た額
- （会計年度任用職員の給料表）
- 第31条** 給料表の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。
- (1) 病院事業会計年度任用職員行政職給料表（別表第2）
  - (2) 病院事業会計年度任用職員医療職給料表（別表第3）
    - ア 病院事業会計年度任用職員医療職給料表(1)
    - イ 病院事業会計年度任用職員医療職給料表(2)
    - ウ 病院事業会計年度任用職員医療職給料表(3)
  - (3) 病院事業会計年度任用職員現業業務従事職給料表（別表第4）  
（会計年度任用職員の任用時級号給の基準）
- 第32条** 会計年度任用職員の任用時における級号給の基準及びそれらの決定は、この訓令に定めるもののほか、常勤職員の初任給の基準及びそれらの決定の例による。

(会計年度任用職員を任用したときの級号給)

**第33条** 会計年度任用職員となった者の級号給は、その者が会計年度任用職員となった日において、別表第5に規定する任用時級号給基準表（以下次条において「任用時基準表」という。）の給料表欄、職種欄及び学歴免許等の区分に対応する級号給欄に定める級号給とする。

(経験年数を有する者、学歴免許等の資格による号給)

**第34条** 会計年度任用職員となった者のうち経験年数を有する者の号給は、常勤職員の例による。この場合において、経験年数は、任用時基準表の学歴免許等欄の区分の適用に当たって用いる学歴免許等の資格を取得した時（当該資格以外の資格によることが、その者に有利である場合にあっては、その資格を取得した時）以後の年数を別表第6に規定する経験年数換算表に定めるところにより換算して得られる年数とする。

2 会計年度任用職員となった者のうち、その者に適用される任用時基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する学歴免許等の資格より上位の学歴免許等の資格を有する者に対する任用時基準表の適用については、常勤職員の例による。

3 前2項の規定にかかわらず、任用時基準表の給料表欄、職種欄及び上限級号給欄に対応する級号給欄の級号給を超えてはならない。

(フルタイム会計年度任用職員の初任給調整手当)

**第35条** フルタイム会計年度任用職員に対する初任給調整手当は、次に掲げるフルタイム会計年度任用職員に採用されたものに対して支給する。

- (1) 会計年度任用医師及び会計年度任用歯科医師（以下「会計年度任用医師等」という。）
- (2) 会計年度任用初期研修医師、会計年度任用初期研修歯科医師、会計年度任用専門研修医師及び会計年度任用専門研修歯科医師
- (3) 会計年度任用薬剤師

2 前項各号のフルタイム会計年度任用職員に支給する初任給調整手当の月額額は、別表第7に掲げる職に応じ、それぞれに掲げた表の左欄に掲げる期間の区分に応じた同表の右欄に定める額とする。この場合において、同項第1号に掲げるフルタイム会計年度任用職員で、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（以下「大学」という。）（旧専門学校令による専門学校等で管理者の定めるものを含む。）卒業の日から採用の日までの期間が4年（医師法に規定する臨床研修を経た場合にあっては6年、医師法の一部を改正する法律（昭和43年法律第47号）による改正前の医師法に規定する実地修練を経た場合にあっては5年）を超えることとなるもの（学校教育法に規定する大学院（以下この項において「大学院」という。）の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年以内のものを除く。）に対する同表の適用については採用の日からその超えることとなる期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間）に相当する期間、同項第2号に掲げるフルタイム会計年度任用職員で大学（旧専門学校令による専門学校等で管理者の定めるものを含む。）卒業の日から採用の日までの期間が1年を超えることとなるもの（大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年以内のものを除く。）に対する同表の適用については、採用の日からその超えることとなる期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間）に相当する期間、同項第3号に掲げるフルタイム会計年度任用職員で当該職員に適用される学歴区分に応じた大学（旧専門学校令による専門学校等で管理者の定めるものを含む。）卒業の日から採用の日までの期間が1年を超えることとなるものに対する同表の適用については、採用の日からその超えることとなる期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間）に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

3 前項の規定の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給されるフルタイム会計年度任用職員との権衡上必要があると認められるものについては、院長があらかじめ管理者の承認を得た場合の当該職員に支給する初任給調整手当の支給期間及び月額額は、同項の規定にかかわらず、管理者が別に定めるところによる。

4 前各項に定めるもののほか、初任給調整手当を支給されるフルタイム会計年度任用職員の範囲及び初任給調整手当の支給期間等については、沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）の規定（同条例第11条第1項に規定する初任給調整手当を支給される職員に関する規定を除く。）の適用を受ける職員の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の地域手当)

**第36条** フルタイム会計年度任用職員のうち、会計年度任用医師、会計年度任用歯科医師、会計年度任用専門研修医師又は会計年度任用専門研修歯科医師の職にあるものには、当分の間、給料月額に100分の16を乗じて得た月額地域手当を支給する。

(フルタイム会計年度任用職員の特種勤務手当)

**第37条** 特種勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事するフルタイム会計年度任用職員に対して支給する。

2 フルタイム会計年度任用職員に支給する特種勤務手当の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 伝染病防疫手当
- (2) 夜間看護等手当
- (3) 巡回診療手当
- (4) 暴風雨時手当
- (5) 夜間特殊業務手当
- (6) 精神保健業務手当
- (7) 高電圧作業手当
- (8) 性暴力被害者支援医療業務手当

(伝染病防疫手当)

**第38条** 伝染病防疫手当は、病院事業会計年度任用職員医療職給料表(1)の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員以外のフルタイム会計年度任用職員が、次に掲げる業務に従事したときに支給する。

(1) 感染症予防法第6条第2項及び第3項に定める感染症並びに管理者がこれらに相当すると認める感染症(以下次号において「感染症」という。)の病原体に汚染されている区域において感染症の病原体を有する者若しくは有する疑いのある者の看護等の作業又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事したとき。

(2) 会計年度任用運転士が、感染症の病原体を有する者又は有する疑いのある者の搬送業務に従事したとき。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき290円とする。

(夜間看護等手当)

**第39条** 夜間看護等手当は、次に掲げる場合に支給する。

(1) 会計年度任用看護師、会計年度任用准看護師、会計年度任用臨床検査技師、会計年度任用診療放射線技師、会計年度任用薬剤師若しくは会計年度任用看護補助員(看護学校を卒業した者に限る。)又は管理者がこれらに準ずると認めるフルタイム会計年度任用職員が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において行われる看護等の業務に従事したとき。

(2) 病院事業会計年度任用職員医療職給料表の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員のうち管理者の定めるフルタイム会計年度任用職員が、正規の勤務時間以外の時間において、勤務の時間帯その他に関し管理者が定める特別な事情の下で救急医療等の業務に従事したとき。

2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号の業務 次のア又はイに掲げる場合に応じ、ア又はイに定める額

ア その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合 6,800円

イ その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合 次の(ア)から(イ)までに掲げる場合に応じ、(ア)から(イ)までに定める額

(ア) 深夜における勤務時間が4時間以上である場合 3,300円

(イ) 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合 2,900円

(ロ) 深夜における勤務時間が2時間未満である場合 2,000円

(2) 前項第2号の業務 1,620円

(巡回診療手当)

**第40条** 巡回診療手当は、フルタイム会計年度任用職員が、離島へき地の巡回診療の業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げるフルタイム会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。



- (1) 病院事業会計年度任用職員医療職給料表(1)の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員 5,000円
- (2) 会計年度任用看護師、会計年度任用臨床検査技師、会計年度任用診療放射線技師 1,500円  
(暴風雨時手当)

**第41条** 暴風雨時手当は、フルタイム会計年度任用職員が暴風雨時（当該職員が勤務する事業所における業務又は事務（以下この条において「業務等」という。）の全部又は一部が、台風の来襲等による事故発生の防止のための措置として停止された期間に限る。）において、業務等に従事することを特別に命ぜられ、当該業務等に従事したときに支給する。

- 2 前項の手当の額は、業務等に従事した時間1時間につき500円とする。  
(夜間特殊業務手当)

**第42条** 夜間特殊業務手当は、会計年度任用施設管理技士が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務に従事したときに支給する。

- 2 前項の手当の額は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
  - (1) その勤務時間が深夜の全部を含む勤務1回につき 980円
  - (2) その勤務時間が深夜の一部を含む勤務1回につき 650円（深夜における勤務時間が2時間に満たない場合にあつては、410円）  
(精神保健業務手当)

**第43条** 精神保健業務手当は、病院（精和病院を除く。）に所属する会計年度任用運転士が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者の搬送業務に従事したときに支給する。

- 2 前項の手当の額は、勤務1日につき230円とする。  
(高電圧作業手当)

**第44条** 高電圧作業手当は、フルタイム会計年度任用職員が交流600ボルト以上又は直流750ボルト以上の電圧を有する電流の送電中における受送電設備の保守又は補修の作業に従事したときに支給する。

- 2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき230円とする。  
(性暴力被害者支援医療業務手当)

**第45条** 性暴力被害者支援医療業務手当は、会計年度任用医師及び会計年度任用専門研修医師であるフルタイム会計年度任用職員が、性的な被害を及ぼす暴力その他の言動により性的な被害を受けた者（当該被害について初めて医療を受けるものに限る。）の医療の業務に従事したときに支給する。

- 2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき15,000円とする。  
(特殊勤務手当の額の特例)

**第46条** 第38条、第43条及び第44条に掲げる特殊勤務手当の支給される業務に従事した時間が1日について4時間に満たない場合におけるその日の当該手当の額は、この訓令の規定により受けるべき額に100分の60を乗じて得た額とする。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

**第47条** フルタイム会計年度任用職員の期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員のうち、その任用期間及び現にフルタイム会計年度任用職員として任用されている日の属する年度において、管理者が任用する次に掲げる職員の任用期間を合算した期間が6箇月以上あるフルタイム会計年度任用職員（第3項に規定するフルタイム会計年度任用職員を除く。）に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員（第5項に規定するフルタイム会計年度任用職員を除く。）についても、同様とする。

- (1) 会計年度任用職員（基準日現在における会計年度任用職員を除く。）
- (2) 病院給与条例の適用を受ける職員

- 2 基準日（6月1日に限る。）現在に現に会計年度任用職員として任用されている日の属する年度の前年度以前から引き続き当該会計年度任用職員と管理者を同じくする前項各号に掲げる職員として前年度に在職した期間（同一の期間に2以上の重複する任用の期間がある場合にあつては、いずれか1の任用の期間）は、同項の任用の期間に含むものとする。

- 3 次に掲げるフルタイム会計年度任用職員には、期末手当を支給しない。

- (1) 1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の者
- (2) 無給休職者（法第28条第2項第1号又は沖縄県職員の分限に関する条例（昭和47年沖縄県条例第4

- 号)第2条の規定に該当して休職にさているフルタイム会計年度任用職員のうち、給与の支給を受けていない者をいう。)
- (3) 刑事休職者(法第28条第2項第2号の規定に該当して休職にされているフルタイム会計年度任用職員をいう。)
- (4) 停職者(法第29条第1項の規定により停職にされているフルタイム会計年度任用職員をいう。)
- (5) 専従休職者(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第6条第1項ただし書に規定する許可を受けているフルタイム会計年度任用職員をいう。)
- (6) 育児休業法第2条第1項の規定により育児休業をしているフルタイム会計年度任用職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間(管理者が定めるこれに相当する期間を含む。)があるフルタイム会計年度任用職員以外のフルタイム会計年度任用職員
- 4 前項第1号に規定する1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満のフルタイム会計年度任用職員は、任期中に割り振るとされている管理者が定める勤務時間の合計時間数を任期の属する週数で除して得た時間が15時間30分未満となるフルタイム会計年度任用職員とする。
- 5 基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員のうち、次に掲げるフルタイム会計年度任用職員には、期末手当を支給しない。
- (1) 退職し、又は死亡した日において第3項各号のいずれかに該当するフルタイム会計年度任用職員であった者
- (2) 退職の後基準日までの間においてフルタイム会計年度任用職員(期末手当が支給される場合に限る。)となった者
- 6 期末手当の支給日は、6月1日の基準日に係る期末手当にあつては6月30日、12月1日の基準日に係る期末手当にあつては12月10日とし、これらの日が日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において最も近い日曜日又は土曜日でない日とする。
- 7 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30
- 8 基準日以前6箇月以内の期間において、第1項各号(6月1日の在職期間に限る。)に掲げる職員であった期間は、前項の在職期間に算入する。
- 9 前項の職員の算定については、次に掲げる期間を除算する。
- (1) 第3項第4号及び第5号に掲げる職員として在職した期間については、その全期間
- (2) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員(当該育児休業承認にかかる期間が1箇月以下である職員を除く。)として在職した期間については、その2分の1の期間
- (3) 休職にされていた期間については、その2分の1の期間
- 10 フルタイム会計年度任用職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる理由に該当して、休職されたときは、その期間については、前項の規定にかかわらず、除算は行わない。
- 11 第7項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額(1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。
- (フルタイム会計年度任用職員の退職手当)
- 第48条** フルタイム会計年度任用職員のうち、常勤職員について定められている勤務時間以上勤務した日(就業規程により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を当たられた日を含む。)が18日以上ある月が引き続いて6月を超えるに至ったもので、そのを超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものに対して、退職手当を支給する。
- 2 前項の退職手当の額及び支給方法については、沖縄県職員の退職手当に関する条例(昭和47年沖縄県条例第40号)の規定(同条例第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気(以下

この項において「傷病」という。)による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の適用を受ける職員の例による。

(フルタイム会計年度任用職員のその他の手当)

**第49条** 通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当の額及び支給方法は、常勤職員の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の旅費)

**第50条** フルタイム会計年度任用職員が公務のため旅行(赴任に係る旅費を除く。)したときは、旅費を支給する。

2 前項の旅費の額及び支給方法は、沖縄県職員の旅費に関する条例(昭和47年沖縄県条例第49号)の規定(同条例第6条第10項から第12項まで及び第22条から第24条までの規定を除く。)の適用を受ける職員の例による。

(パートタイム会計年度任用職員の初任給調整手当に相当する報酬)

**第51条** パートタイム会計年度任用職員に対する初任給調整手当に相当する報酬(以下「初任給調整手当相当額」という。)は、次に掲げるパートタイム会計年度任用職員の職に採用されたものに対して支給する。

(1) 会計年度任用医師等

(2) 会計年度任用初期研修医師、会計年度任用初期研修歯科医師、会計年度任用専門研修医師及び会計年度任用専門研修歯科医師

(3) 会計年度任用薬剤師

2 初任給調整手当相当額は、次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより算定された額とする。

(1) 前項第1号に規定する会計年度任用職員 次のアからウまでに掲げる報酬の支給単位に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定された額

ア 月額で基本報酬額を支給するパートタイム会計年度任用職員 第35条第1項第1号の規定の適用を受ける会計年度任用職員の初任給調整手当の額に1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除したものを乗じて得た額

イ 日額で基本報酬額を支給するパートタイム会計年度任用職員 第35条第1項第1号の規定の適用を受ける会計年度任用職員の初任給調整手当の額を21で除して得た額

ウ 時間額で基本報酬額を支給するパートタイム会計年度任用職員 第35条第1項第1号の規定の適用を受ける会計年度任用職員の初任給調整手当の額に12を乗じ、その額を38時間45分に52を乗じたものから38時間45分を5で除したものに18を乗じたものを減じたもので除して得た額

(2) 前項第2号に規定する会計年度任用職員 次のアからウまでに掲げる報酬の支給単位に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定された額

ア 月額で基本報酬額を支給するパートタイム会計年度任用職員 第35条第1項第2号の規定の適用を受ける会計年度任用職員の初任給調整手当の額に1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除したものを乗じて得た額

イ 日額で基本報酬額を支給するパートタイム会計年度任用職員 第35条第1項第2号の規定の適用を受ける会計年度任用職員の初任給調整手当の額を21で除して得た額

ウ 時間額で基本報酬額を支給するパートタイム会計年度任用職員 第35条第1項第2号の規定の適用を受ける会計年度任用職員の初任給調整手当の額に12を乗じ、その額を38時間45分に52を乗じたものから38時間45分を5で除したものに18を乗じたものを減じたもので除して得た額

(3) 前項第3号に規定する会計年度任用職員 次のアからウまでに掲げる報酬の支給単位に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定された額

ア 月額で基本報酬額を支給するパートタイム会計年度任用職員 第35条第1項第3号の規定の適用を受ける会計年度任用職員の初任給調整手当の額に1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除したものを乗じて得た額

イ 日額で基本報酬額を支給するパートタイム会計年度任用職員 第35条第1項第3号の規定の適用を受ける会計年度任用職員の初任給調整手当の額を21で除して得た額

ウ 時間額で基本報酬額を支給するパートタイム会計年度任用職員 第35条第1項第3号の規定の適用

を受ける会計年度任用職員の初任給調整手当の額に12を乗じ、その額を38時間45分に52を乗じたものから38時間45分を5で除したものに18を乗じたものを減じたもので除して得た額

- 3 前2項に定めるもののほか、初任給調整手当相当額を支給されるパートタイム会計年度任用職員の範囲及び初任給調整手当相当額の支給期間等については、第35条の規定の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員の例による。

(パートタイム会計年度任用職員の地域手当に相当する報酬)

**第52条** パートタイム会計年度任用職員に対する地域手当に相当する報酬(以下「地域手当相当額」という。)は、会計年度任用医師、会計年度任用歯科医師、会計年度任用専門研修医師及び会計年度任用専門研修歯科医師の職に採用されたパートタイム会計年度任用職員に対して支給する。

- 2 地域手当相当額は、次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより算定された額とする。

- (1) 月額で基本報酬額を支給するパートタイム会計年度任用職員 第36条の規定の例により計算して得られる地域手当の額に、1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除したものを乗じて得た額
- (2) 日額で基本報酬額を支給するパートタイム会計年度任用職員 第36条の規定の例により計算して得られる地域手当の額を21で除して得た額
- (3) 時間額で基本報酬額を支給するパートタイム会計年度任用職員 第36条の規定の例により計算して得られる地域手当の額に12を乗じ、その額を38時間45分に52を乗じたものから38時間45分を5で除したものに18を乗じたものを減じたもので除して得た額

(パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当に相当する報酬)

**第53条** パートタイム会計年度任用職員に対する特殊勤務手当に相当する報酬の種類、額及び支給方法は、フルタイム会計年度任用職員の例による。

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当に相当する報酬)

**第54条** パートタイム会計年度任用職員に対する時間外勤務手当に相当する額(以下「時間外勤務手当相当額」という。)は、正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命じられた当該職員に対して、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間について支給する。

- 2 時間外勤務手当相当額は、前項に規定するその勤務した1時間につき、次項に定める額(以下「時間基準額」という。)に正規の勤務時間を超えてした次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合においては、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額とする。

- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務したパートタイム会計年度任用職員に休日勤務手当に相当する額(以下「休日勤務手当相当額」という。)が支給される日を除く。次項において同じ。)における勤務 100分の125
- (2) 前項に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

- 3 前項に規定する時間基準額は、次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 月額で基本報酬額を支給するパートタイム会計年度任用職員 基本報酬額及び地域手当相当額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから1週間当たりの勤務時間を5で除したものに18を乗じたものを減じたもので除して得た額
- (2) 日額で基本報酬額を支給するパートタイム会計年度任用職員 基本報酬額及び地域手当相当額の合計額を管理者が定める勤務時間で除して得た額
- (3) 時間額で基本報酬額を支給するパートタイム会計年度任用職員 基本報酬額及び地域手当相当額の合計額

- 4 パートタイム会計年度任用職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務時間とその勤務した日の正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第2項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

- 5 前2項の規定にかかわらず、第8条第4項の規定により、あらかじめ同条第2項又は第3項の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項及び次項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務を命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(管理者が定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第3項各

号に規定する勤務1時間当たりの時間基準額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務手当相当額として支給する。

- 6 パートタイム会計年度任用職員が、正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（以下「日正規勤務時間外勤務」という。）の時間及び割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務（管理者が定める時間の勤務を除く。以下「週間正規勤務時間外勤務」という。）の時間の合計が、1箇月において60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した日正規勤務時間外勤務及び週間正規勤務時間外勤務の全時間に対して、第2項（第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第3項各号に規定する勤務1時間当たりの時間基準額に日正規勤務時間外勤務にあっては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は、100分の175）、週間正規勤務時間外勤務にあっては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当相当額として支給する。
- 7 第11条に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間にパートタイム会計年度任用職員が、勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した日正規勤務時間外勤務及び週間正規勤務時間外勤務の全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に与えられた時間外勤務手当相当額の支給に係る時間に対しては、当該1時間につき、第3項（第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第3項各号に規定する勤務1時間当たりの時間基準額に日正規勤務時間外勤務にあっては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は、100分の175）から第2項に規定する割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合、週間正規勤務時間外勤務にあっては100分の50から第5項に規定する割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当相当額を支給することを要しない。
- 8 前各項に規定するもののほか、労働基準法第37条の規定による割増賃金の支給が必要となる場合は、当該支給が必要となる額を時間外勤務手当相当額として支給する。

（パートタイム会計年度任用職員の休日勤務手当に相当する報酬）

**第55条** パートタイム会計年度任用職員に対する休日勤務手当相当額は、休日において正規の勤務時間中に勤務した全期間について支給する。

- 2 休日勤務手当相当額は、前項に規定するその勤務した1時間につき、前条第3項の額に、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
  - (1) 月額で基本報酬額を支給するパートタイム会計年度任用職員 100分の135
  - (2) 日額で基本報酬額を支給するパートタイム会計年度任用職員 100分の35
  - (3) 時間額で基本報酬額を支給するパートタイム会計年度任用職員 100分の35

（パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当に相当する報酬）

**第56条** パートタイム会計年度任用職員に対する夜間勤務手当（以下この条において「夜間勤務手当相当額」という。）は、正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した全期間について支給する。

- 2 夜間勤務手当相当額は、前項に規定するその勤務した1時間につき、第54条第3項の額に100分の25を乗じて得た額とする。

（パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当相当額等の特例）

**第57条** パートタイム会計年度任用職員が、次の各号に掲げる報酬の支給を受ける場合において、その者の勤務が前3条に規定する報酬の支給対象となるものであるときは、これらの規定による報酬の額に、第2項で定める額をそれぞれ時間外勤務手当相当額、休日勤務手当相当額及び夜間勤務手当相当額（以下この条において「時間外勤務手当相当額等」という。）として支給する。

- (1) 初任給調整手当相当額
- (2) 特殊勤務手当相当額
- 2 前項各号に掲げる報酬の支給を受けるパートタイム会計年度任用職員が時間勤務手当相当額等の支給を受ける勤務をした場合において、これらの報酬の額に加算される額は、次の各号に掲げる定める額に当該時間外勤務手当相当額等の支給対象となる勤務時間数を乗じて得た額とする。
  - (1) 初任給調整手当相当額については、次に掲げる額（以下「第1号算定基礎額」という。）に別表第8に掲げる勤務の区分に応じた割合を乗じて得た額
    - ア 第51条第2項第1号の適用を受けるパートタイム会計年度任用職員 同号の規定により算定された

額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから1週間当たりの勤務時間を5で除したものに18を乗じたものを減じたもので除して得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

イ 第51条第2項第2号の適用を受けるパートタイム会計年度任用職員 同号の規定により算定された額を管理者が定める勤務時間で除して得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

ウ 第51条第2項第3号の適用を受けるパートタイム会計年度任用職員 同号の規定により算定された額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

(2) 日額で定める特殊勤務手当相当額については、その額を7時間45分で除して得た額（以下「第2号算定基礎額」という。）に別表第8に掲げる勤務の区分に応じた割合を乗じて得た額

(3) 1時間当たりの額で定める特殊勤務手当相当額についてはその額、1回当たりの額で定める特殊勤務手当相当額についてはその基本報酬額の計算期間における特殊勤務手当相当額の総額を当該基本報酬額の計算期間において当該特殊勤務の作業に従事した時間数で除して得た額（以下「第3号算定基礎額」という。）にそれぞれ別表第8に掲げる勤務の区分に応じた割合を乗じて得た額

3 日正規勤務時間外勤務及び週間正規勤務時間外勤務の時間の合計が、1箇月について60時間を超えた第1項の規定により同項各号に掲げる報酬の支給を受けるパートタイム会計年度任用職員のその60時間を超えて勤務した日正規勤務時間外勤務及び週間正規勤務時間外勤務の時間に係る時間外勤務手当相当額の額に加算される額は、前項の規定より算定して得た時間外勤務手当相当額の額に、次の各号に定める額に当該60時間を超えてした日正規勤務時間外勤務又は週間正規勤務時間外勤務のそれぞれの時間数を乗じて得た額を加算した額とする。

(1) 初任給調整手当相当額については、第1号算定基礎額に別表第9に掲げる勤務の区分に応じた割合を乗じて得た額

(2) 日額で定める特殊勤務手当相当額については、第2号算定基礎額に別表第9に掲げる勤務の区分に応じた割合を乗じて得た額

(3) 1時間当たりの額で定める特殊勤務手当相当額については、第3号算定基礎額に別表第9に掲げる勤務の区分に応じた割合を乗じて得た額

（パートタイム会計年度任用職員の宿日直手当に相当する報酬）

**第58条** パートタイム会計年度任用職員に対する宿日直手当（以下次項において「宿日直手当相当額」という。）は、宿直勤務又は日直勤務を命じられた勤務に対して支給する。

2 宿日直手当相当額及び支給方法は、常勤職員の例による。

（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）

**第59条** 第47条第1項から第10項までの規定は、パートタイム会計年度任用職員に準用する。この場合において、「フルタイム会計年度任用職員」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

2 パートタイム会計年度任用職員の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において次の各号に定めるところにより算定した額（1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額）とする。

(1) 月額で基本報酬額を支給するパートタイム会計年度任用職員 基準日現在における基本報酬額及び第52条に規定する地域手当相当額を合算した額（以下次号及び第3号において「基本報酬額等」という。）

(2) 日額で基本報酬額を支給するパートタイム会計年度任用職員 基準日現在における基本報酬額等に管理者が定める1箇月当たりの勤務日数を乗じて得た額

(3) 時間額で基本報酬額を支給するパートタイム会計年度任用職員 基準日現在における基本報酬額等に38時間45分に52を乗じたものから7時間45分に18を乗じたものを減じたものを12で除したものを乗じ、その額に管理者が定める1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除したものを乗じて得た額

（パートタイム会計年度任用職員の費用弁償）

**第60条** パートタイム会計年度任用職員の費用弁償の額及び支給方法等は、沖縄県会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例（令和元年沖縄県条例第42号）の規定の適用を受ける会計年度任用職員の例による。

(会計年度任用職員の給与及び報酬の端数計算等)

**第61条** 第27条第4項の規定により算出した額、第30条に規定する勤務時間1時間当たりの給与及び報酬の額並びに第49条及び第54条から第56条までの規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、時間外勤務手当相当額、休日勤務手当相当額又は夜間勤務手当相当額の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

2 この訓令及び別に定めるもののほか、会計年度任用職員の給与及び報酬の額を算定する場合の端数計算は、常勤職員の例による。

3 給料又は基本報酬額を減額する場合の基礎となる時間数並びに時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、時間外勤務手当相当額、休日勤務手当相当額又は夜間勤務手当相当額の月額を支給の基礎となる勤務時間数は、その月におけるそれぞれの時間数の合計によるものとし、当該時間数の合計に1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てるものとする。

### 第7章 社会保険及び災害補償

(社会保険)

**第62条** 会計年度任用職員は、法令で定めるところにより、地方公務員共済組合、厚生年金保険及び健康保険若しくは国民年金及び国民健康保険又は雇用保険に加入しなければならない。

(災害補償)

**第63条** 会計年度任用職員の公務上の災害(負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下この条において同じ。)又は通勤による災害に対する補償については、地方公務員災害補償法又は労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の定めるところによる。

### 第8章 分限、懲戒及び解雇

(分限)

**第64条** 会計年度任用職員の分限については、就業規程第39条の規定を準用する。

(懲戒)

**第65条** 会計年度任用職員の懲戒については、就業規程第40条の規定を準用する。

(解雇)

**第66条** 会計年度任用職員の解雇については、就業規程第41条の規定を準用する。

(失職)

**第67条** 会計年度任用職員の失職については、就業規程第42条の規定を準用する。

(退職)

**第68条** 会計年度任用職員は、任期期間の途中で退職しようとするときは、退職しようとする日の10日前までに退職願を所属長に提出しなければならない。ただし、特別の事情のある場合はこの限りでない。

### 第9章 雑則

**第69条** この訓令の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

### 附 則

(施行期日)

**第1条** この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

(沖縄県病院事業局嘱託員設置規程等の廃止)

**第2条** 次に掲げる訓令は、廃止する。

(1) 沖縄県病院事業局嘱託員等設置規程(平成18年沖縄県病院事業局訓令第7号)

(2) 沖縄県病院事業局嘱託研修医師等設置規程(平成18年沖縄県病院事業局訓令第8号)

(3) 沖縄県病院事業局の非常勤職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程(平成18年沖縄県病院事業局訓令第9号)

(県立病院に所属する会計年度任用職員の勤務時間の割振り、休憩時間及び休息時間に関する特例)

**第3条** 県立病院に所属する会計年度任用職員のうち、交替制勤務者以外のフルタイム会計年度任用職員の勤務時間の割振りについては、当分の間、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時までの間において7時間45分とする。

2 県立病院に所属する会計年度任用職員のうち、交替制勤務者以外のフルタイム会計年度任用職員の休憩時間については、当分の間、12時15分から午後1時までの45分とする。

3 県立病院に所属する会計年度任用職員のうち、交替制勤務者のフルタイム会計年度任用職員の休憩時間

については、当分の間、勤務時間7時間45分について45分、7時間45分を超える場合は少なくとも1時間とし、院長が別に定める。

(会計年度任用医師等の給料月額及び基本報酬額の特例)

**第4条** フルタイム会計年度任用職員のうち会計年度任用医師等の給料表の適用については、当分の間、第31条の規定にかかわらず、附則別表を適用する。

2 フルタイム会計年度任用医師等に係る任用時の級号給の決定については、当分の間、第34条第3項の規定は適用しない。

3 パートタイム会計年度任用職員のうち会計年度任用医師等の基本報酬額は、当分の間、第27条第4項の規定にかかわらず、前2項の規定に基づくフルタイム計年度任用職員の例により計算して得られる号給に応じた給料月額を計算の基礎として、次に掲げる報酬の支給単位に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより算定された額とする。

(1) 月額 報酬基礎額に、1週間当たりの正規の勤務時間を38時間45分で除したものを乗じて得た額

(2) 日額 報酬基礎額を21で除して得た額

(3) 時間額 報酬基礎額に12を乗じ、その額を38時間45分に52を乗じたものから38時間45分を5で除したものに18を乗じたものを減じたもので除して得た額

(会計年度任用医師等の初任給調整手当等の特例)

**第5条** フルタイム会計年度任用職員のうち会計年度任用医師等で別表第7第1項の表<sup>(1)</sup>の項から<sup>(2)</sup>の項までに属するものの初任給調整手当の支給月額については、当分の間、第35条の規定にかかわらず、93,100円(精神科を本務とする医師にあつては、114,700円)の月額を支給する。

2 パートタイム会計年度任用職員のうち会計年度任用医師等で前項の規定に相当する会計年度任用職員の初任給調整手当相当額は、当分の間、第51条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより算定された額とする。

(1) 月額で基本報酬額を支給するパートタイム会計年度任用職員 前項の規定の例により計算して得られる初任給調整手当に、1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除したものを乗じて得た額

(2) 日額で基本報酬額を支給するパートタイム会計年度任用職員日額 前項の規定の例により計算して得られる初任給調整手当を21で除して得た額

(3) 時間額で基本報酬額を支給するパートタイム会計年度任用職員 前項の規定の例により計算して得られる初任給調整手当に12を乗じ、その額を38時間45分に52を乗じたものから38時間45分を5で除したものに18を乗じたものを減じたもので除して得た額

(期末手当等に係る算定方法の特例)

**第6条** フルタイム会計年度任用職員のうち病院事業会計年度任用職員行政職給料表、病院事業会計年度任用職員医療職給料表<sup>(2)</sup>、病院事業会計年度任用職員医療職給料表<sup>(3)</sup>及び病院事業会計年度任用職員現業業務従事職給料表の適用を受ける会計年度任用職員に対する期末手当の支給については、当分の間、第47条(第3項を除く。)の規定にかかわらず、期末手当基礎額に100分の260を乗じた額を12で除して得た額(100円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額)を期末手当として毎月の支給日に支給する。

2 前項の期末手当基礎額は、任用時に職員が受けるべき給料月額及び地域手当の月額を合算した額(1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

3 パートタイム会計年度任用職員のうち、会計年度任用医師、会計年度任用初期研修医師、会計年度任用専門研修医師、会計年度任用歯科医師、会計年度任用初期研修歯科医師及び会計年度任用専門研修歯科医師以外の職に任用するパートタイム会計年度任用職員の期末手当の支給については、当分の間、第59条(第59条第1項の規定により準用する第47条第3項を除く。)の規定にかかわらず、次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を期末手当として毎月の支給日に支給する。

(1) 月額で基本報酬額を支給するパートタイム会計年度任用職員 任用時に当該職員が受けるべき基本報酬額及び第52条に規定する地域手当相当額を合算した額(以下次号及び第3号において「附則基本報酬額等」という。)に100分の260を乗じた額を12で除して得た額(100円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額)

(2) 日額で基本報酬額を支給するパートタイム会計年度任用職員 任用時に当該職員が受けるべき附則基本報酬額等に管理者が定める1箇月当たりの勤務日数を乗じて得た額に100分の260を乗じた額を12で除して得た額(100円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額)



(3) 時間額で基本報酬額を支給するパートタイム会計年度任用職員 任用時に当該職員が受けるべき附則基本報酬額等に38時間45分に52を乗じたものから7時間45分に18を乗じたものを減じたものを12で除したものを乗じ、その額に管理者が定める1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除したものを乗じて得た額に100分の260を乗じた額を12で除して得た額（100円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）

- 4 第1項及び第3項に掲げる会計年度任用職員が、当該規定による期末手当支給期間の中途において第47条第3項に該当する場合におけるその期末手当支給期間の期末手当は、日割り計算により支給する。
- 5 前項の規定により期末手当を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その期末手当額は、その期間の現日数から第8条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 6 フルタイム会計年度任用職員のうち病院事業会計年度任用職員医療職給料表(1)の適用を受ける会計年度任用職員に対する令和2年度及び令和3年度の期末手当については、第47条の規定により算出される期末手当額に、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じて定める同表右欄の割合を乗じて得た額を支給するものとする。

期間の区分	乗じる率
令和2年度	100分の33
令和3年度	100分の66

- 7 パートタイム会計年度任用職員のうち会計年度任用医師、会計年度任用初期研修医師、会計年度任用専門研修医師、会計年度任用歯科医師、会計年度任用初期研修歯科医師及び会計年度任用専門研修歯科医師の職に任用された会計年度任用職員に対する令和2年度及び令和3年度の期末手当については、第59条の規定により算出される期末手当額に、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じて定める同表右欄の割合を乗じて得た額を支給するものとする。

期間の区分	乗じる率
令和2年度	100分の33
令和3年度	100分の66

附則別表

病院事業会計年度任用職員医療職給料表(1)

職務の級 号 給	1 級	2 級
	給料月額	給料月額
	円	円
1	204,800	274,700
2	206,800	277,100
3	208,900	279,500
4	210,900	281,900
5	212,700	284,100
6	215,900	286,700
7	219,000	289,200
8	222,100	291,800
9	225,000	294,100
10	228,300	296,300
11	231,600	298,800
12	234,900	301,500
13	238,000	303,800
14	241,300	306,700
15	244,500	309,200

16	247,700	312,100
17	250,700	315,100
18	253,700	317,300
19	256,500	319,300
20	259,500	321,500
21	262,400	323,800
22	265,500	325,700
23	268,300	327,700
24	271,000	329,400
25	273,900	331,100
26	276,100	333,000
27	278,300	334,800
28	280,400	336,600
29	282,700	338,500
30	284,200	340,300
31	286,000	341,900
32	288,000	343,600
33	289,800	345,200
34	291,700	346,600
35	293,400	348,100
36	295,300	349,800
37	297,100	351,300
38	299,100	353,000
39	300,900	354,500
40	302,500	356,200
41	304,400	357,600
42	305,400	359,100
43	306,500	360,500
44	307,500	362,000
45	308,400	363,500
46	309,600	364,900
47	310,800	366,400
48	312,000	367,800
49	312,900	369,300
50	313,800	370,700
51	314,600	372,100
52	315,200	373,600
53	316,000	375,200
54	316,700	376,200
55	317,300	377,200
56	318,000	378,100
57	318,600	379,100
58	319,300	379,900
59	320,000	380,800
60	320,700	381,600
61	321,100	382,200
62	321,500	382,800
63	321,800	383,400
64	322,200	384,000
65	322,500	384,500
66		385,100
67		385,700
68		386,200

69	386,400
70	387,000
71	387,600
72	388,100
73	388,500
74	389,000
75	389,500
76	390,100
77	390,400
78	390,900
79	391,400
80	391,800
81	392,300
82	392,700
83	393,100
84	393,600
85	393,900
86	394,400
87	394,700
88	395,100
89	395,500
90	396,000
91	396,500
92	396,800
93	397,200
94	397,700
95	398,200
96	398,700
97	399,100

備考 この表は、会計年度任用医師及び会計年度任用歯科医師に適用する。

別表第1（第19条関係）

死亡した者	日数
配偶者又は父母	7日
子	5日
祖父母	3日（会計年度任用職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては、7日）
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日（会計年度任用職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては、7日）
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日（会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあつては、7日）
子の配偶者又は配偶者の子	1日（会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあつては、5日）
祖父母の配偶者若しくは配偶者の祖父母又は兄弟姉妹の配偶者若しくは配偶者の兄弟姉妹	1日（会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあつては、3日）

おじ又はおばの配偶者

1日

備考 葬祭のため遠隔の地に赴く必要がある場合には、実際に要する往復日数を加算することができる。

**別表第2** (第31条関係)

病院事業会計年度任用職員行政職給料表

職務の級 号 給	1 級 給料月額
	円
1	129,700
2	129,800
3	129,900
4	130,100
5	130,200
6	130,300
7	130,400
8	130,600
9	130,700
10	130,800
11	130,900
12	131,100
13	131,200
14	132,500
15	133,700
16	135,000
17	136,000
18	137,200
19	138,400
20	139,700
21	140,700
22	143,000
23	145,100
24	147,200
25	149,400
26	150,700
27	152,100
28	153,500
29	154,700
30	156,100
31	157,600
32	158,900
33	160,300
34	161,400
35	162,600
36	163,900
37	164,900

備考 この表は、会計年度任用職員で他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

**別表第3** (第31条関係)

1 病院事業会計年度任用職員医療職給料表(1)

職務の級	1 級
------	-----

号 給	給料月額
	円
1	204,800
2	206,800
3	208,900
4	210,900
5	212,700
6	215,900
7	219,000
8	222,100
9	225,000
10	228,300
11	231,600
12	234,900
13	238,000
14	241,300
15	244,500
16	247,700
17	250,700
18	253,700
19	256,500
20	259,500
21	262,400
22	265,500
23	268,300
24	271,000
25	273,900
26	276,100
27	278,300
28	280,400
29	282,700
30	284,200
31	286,000
32	288,000
33	289,800
34	291,700
35	293,400
36	295,300
37	297,100
38	299,100
39	300,900
40	302,500
41	304,400

備考 この表は、会計年度任用医師、会計年度任用初期研修医師、会計年度任用専門研修医師、会計年度任用歯科医師、会計年度任用初期研修歯科医師及び会計年度任用専門研修歯科医師に適用する。

2 病院事業会計年度任用職員医療職給料表(2)

職務の級	1 級	2 級
号 給	給料月額	給料月額
1	円 129,700	円 154,400

2	130,200	155,800
3	130,700	157,100
4	131,200	158,400
5	131,700	159,600
6	132,200	160,800
7	132,700	162,100
8	133,200	163,400
9	133,700	164,700
10	135,100	166,100
11	136,400	167,400
12	137,900	168,800
13	139,100	169,900
14	140,700	171,200
15	142,300	172,600
16	143,900	173,900
17	145,400	175,000
18	146,900	176,300
19	148,400	177,700
20	149,900	179,100
21	151,400	180,200
22	152,600	181,400
23	153,900	182,600
24	155,100	183,800
25	156,400	184,900
26	157,500	186,100
27	158,700	187,200
28	159,900	
29	161,100	
30	162,100	
31	163,100	
32	164,200	
33	165,300	
34	166,500	
35	167,600	
36	168,700	
37	169,600	

備考 この表は、会計年度任用臨床検査技師、会計年度任用視能訓練士、会計年度任用薬剤師、会計年度任用管理栄養士、会計年度任用診療放射線技師、会計年度任用理学療法士、会計年度任用作業療法士、会計年度任用言語聴覚士、会計年度任用臨床工学技士、会計年度任用歯科衛生士及び会計年度任用歯科技工士に適用する。

3 病院事業会計年度任用職員医療職給料表(3)

職務の級	1 級	2 級
号 給	給料月額	給料月額
	円	円
1	135,500	157,700
2	136,600	159,400
3	137,900	161,200
4	139,000	162,800
5	140,200	164,500
6	141,400	166,400
7	142,600	168,300

8	143,900	170,100
9	144,800	172,000
10	146,200	173,100
11	147,600	174,300
12	148,800	175,300
13	149,900	176,400
14	151,600	177,600
15	153,200	178,800
16	154,800	179,800
17	156,600	180,900
18		182,200
19		183,400
20		184,600
21		185,500
22		186,900
23		188,300
24		189,700
25		190,800
26		192,200
27		193,600
28		194,900
29		196,300
30		197,400
31		198,500
32		199,400
33		200,400

備考 この表は、会計年度任用看護師、会計年度任用健康管理看護師及び会計年度任用准看護師に適用する。

別表第4（第31条関係）

病院事業会計年度任用職員現業業務従事職給料表

職務の級	1 級
号 給	給料月額
	円
1	129,700
2	129,800
3	129,900
4	130,100
5	130,300
6	130,400
7	130,500
8	130,700
9	130,900
10	131,000
11	131,100
12	131,300
13	131,500
14	131,600
15	131,700
16	131,900
17	132,100

18	132,200
19	132,300
20	132,500
21	132,700
22	132,800
23	132,900
24	133,100
25	133,300
26	133,400
27	133,500
28	133,700
29	133,900
30	135,000
31	136,200
32	137,500
33	138,600
34	140,100
35	141,600
36	143,000
37	144,400
38	145,800
39	147,200
40	148,600
41	149,800

備考 この表は、会計年度任用運転士、会計年度任用調理士、会計年度任用施設管理技士、会計年度任用看護補助員及び会計年度任用医療技術補助員に適用する。

別表第5 (第33条関係)  
任用時級号給基準表

給料表	職種	初任給基準表		上限級号給
		学歴免許等	級号給	級号給
病院事業 会計年度 任用職員 行政職給 料表	会計年度任用事務補助員 会計年度任用看護師事務作業補助員	高校卒	1級1号給	1級25号給
	会計年度任用医師事務作業補助員 会計年度任用がん登録事務員 会計年度任用診療情報管理士 会計年度任用診療費収納相談員 会計年度任用保育士 会計年度任用臨床心理士事務員 会計年度任用社会福祉事務員 会計年度任用精神保健福祉事務員			1級37号給
病院事業 会計年度 任用職員 医療職給 料表(1)	会計年度任用医師	大学6卒	1級1号給	1級41号給
	会計年度任用初期研修医師			1級5号給
	会計年度任用専門研修医師			1級21号給
	会計年度任用歯科医師			1級41号給
	会計年度任用初期研修歯科医師			1級1号給
	会計年度任用専門研修歯科医師			1級21号給
病院事業	会計年度任用薬剤師	大学6卒	2級15号給	2級27号給



会計年度 任用職員 医療職給 料表(2)		大学4卒	2級1号給	
	会計年度任用管理栄養士	大学卒	2級1号給	2級13号給
		短大卒	1級11号給	1級37号給
	会計年度任用臨床検査技師 会計年度任用視能訓練士 会計年度任用診療放射線技師 会計年度任用理学療法士 会計年度任用作業療法士 会計年度任用言語聴覚士 会計年度任用臨床工学技士	大学卒	2級1号給	2級13号給
		短大3卒	1級17号給	1級37号給
	会計年度任用歯科衛生士	短大3卒	1級17号給	1級37号給
		短大2卒	1級11号給	
		高校卒	1級7号給	
	会計年度任用歯科技工士	短大3卒	1級17号給	1級37号給
		短大2卒	1級11号給	
高校卒		1級1号給		
病院事業 会計年度 任用職員 医療職給 料表(3)	会計年度任用看護師	短大3卒	2級5号給	2級33号給
		短大2卒	2級1号給	
	会計年度任用健康管理看護師	短大3卒	2級5号給	2級33号給
		短大2卒	2級1号給	
	会計年度任用准看護師	准看護師養成所卒	1級1号給	1級17号給
病院事業 会計年度 任用職員 現業業務 従事職給 料表	会計年度任用看護補助員 会計年度任用医療技術補助員	中学卒	1級1号給	1級41号給
		高校卒	1級17号給	
	会計年度任用運転士 会計年度任用調理士 会計年度任用施設管理技士	中学卒	1級9号給	

備考

- 1 学歴免許等欄の区分は、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第10号）別表第3の学歴免許等資格区分表に定めるところによる。ただし、会計年度任用運転士及び会計年度任用施設管理技士である者にあつては、その者の学歴免許等の資格にかかわらず、高校卒の区分によるものとする。
- 2 病院事業会計年度任用職員医療職給料表(1)の適用を受ける者の経験年数は、その免許を取得した時以後のものとする。ただし、管理者が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。
- 3 学歴免許等欄の「准看護師養成所卒」は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所（保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律（平成13年法律第153号）による改正前の保健婦助産婦看護婦法第22条第1号又は第2号に規定する学校又は養成所を含む。）の卒業を示す。
- 4 准看護師の業務に3年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第21条第4号の規定に該当した者で会計年度任用看護師となったものに対するこの表の適用については、学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する初任給基準欄の級号給をそれぞれ「大学卒」にあつては2級15号給、「短大2卒」にあつては2級9号給とする。
- 5 新たに病院事業会計年度任用職員現業業務従事職給料表の適用を受ける者となったもののうち学歴免

許等欄に掲げる学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数を有する者の号給は、初任給基準欄に定める号給の号数に、当該経験年数の月数を12月（会計年度任用運転士及び会計年度任用施設管理技士である者の経験年数（現業業務従事職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間の年数を除く。以下「その他の経験年数」という。）のうち5年を超え10年までのものの月数にあつては15月、10年を超えるものの月数にあつては18月、会計年度任用調理士である者で高校卒のもの（中学卒で経験年数が3年以上のものはその者の経験年数から3年を減じて高校卒と同様に決定する。）のその他の経験年数のうち5年を超え10年までのものの月数にあつては15月、10年を超えるものの月数にあつては18月、会計年度任用看護補助員及び会計年度任用医療技術補助員である者のその他の経験年数のうち8年を超えるものの月数にあつては18月）で除した数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給とする。ただし、上限級号給欄の級号給を超えることはできない。

別表第6（第34条関係）

経験年数換算表

経歴	換算率
(1) 沖縄県病院事業局の職員として職務に従事した期間	100/100
(2) 沖縄県立病院以外の病院で類似の職務に従事した期間	75/100
(3) (1)及び(2)以外の職務に従事した期間	50/100
(4) 医療に関する学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間（正規の修学年数に限る。）	
(5) その他の期間	25/100

別表第7（第35条関係）

1 会計年度任用医師及び会計年度任用歯科医師

期間の区分	月 額
(1) 採用の日の属する年度から起算して16年度目の属する年度の末日まで	344,500円（精神科を本務とする医師にあつては、365,600円）
(2) 採用の日の属する年度から起算して17年度目の末日まで	340,100円（精神科を本務とする医師にあつては、361,200円）
(3) (2)に掲げる年度の翌年度	335,700円（精神科を本務とする医師にあつては、356,800円）
(4) (3)に掲げる年度の翌年度	331,300円（精神科を本務とする医師にあつては、352,400円）
(5) (4)に掲げる年度の翌年度	326,900円（精神科を本務とする医師にあつては、348,000円）
(6) (5)に掲げる年度の翌年度	322,500円（精神科を本務とする医師にあつては、343,600円）
(7) (6)に掲げる年度の翌年度	310,500円（精神科を本務とする医師にあつては、331,600円）
(8) (7)に掲げる年度の翌年度	298,300円（精神科を本務とする医師にあつては、319,300円）
(9) (8)に掲げる年度の翌年度	286,500円（精神科を本務とする医師にあつては、307,600円）
(10) (9)に掲げる年度の翌年度	274,500円（精神科を本務とする医師にあつては、295,700円）
(11) (10)に掲げる年度の翌年度	262,500円（精神科を本務とする医師にあつては、283,600円）
(12) (11)に掲げる年度の翌年度	247,300円（精神科を本務とする医師にあつては、268,400円）
(13) (12)に掲げる年度の翌年度	232,500円（精神科を本務とする医師にあつては、253,800円）

(14)	(13)に掲げる年度の翌年度	217,600円（精神科を本務とする医師にあつては、238,900円）
(15)	(14)に掲げる年度の翌年度	202,300円（精神科を本務とする医師にあつては、223,600円）
(16)	(15)に掲げる年度の翌年度	185,200円（精神科を本務とする医師にあつては、206,300円）
(17)	(16)に掲げる年度の翌年度	167,700円（精神科を本務とする医師にあつては、189,100円）
(18)	(17)に掲げる年度の翌年度	150,600円（精神科を本務とする医師にあつては、172,000円）
(19)	(18)に掲げる年度の翌年度	120,400円（精神科を本務とする医師にあつては、141,800円）
(20)	(19)に掲げる年度の翌年度	93,100円（精神科を本務とする医師にあつては、114,700円）
(21)	(20)に掲げる年度の翌年度	69,500円（精神科を本務とする医師にあつては、91,100円）
(22)	(21)に掲げる年度の翌年度	50,800円（精神科を本務とする医師にあつては、72,400円）
(23)	(22)に掲げる年度の翌年度	36,300円（精神科を本務とする医師にあつては、57,900円）
(24)	(23)に掲げる年度の翌年度	25,400円（精神科を本務とする医師にあつては、47,000円）
(25)	(24)に掲げる年度の翌年度	17,400円（精神科を本務とする医師にあつては、39,000円）
(26)	(25)に掲げる年度の翌年度	11,700円（精神科を本務とする医師にあつては、33,300円）
(27)	(26)に掲げる年度の翌年度	7,700円（精神科を本務とする医師にあつては、29,300円）
(28)	(27)に掲げる年度の翌年度	5,000円（精神科を本務とする医師にあつては、26,600円）
(29)	(28)に掲げる年度の翌年度	3,200円（精神科を本務とする医師にあつては、24,800円）
(30)	(29)に掲げる年度の翌年度	2,000円（精神科を本務とする医師にあつては、23,600円）
(31)	(30)に掲げる年度の翌年度	1,200円（精神科を本務とする医師にあつては、22,800円）
(32)	(31)に掲げる年度の翌年度	700円（精神科を本務とする医師にあつては、22,300円）

備考 この表は、会計年度任用医師及び会計年度任用歯科医師に適用する。

2 会計年度任用研修医師及び会計年度任用研修歯科医師

期間の区分	月 額
(1) 採用の日の属する年度から起算して、翌年度の末日まで	86,000円
(2) (1)に掲げる年度の翌年度	84,900円
(3) (2)に掲げる年度の翌年度	83,800円
(4) (3)に掲げる年度の翌年度	82,700円
(5) (4)に掲げる年度の翌年度	81,600円

備考 この表は、会計年度任用初期研修医師、会計年度任用専門研修医師、会計年度任用初期研修歯科医師及び会計年度任用専門研修歯科医師に適用する。

3 会計年度任用薬剤師

期間の区分	月 額	
	学歴区分が大学6卒の者	学歴区分が大学4卒の者
(1) 採用の日から同日の属する年度の末日まで	37,000円	33,000円
(2) 採用の日の属する年度の翌年度	37,000円	33,000円

(3) (2)に掲げる年度の翌年度	37,000円	33,000円
(4) (3)に掲げる年度の翌年度	34,000円	33,000円
(5) (4)に掲げる年度の翌年度	31,000円	33,000円
(6) (5)に掲げる年度の翌年度	28,000円	30,000円
(7) (6)に掲げる年度の翌年度	25,000円	27,000円
(8) (7)に掲げる年度の翌年度	22,000円	24,000円
(9) (8)に掲げる年度の翌年度	19,000円	21,000円
(10) (9)に掲げる年度の翌年度	16,000円	18,000円
(11) (10)に掲げる年度の翌年度	13,000円	15,000円
(12) (11)に掲げる年度の翌年度	10,000円	12,000円
(13) (12)に掲げる年度の翌年度	7,000円	9,000円
(14) (13)に掲げる年度の翌年度	4,000円	6,000円
(15) (14)に掲げる年度の翌年度	1,000円	3,000円

備考 この表は、会計年度任用薬剤師に適用する。

#### 別表第8 (第57条関係)

勤務の区分	割合
第54条第2項第1号に掲げる勤務	100分の125 (午後10時から翌日の午前5時までの間の勤務については、100分の150)
第54条第2項第2号に掲げる勤務	100分の135 (午後10時から翌日の午前5時までの間の勤務については、100分の160)
第54条第5項に掲げる勤務	100分の25
休日勤務手当相当額の支給対象となる勤務	100分の135
夜間勤務手当相当額の支給対象となる勤務	100分の25

#### 別表第9 (第57条関係)

勤務の区分	割合
日正規勤務時間外勤務 (第54条第2項第1号に掲げる勤務に限る。) (第54条第7項の規定により時間勤務代休時間に代えられた時間の勤務を除く。)	100分の25
日正規勤務時間外勤務 (第54条第2項第2号に掲げる勤務に限る。) (第54条第7項の規定により時間勤務代休時間に代えられた時間の勤務を除く。)	100分の15
週間正規勤務時間外勤務 (第54条第7項の規定により時間勤務代休時間に代えられた時間の勤務を除く。)	100分の25

#### 第1号様式 (第4条関係)

##### 任用通知書

氏名	
所属所	
職の名称	

任用予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
給与	(日・時間・月) 額 円
勤務時間	
年 月 日 沖縄県病院事業管理者 病院事業局長	

第2号様式 (第5条関係)

会計年度任用職員台帳

所属所	氏名	生年月日	最終学歴	住所	電話	任用期間 (日・時間・月) 額	職の名称	任用回数	備考

第3号様式 (第26条関係)

年 月 日 営利企業への従事等届出書  
 沖縄県病院事業局長 殿

所属  
 職  
 氏 名 (所属長認印) ㊟

沖縄県病院事業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程第26条第2項の規定に基づき、次のとおり営利企業への従事等について届け出ます。

就こうとする業務の 属する団体	勤務地		所在地	
	事業の内容		事業形態の種別	
就こうとする業務	職名		職務内容と責任 の程度	
	勤務の態様			
	勤務時間			

	兼業の期間		
兼業が現職の職務遂行に与える影響その他参考事項			

注1 記載に当たっては、次の事項に注意すること。

- (1) 「事業の内容」の欄は、事業内容を具体的に記載すること。
  - (2) 「事業形態の種別」の欄は、営利形態の種別及び個人又は法人の別（法人にあつては、株式会社、合名会社等の別）を記載すること。
  - (3) 「勤務の態様」の欄は、常勤、非常勤の別を、臨時の場合は、その旨を記載すること。
  - (4) 「勤務時間」の欄は、1日当たりの勤務時間、1週間当たりの延べ勤務時間又は1週間当たり若しくは1月当たりの総勤務日数を記載すること。なお、正規の勤務時間をさく場合には、その旨を特に詳細に記載すること。
- 2 届出事項に変更が生じた場合は、新たに届出を行うこと。

**沖縄県病院事業局訓令第4号**

沖縄県病院事業局職員の人事評価実施規程及び沖縄県病院事業局職員の時間外勤務に関する事務処理要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我那覇 仁

**沖縄県病院事業局職員の人事評価実施規程及び沖縄県病院事業局職員の時間外勤務に関する事務処理要綱の一部を改正する訓令**

(沖縄県病院事業局職員の人事評価実施規程の一部改正)

**第1条** 沖縄県病院事業局職員の人事評価実施規程（平成28年沖縄県病院事業局訓令第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「企画監等」を「室長等」に、「室長（主査級相当職）」を「技師長 室長（主査級相当職）」に改め、同表注2中「労務管理監」を「室長」に改める。

別表第3の1の項の表中「人事班の主幹」を「人事班長」に改め、別表第3の2の項の表中「企画監等」を「室長等」に改め、同表注2中「主任看護師」の次に「、技師長（臨床工学科の技師長に限る。）」を加え、同表注4中「労務管理監」を「室長」に改める。

(沖縄県病院事業局職員の時間外勤務に関する事務処理要綱の一部改正)

**第2条** 沖縄県病院事業局職員の時間外勤務に関する事務処理要綱（平成29年沖縄県病院事業局訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「第10条」を「第10条第1項」に、「労務管理監」を「室長」に改め、「看護企画監及び」の次に「同条第2項に規定する」を加え、「第12条」を「第12条第1項」に改め、同条第6号中「第12条」を「第12条第1項」に改める。

**附 則**

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 光文堂コミュニケーションズ株式会社 〒901-1111 南風原町字兼城577番地
---	---